

復興フォローアップ委員会（第1回） 次第

日 時：平成21年12月1日（火）10:00～12:00

場 所：兵庫県公館第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

○ 3 議 事

(1) 復興フォローアッププロジェクトについて

○専門委員会の活動状況報告

高齢者自立支援専門委員会中間報告

まちのにぎわいづくり専門委員会中間報告

(2) 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の総括について

○「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）の概要

(3) 22年度以降に向けた提言について

○復興フォローアップ委員会提言（案）

4 閉 会

[配付資料]

(資料1) 平成21年度復興フォローアッププロジェクト中間報告

(資料2) 「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）の概要

(資料3) 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言（案）

(参考資料1) 「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）

(参考資料2) ワーキングチーム・専門委員会の活動状況及び今後の予定

(参考資料3) 平成21年度復興フォローアップ委員会名簿

(参考資料4) 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策

平成 21 年度

復興フォローアッププロジェクト
中間報告

- I 専門委員会の活動状況
- II 高齢者自立支援専門委員会
- III まちのにぎわいづくり専門委員会

平成 21 年 12 月

I 専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会	まちなのにぎわいづくり専門委員会
<p>7月16日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会</p> <p>○個別支援・地域支援の講義、事例検討</p> <p>7月23日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <p>○21年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について</p> <p>○3カ年推進方策の高齢者自立支援に関する課題について</p> <p>◇現地調査 西宮市 甲子園口6丁目住宅 同 岡田山住宅</p> <p>10月19日(月)</p> <p>第2回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修</p> <p>○精神疾患の高齢者への対応</p> <p>10月23日(金)</p> <p>第2回高齢者自立支援専門委員会</p> <p>○高齢者自立支援ひろば事業の平成22年度以降のあり方について</p> <p>○21年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会中間報告(案)について</p> <p style="text-align: center;">12月1日(火) 第1回復興フォローアップ委員会</p>	<p>7月31日(金)</p> <p>第1回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <p>○21年度まちなのにぎわいづくり専門委員会の進め方について</p> <p>○まちなのにぎわいづくり一括助成事業完了団体の評価・検証の実施のしかたについて</p> <p>○3カ年推進方策のまちなのにぎわいづくりに関する課題について</p> <p>◇現地調査 伊丹市中心市街地 (伊丹市中心市街地活性化協議会)</p> <p>8月20日(木)</p> <p>まちなのにぎわいづくり一括助成事業 採択団体決定</p> <p>○申請9件→採択7件</p> <p>10月28日(水)</p> <p>第2回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <p>○まちなのにぎわいづくり一括助成事業の平成22年度以降のあり方について</p> <p>○21年度復興フォローアップまちなのにぎわいづくり専門委員会中間報告(案)について</p> <p>◇現地調査 新長田駅南地区 (神戸鉄人プロジェクト実行委員会)</p>
<p>12月15日(火)(予定)</p> <p>第3回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会</p> <p>○高齢者自立支援ひろば事業の基礎</p> <p>2月(予定)</p> <p>第3回高齢者自立支援専門委員会</p> <p>○21年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会報告(案)について</p> <p>3月(予定)</p> <p>第4回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会</p> <p style="text-align: center;">3月(予定) 第2回復興フォローアップ委員会</p>	<p>2月(予定)</p> <p>第3回まちなのにぎわいづくり専門委員会</p> <p>○21年度復興フォローアップまちなのにぎわいづくり専門委員会報告(案)について</p>

平成 21 年度復興フォローアップ委員会
 専門委員会委員名簿

高齢者自立支援専門委員会　〔◎：委員長　○：副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・W a 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
○佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
豊田 俊	兵庫県医師会常任理事
◎松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	ユープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

まちなのにぎわいづくり専門委員会　〔◎：委員長　○：副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(株) 神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所理事・事務局長
◎加藤 恵正	兵庫県立大学教授
○角野 幸博	関西学院大学教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	(株) ラジオ関西 元代表取締役社長
森崎 清登	近畿タクシー (株) 代表取締役社長

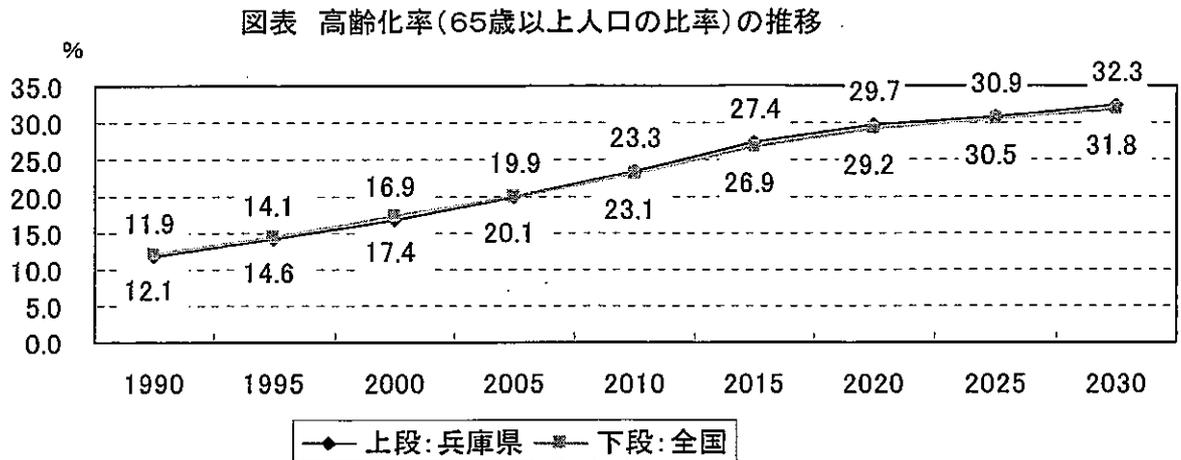
Ⅱ 高齢者自立支援専門委員会

1 高齢者を取り巻く現状

高齢者を取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 高齢化率（65歳以上の人口の比率）の上昇

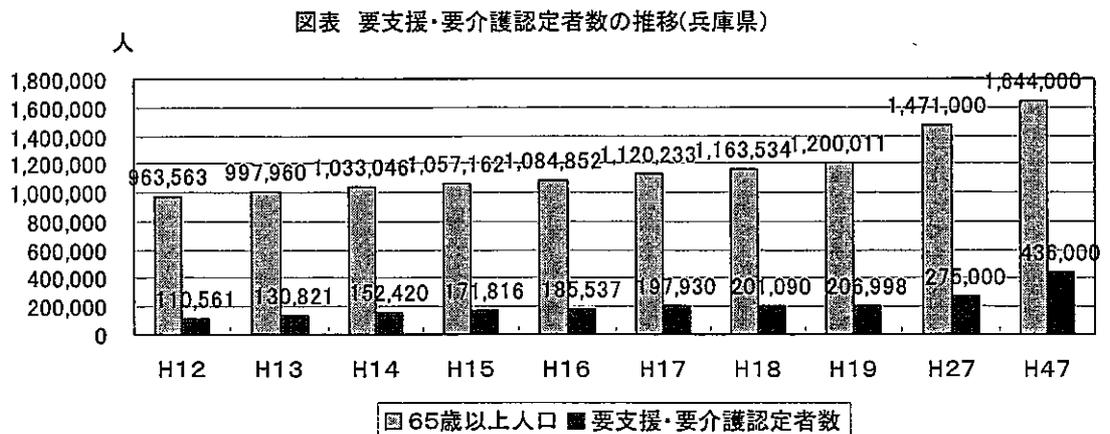
兵庫県の高齢化率は平成17年(2005年)10月時点で19.9%と、全国水準(20.1%)と同等の水準にあり、その率は年々上昇している。



資料：国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」、「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」、「人口減少社会の展望研究報告書（平成17年3月）」（兵庫県）、「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」（総務省統計局）

(2) 要介護者等の増加

高齢者の絶対数の増加に伴い、認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人も増加している。本県においても、要支援・要介護認定者数が平成12年度の約11万人から平成17年度の約20万人に増加し、平成47年度には、約43万人に達することが見込まれる。



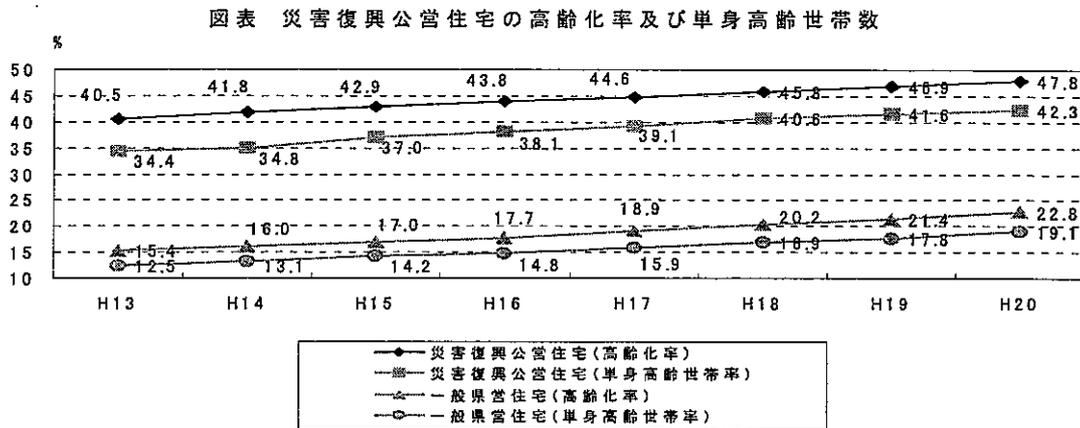
資料：国立社会保障人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」、「兵庫県老人保健福祉計画」及び兵庫県高齢社会課調べ

(3) 災害復興公営住宅の状況

① 高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成20年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は47.6%、単身高齢世帯率は42.3%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は22.8%、単身高齢世帯率は19.1%である。

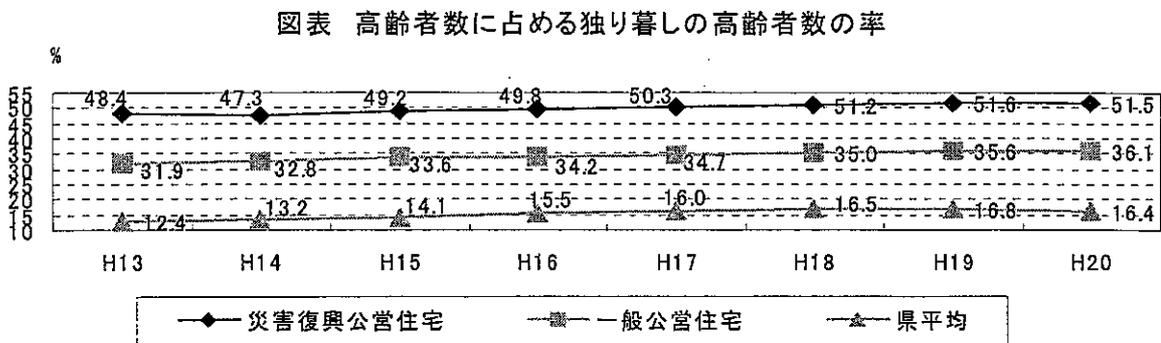
認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。



資料：兵庫県復興支援課調べ

② 単身高齢者の状況

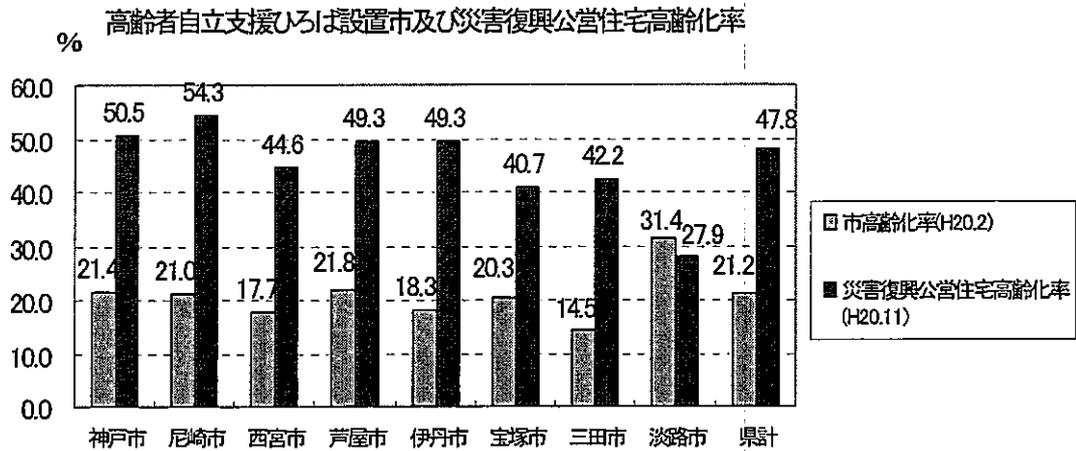
災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成20年では、県平均16.4%、一般県営住宅36.1%に対し災害復興公営住宅は51.5%であり、災害復興公営住宅では、はるかに高い水準で推移している。



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

③ 各市の全体の高齢化率との比較

高齢者自立支援ひろばを設置している市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっている。一方、高齢化が進んでいる淡路市では、逆に、市全体の高齢化率が災害復興公営住宅の高齢化率を上回る状況となっている。

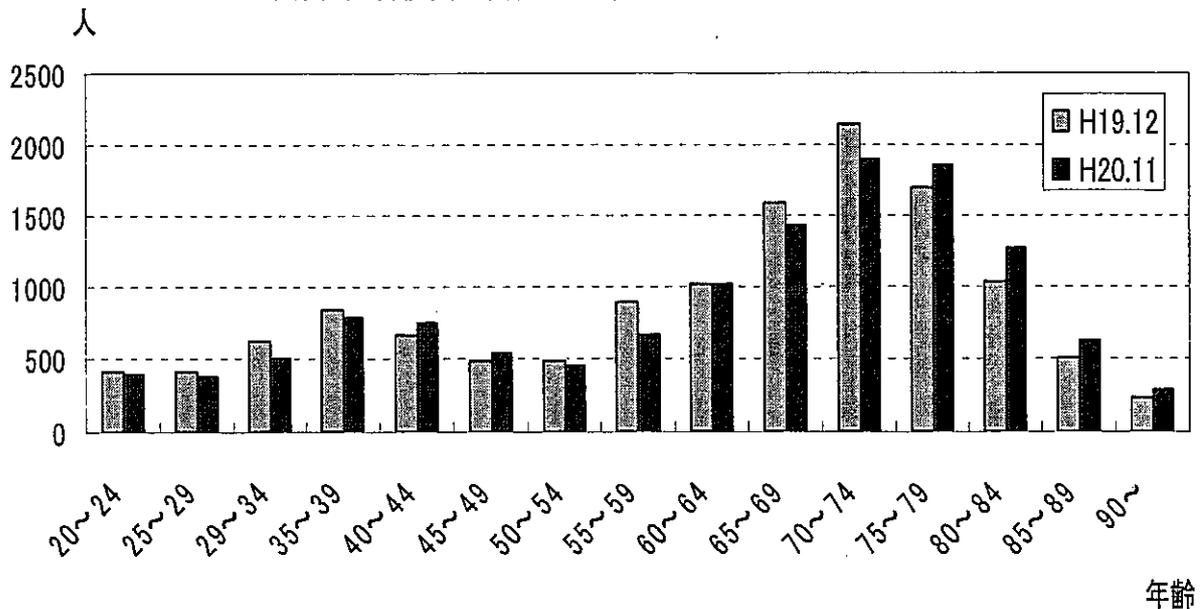


資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

④ 住民の年齢構成の状況

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数について、昨年と比較すると、65～74歳までの前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加している。今後もこの傾向は続くと思われることから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。

図表 災害復興公営住宅(県営)の年齢ごとの入居者数



資料：兵庫県復興支援課調べ

⑤ 災害復興公営住宅で顕著となっている問題点

これらの高齢化の状況もとで、次のような問題点が顕著となっている。

○高齢者個人の問題

- ・認知症、ADL（日常生活動作）の低下等

高齢化により身体、精神の機能が低下し、自立した生活を送ることが困難な高齢者が多く存在している。

- ・課題の複合性

高齢化による一般的な問題だけでなく、同一の高齢者が、経済的困窮や肉親関係との断絶、孤独感からのアルコール依存、閉じこもり、精神疾患や嫌人的な行動などの課題を抱えている例が多く、対応を一層困難なものにしている。

○コミュニティの課題

- ・担い手不足

高齢化が年々進んでいく中で、自治会役員のなり手がいなくなり、自治会を解散するところなどもある。また、清掃などの自治会活動に参加する住民が少なくなり、外部委託をせざるを得ない状況もある。

- ・課題を抱えた住民への対応

自治会役員が、課題を抱える高齢者への対応を他の住民から依頼されることも多く、それらが役員の負担となり、担い手不足の一因ともなっている。また、課題を抱えた住民の行動により、コミュニティ活動が停滞してしまう事例もある

- ・近隣地域との関係

災害復興公営住宅は、建設から日も浅く、建設時のいきさつなどから、周辺地域との関係を十分に築けておらず、公営住宅のコミュニティが孤立している。

(4) 高齢者の見守りに係る最近の動向

平成21年1月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、都道府県において、高齢者居住安定確保計画が策定できることとなった。

国が示す、計画のイメージでは、借家等に居住する単身又は高齢者のみ世帯で、要支援・要介護・虚弱な高齢者を「重点配慮高齢者世帯」と位置づけ、これら的高齢者が「住まい」、「見守り・生活支援」、「介護」の3点を確保することを目標としている。「安心住空間創出プロジェクト」の推進とともに、「住宅施策」と「高齢者自立支援施策」の連携の動きは強まっている。

県では、市町の地域福祉計画のガイドラインとなる「地域福祉支援計画」を平成21年4月に改正し、「地域の福祉力」の創造的再生に取り組むことを明確にした。その中でも、高齢者自立支援ひろばは、「地域ケアシステム」の実践事例として紹介されている。

○ 高齢者居住安定確保計画

- ・重点配慮高齢世帯が「住まい」「見守り・生活支援」「介護」を確保することを目標
- ・公的主体によるケア付き住宅と施設でまかなう世帯の目標を設定
- ・その他の世帯に関しても、住宅のバリアフリー化による住まいの確保、介護サービス拠点の充実とともに、安心住空間創出プロジェクト等により、地域コミュニティ、事業者等による見守り・生活支援サービスを活性化。

○ 「安心住空間創出プロジェクト」の概要

- ・公営住宅等について、新築・改築時や住戸退去等にバリアフリー改修を実施
- ・新築・改築時に高齢者向けサービス拠点の一体的整備
- ・高齢者向けサービス拠点等のために空き地、空き店舗等を譲渡・賃貸
- ・介護、医療拠点や孤立予防拠点等の整備を支援 等

○ 兵庫県地域福祉支援計画

市町の地域福祉支援計画のガイドラインとして、社会福祉法第108条に基づき策定。

【今回の改正の概要】

計画期間 平成21年度～平成25年度（5カ年）

改正目的

一人暮らしの高齢者や引きこもり等の社会的孤立を地域社会全体で受け止め、さまざまな縦割りの福祉サービスを地域の現場で総合的かつ横断的に活用し、福祉サービスの対象とならない課題にも対処できるよう、次の観点から改定。

- ・市町行政に向けた計画づくりの具体的な内容の提起
- ・地域のつながりの再構築に資する「地域福祉計画」のあり方の提起
- ・プロセス重視の計画づくりと実践化の提起

2 県の取り組み

(1) これまでの取り組み

兵庫県では、時々の状況に応じ、相談や見守り対応などの支援を実施してきた。

① 仮設住宅期の支援

- 生活支援アドバイザー（最大 149 名）を配置し、個別訪問により恒久住宅移行に向けた情報提供等
- ふれあいセンターの設置によるコミュニティの拠点づくり
- 保健士、栄養士による巡回訪問を実施

② 恒久住宅への移行後の支援

- 生活復興相談員（最大 165 名）を配置、個別訪問による相談や情報提供を実施
- コミュニティプラザの設置と運営補助によるコミュニティづくりの支援

③ 生活復興相談員から SCS（高齢世帯生活援助員）への移行（平成 13 年度）

- 生活復興相談員から、支援対象を高齢者に特化し、より高い密度で訪問や相談をおこなう SCS（最大 102 名）に移行
- SCS にコミュニティ支援業務を付加
- まちの保健室による健康づくり

④ SCS から高齢者自立支援ひろばへの移行（平成 18 年度）

- 相互に支えあう温かいコミュニティを基礎とした、地域主体の高齢者自立支援システムの構築のため、巡回型の SCS から、順次、常駐型の高齢者自立支援ひろばへの移行を開始

(2) 高齢者自立支援ひろばの取り組み状況

被災高齢者の自立支援施策の軸は、平成 18 年度に「SCS（高齢世帯生活援助員）」から「高齢者自立支援ひろば」（以下「ひろば」という。）へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成 21 年 11 月末で 32 箇所の“ひろば及びランチ”が設置されている。

高齢者自立支援ひろばの事業概要

- 設置場所：災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザ等
- “ひろば”の運営：市又は市から社会福祉法人、NPO 法人等へ委託
- “ひろば”の 4 つの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応 ・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス ・料理教室など趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	・ふれあい喫茶、花見・夏祭りなどの季節行事、映画会など、住民同士の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業
支援者のプラットフォーム機能	・高齢者、その他の住民、支援者、専門職等の情報交換の場 ・福祉相談会や情報誌の発行など高齢者への情報発信

○ 各市の開設状況 (H21.11末)

市	開設数		運営団体	設置場所	現状・取り組みの特徴等
	実績	21末 見込み			
神戸市	18(1)	28(5)	地域包括支援センターの運営法人	空き住戸・コミュニティプラザ・プレハブ	現在、ひろばから SCS への移行中、ひろばを地域包括支援センターのランチと位置づけ、同一法人が一体的に運営を行っている。
尼崎市	2	2	市直営	空き住戸	平成 20 年度に 2 箇所を開設、SCS から移行した。
西宮市	2	2	西宮市社会福祉協議会	空き住戸・福祉施設	平成 20 年度から市社会福祉協議会へ運営委託。
芦屋市	1	1	株式会社アスクエア	福祉施設	地域密着型多機能施設の運営法人である株式会社が運営。
伊丹市	1	2(1)	市直営	空き住戸	コミュニティ支援は市嘱託員が実施。見守りはシルバー人材センターに委託。
宝塚市	5(1)	5(1)	宝塚市社会福祉協議会	コミュニティプラザ・福祉施設	神戸市に次いで、ひろば開設数が多く、開設場所、事業内容も多様。
三田市	1	1	三田市社会福祉協議会	福祉施設	当該地域の地域福祉を推進している地域福祉支援室内に設置している。
淡路市	2(1)	2(1)	淡路市社会福祉協議会	福祉施設	市社会福祉協議会北淡支部と同一建物内に設置されている。
計	32(3)	43(8)			

() はランチ数 (内数)

○ ひろば活動状況 (H20 年度実績)

見守り対象世帯 1, 754 世帯
 健康づくり事業の実施回数 237 事業
 コミュニティ支援事業の実施回数 393 事業
 プラットフォームの場としての活用 1, 429 日

※H20末でのひろば設置数：27箇所

○ スタッフ研修の実施状況

高齢者自立支援ひろばのスタッフが、高齢者自立支援ひろばの機能を認識し、ひろばがめざす、地域コミュニティが主体となった、高齢者自立支援システムの構築をすすめるため、スタッフ研修を実施している。

H20年度 2回実施 (出席者 延べ79名)

H21年度 4回実施予定 (2回実施済み 出席者 延べ81名)

(3) 高齢者自立支援ひろば事業の充実への取り組み

高齢者自立支援ひろば事業については、本委員会の提言を踏まえ、機能の充実を図っている。

<平成18年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨】

- ひろばのねらいと機能の周知と関係主体のコーディネート能力の向上が必要。
- 現場でのカウンセリング能力の向上が必要。
- ノウハウ等の共有のため、当事者間の交流機会の提供と細やかなフォローアップが必要

(対応状況)

ひろば運営主体と県、市、高齢者自立支援専門委員会委員との意見交換の場として、キックオフ・フォーラムを開催し、ひろばについて関係者間での認識の共有を図った。また、スタッフに対しては、高齢者自立支援専門委員会委員によるセミナーを開催し、見守り支援者として、カウンセリング能力や観察能力など個別支援のための能力向上を図った。

<平成19年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨】

- 様々な専門家（職業人）とのネットワークづくりが不可欠である。
- 周辺地域を取り込んだコミュニティの再構築とそのための支援が求められている。
- ネットワークづくりやコミュニティワークの必要性への認識を深め、スキルの向上に資する研修が必要である。

(対応状況)

ひろばスタッフ等が高齢者自立支援ひろばの目的や理念を共有し、個別支援だけでなく、コミュニティ支援やネットワークづくりも、重要な機能であるとの認識を醸成するための研修を開始した。平成20年度は2回研修を実施し、提言内容を的確にスタッフに伝えるため高齢者自立支援専門委員会委員を講師とした。

<平成20年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨1】

- 地域の福祉力の向上のため、ひろば事業を継続するとともに、これまで支援の対象としてこなかった公営住宅にも積極的に支援していくことが必要である。

(対応状況)

平成21年度から、ひろばやLSAの支援を受けていないが、高齢化率の高い公営住宅に、高齢者自立支援ひろばと連携してひろばと同等の機能を発揮する高齢者自立支援ひろばランチの開設を行っている。

【提言要旨 2】

- コミュニティ支援の重要性を認識し、コミュニティ支援による地域の福祉力の向上に取り組むべきである。
- 地域包括支援センターとの連携強化とともに、ひろばも独自のネットワークを持ち、課題対応力を高めるべきである
- 地域づくりのためのスキルアップを図るための研修の継続的な実施が望ましい。

(対応状況)

平成21年度は、コミュニティ支援、精神疾患など、現場のニーズに応じた研修を実施している。

特に、コミュニティ支援については、ひろば事業におけるコミュニティ支援の重要性に鑑み、県社会福祉協議会の協力のもと「地域福祉コーディネーター指導員」によるコミュニティづくり、ネットワークづくりについての研修を実施。ネットワークづくりのためのエコマップの活用などをプログラムに取り入れ、ひろばにおけるコミュニティ支援機能の充実を図っている。

(4) ひろば事業の成果と課題

① 高齢者個人への支援

【成果】

- ひろばスタッフは、SCSの経験者が多く、これまでの見守り支援の経験や培ってきた対象者との信頼関係をもとに効果的な支援を行っている。
- 常駐することにより、住民が気軽にひろばを訪問でき、住民とのかかわりが増え、入手可能な情報が増えている。それにより、支援が必要な者を発見し、迅速かつ適切な支援が可能となっている。また、これまで地域のネットワークからもれ支援を受けていない高齢者や新たに支援が必要になった高齢者の発見に繋がっている。

【課題】

- 精神疾患などのケースでは、ひろばスタッフだけでは解決できないものがある。
- スタッフが細やかな支援を行うことで、様々な課題をスタッフが抱え込み、本来であれば、介護保険に繋げていくようなケースなどについても、スタッフが対応し、適切な公的サービスに繋がっていない事例も見られる。

② コミュニティへの支援

【成果】

- ひろばが、自治会長からの相談に対応し、公的機関への窓口となるなど、自治会長の負担を軽減し、自治会活動の円滑化に寄与している。
- ひろばのサービスを周辺地域の住民が利用するなどにより、周辺地域の住民と公営住宅の距離間が縮まり、今後、災害復興公営住宅の課題を周辺地域とともに考え、対応していく土台ができつつある。
- 高齢者自立支援以外の地域活動と連携し、高齢者が活躍する場づくりに取り組むひろばがでてくるなど、高齢者自立支援からコミュニティ全体の中に活動を広がりつつある。

【課題】

- 住民のひろばへの依存が強まり、住民相互の見守りなど、本来ひろばが目指した地域主体の見守りシステムの構築がすすんでいないところもある。
- ひろばスタッフが個別支援の対応に忙殺されており、コミュニティづくりなどに取り組む余力がない状況も生じている。市社会福祉協議会等の関与やスタッフの取り組み姿勢等により、コミュニティ支援について、成果があがりつつある住宅とそうでない住宅の差が大きくなっている。

事例 住民参画の見守りシステムづくり —神戸市営 房王子住宅—

高齢者自立支援ひろばスタッフが住民に呼びかけ、棟ごとに見守りを行う有志を募集、房王子コミュニティフレンズ（BCF）として登録。

房王子コミュニティフレンズ（BCF）は、見守り訪問を行うほか、ひろばでスタッフと定期的な情報交換や自主的な研修会を行っている。

事例 子育て支援NPOとの連携 —神戸市営 桜の宮住宅—

ひろばが団地内にある廃園となった幼稚園を活用しており、そこを拠点に活動している子育て支援のNPO法人と連携した取り組みが始まっている。

子育て世帯と高齢者の交流会がH21.10に初めて実施された。当初は硬さもあったが、最後には、自発的に子供と母親に折り紙を教える高齢者が現れるなど、今後の取り組みの発展が期待される。

事例 地域コミュニティとの連携 —県営 福井鉄筋住宅（宝塚市）—

福井鉄筋住宅には、コレクティブハウジングとして建設され、大きな交流スペースを有している。そこを地域にも開放し、ひろばと地域のボランティアが協働し、住宅や周辺地域の住民を対象とした「茶話会」を実施している。

また、ひろばに「福祉相談窓口」を開設し、周辺地域の住民も対象に相談業務を行っている。これらの取り組みにより、住宅と周辺地域の距離感が縮まりつつあり、当初、災害復興公営住宅に無関心だった地域住民も次第に関心を持ち、自分たちの課題として認識するようになりつつある。

3 22年度以降の高齢者自立支援施策の取り組み方針についての提言

提言要旨

- 1 災害復興公営住宅の高齢化の現状に鑑みれば、高齢者の自立支援は継続していく必要があると考える。
現在、取り組んでいる高齢者自立支援ひろば事業は、見守りをはじめ、コミュニティづくりやネットワークづくりにおいて成果があがりつつあり、その成果を定着・発展させ、地域が主体となった高齢者自立支援システムを確立するため、ひろば事業及び関連事業を中長期的に継続する必要がある。
- 2 復興住宅における問題は深刻化し、困難事例が多く見られるようになってきた。見守りとコミュニティ支援を中心としたひろば事業だけでは対応しきれない状況も生じている。ついては、ひろばの充実を図るため、次の点について、既存施策との連携やひろば事業の拡充等を検討すること。
 - ① 高齢者が安心して生活を続けることが出来るよう、専門的なケアを受けられる体制づくり。
 - ② 様々な分野の専門家が、災害復興公営住宅に関与していけるプログラムづくり。
※特に精神疾患に関する困難事例が多いことから、精神保健福祉士等との連携を進める取り組みが強く求められる。
 - ③ コミュニティ支援を安定的に実施できる体制づくり。

提言1 <高齢者自立支援ひろば事業等の継続>

高齢者の個別支援とコミュニティ支援を総合的に行っている、高齢者自立支援ひろば事業の継続が必要

- 災害復興公営住宅の高齢化率は非常に高く、さらに、今後は75歳以上の高齢者が増加していく。当面は、高齢化による課題は、深刻さを増すことが予測され、引き続き災害復興公営住宅の高齢者を支援していく取り組みが必要である。
- また、災害復興公営住宅では、高齢者個人の課題とコミュニティの課題が相互に関連を持っており、それらを総合的に支援していくことが必要である。その点において、現在の高齢者自立支援ひろば事業の方向性は妥当である。
- 先に指摘したとおり、ひろば事業の成果が見えつつあり、その成果を定着・発展させ、地域主体の高齢者自立支援システムを確立することが必要である。そのため、高齢者自立支援ひろば事業については、「まちの保健室」等の補完する事業とともに、中長期的に継続をする必要がある。

提言2 <様々な困難事例への対応>

様々な困難事例にも対応できるよう、ひろばの充実を図ることが必要

- 高齢化により災害復興公営住宅の問題は深刻の度を加えており、ひろば事業だけでは対応しきれない困難事例も生じている。しかし、地域や個人の生活は、問題を含む総和として存在するのであるから、高齢者自立支援ひろばが本来おこなうべき見守りやコミュニティ支援等も、困難な問題だけを切り離すことはできず、総合的な対応が求められる。
- そのことを踏まえ、次の3点について、介護保険などの福祉施策、精神保健、医療等の様々な既存の制度との連携を強化し、必要に応じてひろば事業を拡充し、対応していくことが必要と考える。

① 高齢者が安心して生活を続けることが出来るよう、専門的なケアを受けられる体制づくり

- 高齢者自立支援ひろばの機能である見守りに関しては、問題が深刻化するなかで、様々な高齢者の生活課題に関与し支援を行っている場合も多い。しかし、このような支援のうちには、本来は、介護保険などで対応可能な内容も含まれている。
- 高齢者は、日常的に繋がりがあり信頼もしているひろばのスタッフの方が、介護サービス事業者より依頼しやすいため、介護保険の家事援助等として対応すべきこともスタッフに依頼し、また、スタッフもこれまでの人間関係からそれを受けるといった関係が定着してしまっている。ひろばスタッフの意識の持ち方が要因である面も大きいですが、介護保険事業の地域密着型サービスの普及が進んでおらず、その穴埋めを高齢者自立支援ひろばが行っているという側面もある。
- しかし、高齢者自立支援ひろばは、見守りや相談による問題の発見や住民と住民をつなぐコミュニティづくりなど、介護保険制度外の支援を行うものであり、ひろば制度は、介護保険制度を完全に代替しうる設計でもなく（スタッフのスキル、24時間対応など）、また、今後もそれを目指すべきではない。
- したがって、高齢者自立支援ひろばにおいては、スタッフ研修等により、介護保険事業者、特に地域密着型サービス事業者との連携を図っていくように徹底することが必要である。その一方で、今後の超高齢化による専門的な生活支援の必要性を考えれば、災害復興公営住宅等に小規模・多機能施設の設置を検討するなど、高齢者が介護保険サービスを受けやすい環境整備を図るべきである。

② 様々な分野の専門家が、災害復興公営住宅に関与していけるプログラムづくり。
※特に精神疾患に関する困難事例が多いことから、精神保健福祉士等との連携を進める取り組みが早急に求められる。

- 個別の支援においては、様々な問題が複合的に関与し、ひろばスタッフだけでは対応しきれない状況が生じている。こういった困難事例については、専門家が関与していく仕組みが必要であり、ひろばで、そのようなネットワークをつくっていくことが必要である。
- ネットワークづくりについては、スタッフ個人のスキル等を向上するための研修に取り組んできたが、それだけでは現状の切迫した状況に対応しきれない状況がある。
- ついては、そういった専門家へのスタッフの働きかけを促すだけではなく、定期的な巡回訪問を行うプログラムをつくり、事業化するなど、専門家から継続的にひろばに関与していく枠組みを設けることが必要となっている。
- 特に、精神疾患の分野については、多くの困難事例が生じており、精神保健福祉士や、精神疾患分野を担当する医師や保健師などとの連携を構築することは、喫緊の課題である。

③ コミュニティ支援を安定的に実施できる体制づくり。

- 高齢者自立支援ひろばでは、スタッフは非常に困難なケースを多く抱え、その対応に忙殺されている。そういった状況において、地域を客観的に見ながらコミュニティづくりを行う余裕がないなどのところもある。
- 災害復興公営住宅のコミュニティは、高齢化率が一般の地域と大きくかけ離れている、困難な問題を抱えた住民が多い、周辺地域との関係も脆弱であるなど、特殊な問題を抱えている。
- こういう現状において、ひろばがコミュニティ支援を安定的に行うためには、地域づくりの専門家である、市社会福祉協議会の職員のフォローと市社会福祉協議会が実施している地域づくりの取り組みとの連携が不可欠であり、そのうえで、災害復興公営住宅におけるコミュニティ支援のノウハウを共有していく体制づくりが必要である。

高齢者自立支援専門委員会 現地調査の実施状況

高齢者自立支援ひろば事業の実施状況について、高齢者自立支援ひろばの設置住宅について現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

【調査内容】

1 調査対象の概要

西宮市営甲子園口6丁目住宅、西宮市営岡田山住宅に設置している高齢者自立支援ひろばを調査

	甲子園口六丁目住宅	岡田山住宅
住宅の概要	甲子園口六丁目1-1ほか 高齢化率 39.2% (190人/485人) 単身高齢世帯率 34.8% (94世帯/270世帯)	愛宕山2-15 高齢化率 55.8% (58人/104人) 単身高齢世帯率 34.3% (22世帯/64世帯)
	運 営：西宮市社会福祉協議会 設置場所：コミュニティプラザ	運 営：西宮市社会福祉協議会 設置場所：コミュニティプラザ
ひろばの概要	【見守り】 対象世帯 15世帯 ほか巡回見守り 7住宅59世帯	【見守り】 対象世帯 9世帯 ほか巡回見守り 10住宅71世帯
	【健康づくり】 まちの保健室 月1回 体操 週2回	【健康づくり】 健康づくり講座 月1回
	【コミュニティ支援】 交流事業（茶話会等） 月1回 周辺地域の交流事業の参加 月3回	【コミュニティ支援】 交流事業（茶話会等） 月2回 周辺地域の交流事業の参加 月2回
	【プラットフォーム】 地域包括支援センター、地区社協との情報交換 自治会長、民生委員との各種打ち合わせ	【プラットフォーム】 地域包括支援センター、地区社協との情報交換 自治会長、民生委員との各種打ち合わせ

2 開催概要

<実施年月日> 平成21年7月23日(金)

<出席者>

高齢者自立支援専門委員 4名

行政関係 15名

(防災企画局長・復興支援課長・西宮市高齢福祉グループ)



<西宮市の取り組みの特徴>

- 平成18年度から、2か所のひろばを開設し、平成19年度までは、市直営で実施してきた。
- 市の住宅部局については、市営住宅の供給が不足しているため、ひろばとして住戸を利用することは困難とのことで、コミュニティプラザを利用してひろばを開設している。
- ひろばの活動における、地域のコミュニティづくりなどの社会福祉分野が多いこと、市の人事システムではひろばスタッフとして同一人が継続して従事することが難しいため、運営を市社会福祉協議会に委託することとなった。

<対象住宅の取り組み状況>

- ひろばの設置効果
 - ・ 甲子園口六丁目の自治会長からは、ひろばは行政窓口と違って話がしやすく、相談できるので助かるとの意見であった。
 - ・ ひろばが行政や地域包括支援センターの相談窓口となっているとの認識が住民に広がり、これまで自治会長に相談に依っていたものがひろばにまず相談しようという方向に変わってきた。
 - ・ 一方で岡田山住宅は、精神疾患を抱えた住民が問題を起こし、コミュニティ活動が停滞している。その住民の相手をさせられるということで、自治会役員にもなり手がいない
 - ・ 岡田山住宅は、ひろばが住民の動線から外れているので、住宅の状況が把握しにくい。
- 課題
 - ・ 甲子園口六丁目はいい方向に進んでいるが、岡田山の支援はうまくいかない。
 - ・ 西宮市において、ひろばはモデル的な取り組みであるが、財政的にもこれをそのまま全市で実施することは困難。ひろばの終わり方を考えながら、一般施策の中にひろばの仕組みのエッセンスをどう残していくか考える必要がある。

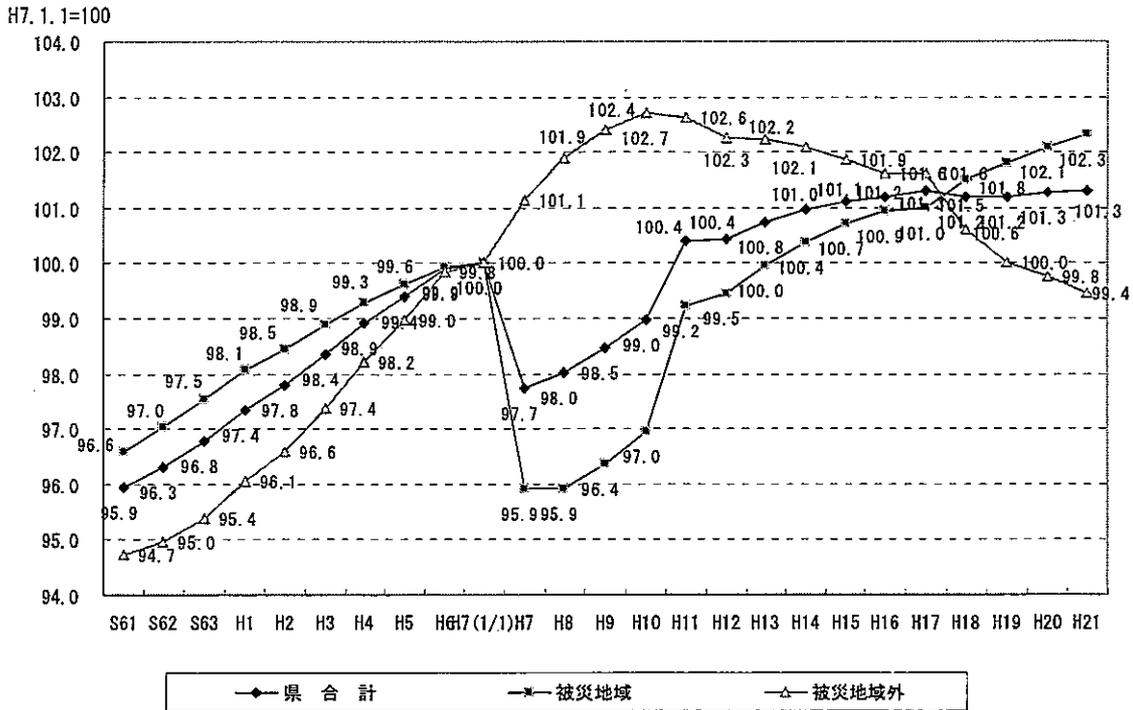
○
Ⅲ まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいを取り巻く現状

まちのにぎわいを取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復しその後も増加傾向にあるが、一方、平成21年9月時点において、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、淡路島3市では、人口の回復が進んでおらず、地域差が鮮明になってきている。



(2) 復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	6※1	9	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	1※2	19	100%
計	19 (289.3ha)	35	7	28	—

※1 新長田駅南6地区 ※2 新長田駅北地区

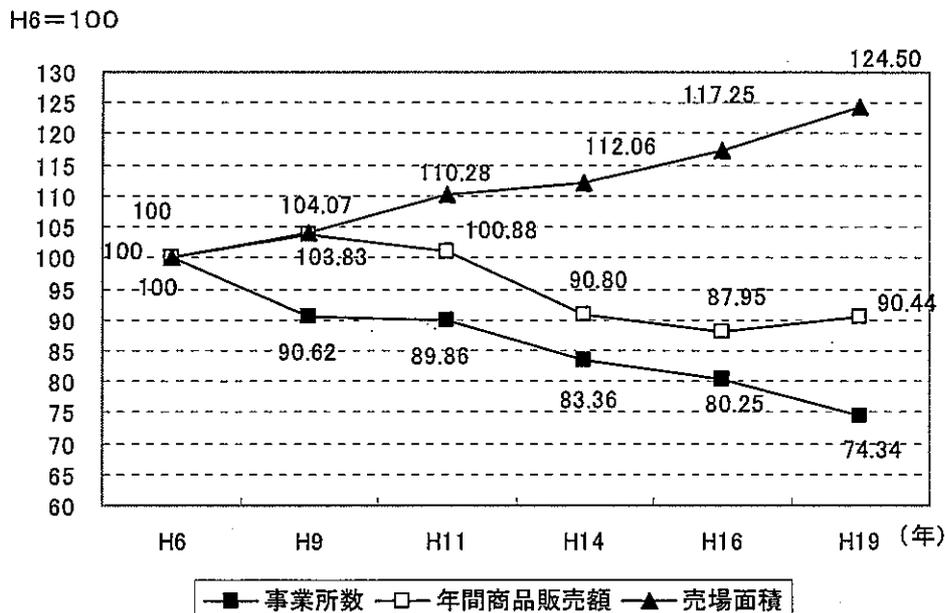
(平成21年10月末日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

(3) 商業の状況

兵庫県の小売業の事業所数、年間商品販売額、売場面積の推移をみると、事業所数及び年間商品販売額は震災前の数値を下回っているのに対し、売場面積は、震災前に比べ20%以上も上回っている。また、平成19年の小売業全体に占める大規模小売店舗内の事業所数は16%であるが、年間販売額は39%、売場面積は56%を大規模小売店舗が占めており、資本力のある全国展開を行う大型チェーン店の進出等により店舗の大型店化が進んでいる。

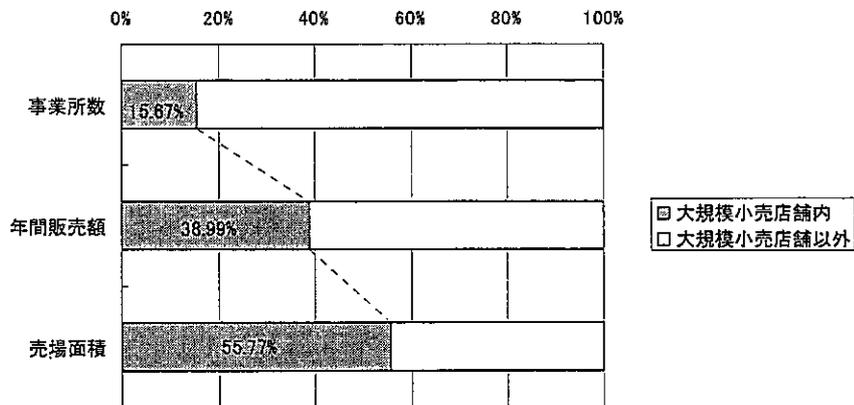
特に、阪神間においては、JR尼崎駅北側の尼崎緑遊新都心に大型商業施設「COCOE」がH21.10に開設したのをはじめ、阪急西宮北口駅の西宮球場跡地にはH20.11に阪急西宮ガーデンズがオープンし、これらの大型商業施設にはたくさんの来場者が訪れている。

兵庫県の小売業における事業所数、年間商品販売額、売場面積の指数推移



出典：商業統計（経済産業省）

平成19年の兵庫県における小売業全体に対する大規模小売店舗の占める割合



出典：商業統計（経済産業省）

(4) 新設住宅着工戸数の状況

被災地における新設住宅着工戸数では、震災前の平成6年度を100としたとき、震災発生により住宅建設需要が高まり、平成7、8年度には2倍以上の件数（約100,000戸前後）となり、その後減少した。

長田区においては、震災後、平成15、16年度を除き、震災前を上回る着工件数が続いており、特に平成17、18年度においては高い伸びを示した後下落傾向にあったが平成20年度は上向きに転じた。兵庫県全体では平成20年度は着工戸数が前年度に引き続き減少傾向にある。

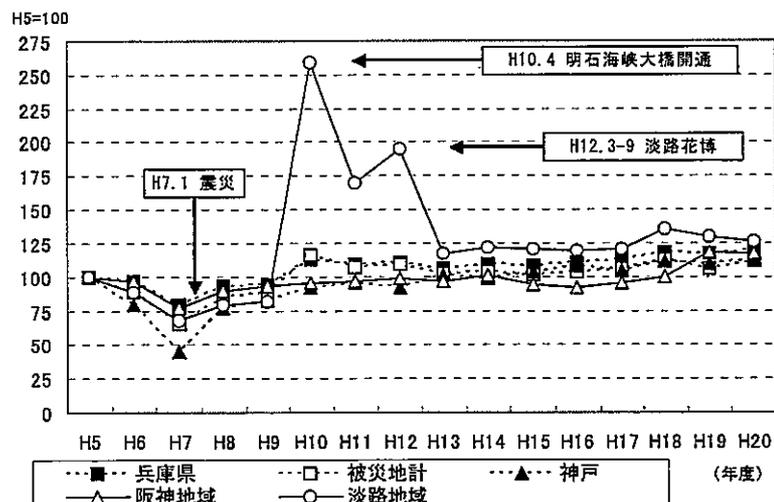
被災地の新設住宅着工戸数の推移



(5) 観光・ツーリズムの状況

観光入込客数の推移で見ると、被災直後の平成7年度は、被災地で観光入込客数が大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を概ね上回っている。

観光入込客数の推移



(6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

被災地に限らず、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等利便施設や市役所等公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売店販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行していると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国は「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（以下、「地域商店街活性化法」という。）を成立させ、商店街が「地域コミュニティの担い手」として、地域住民の生活の利便性を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進するため、商店街への支援を行うこととしている。

また、平成20年度に引き続き、地方再生に対する政府の一体的な支援として「地方の元気再生事業」を実施し、中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり3法」の改正による地方再生・地域活性化の取り組みを引き続き推進している。

国では、空洞化する中心市街地の商店街に対し、不動産の所有と経営の分離による再生手法の推進を図っている。

被災地においても神戸市の取り組みが「地方の元気再生事業」に継続採択されるとともに、宝塚市、神戸市新長田地区、尼崎市、伊丹市において認定された中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地のまちなにぎわい創出への取り組みが進められており、とりわけ神戸市新長田地区においては、新長田駅南側の若松公園内に鉄人28号の高さ18メートルにもなる巨大モニュメントが平成21年10月に完成し、連日そのモニュメントを見に来る観光客等により地域ににぎわいが生まれている。

① 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組みを進めるため、地方公共団体やNPO等が行う地域活性化プロジェクトを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する地域提案型の内閣府が実施する事業で、平成21年度は前年度からの継続事業として全国で96事業が採択されるとともに、新規事業については191件が採択された。

<兵庫県内の平成21年度採択事業>

種別	事業名	対象地域	事業額
継続	ユニバーサルツーリズム事業の振興と障がい当事者の一般就労機会の創出による地域活性化プロジェクト	神戸市	19百万円
新規	島内空き家のゲストハウス化プロジェクトー漁村滞在型観光を通じた離島振興	姫路市・家島地区	8百万円
新規	柳田國男生誕地福崎発民俗学を旅のツールとする「旅の学校フォークロアン講座」と「もちむぎばすた」のまちづくり	神崎郡福崎町・辻川地区	15百万円
新規	負担が重くのしかかる、かつての花形施設（ロッジなど）を活用した集客交流事業「バーチャル田舎生活・奥米地ルーラルライフ倶楽部」	養父市奥米地	12百万円

② 中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成19年2月に富山市・青森市が中心市街地活性化基本計画の認定を受けてから、平成21年10月現在、81市83の中心市街地活性化基本計画が認定を受けており、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

兵庫県内では、宝塚市、神戸市(新長田地区)、尼崎市、伊丹市の被災4市に加え、丹波市の合計5計画が認定を受け、各市においてその計画に基づき、中心市街地の活性化への取り組みがなされている。

③ 不動産の所有と経営の分離による商店街再生への動き

中心市街地の商店街は、各商店主によって土地・建物の所有権が細分されていることが多く、商店街が一体となって集客力向上のための抜本的な改築等を実施することが難しい状況にある。そのため、国では、平成21年度に「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」として、空洞化が生じている中心街をまちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進して再生する事業に対して、経済産業大臣がその事業計画を特別に認定し、重点枠を設けて支援する等、不動産の所有と経営の分離の推進に力を入れている。

2 県の取り組み

(1) これまでの取り組み

① 緊急・応急対応期の支援

商店街等が事業の早期再開のために設置する共同仮設店舗の建設費を補助する「商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業」を実施した。

② 復旧期の支援

商店街の集客力向上のために設置するポケットパークやギャラリー等コミュニティ形成に寄与する事業経費を補助する「被災商店街コミュニティ形成支援事業」やにぎわいを取り戻すために実施するイベント経費に対して補助を行い、にぎわいづくりへの支援を行った。

③ 復興期の支援

被災市街地復興推進地域において実施された市街地再開発事業において整備された商業床の保留床への入居を促進するため、利子補給や家賃補助を実施するとともに、復興土地区画整理事業地域内での住宅・事業所等の建築費にかかる利子補給を行うことにより、面的整備地域のにぎわい再生への支援を行っている。

(2) 取り組み状況

これまでの取り組みを受け、地域住民の自発的で主体的なまちのにぎわいづくりへの意欲を最大限に生かし、地域の特性に応じた多彩な取り組みを包括的に支援する仕組みとして、復興フォローアップ委員会の提言を踏まえ、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度に創設し、地域のにぎわいづくりの取り組みを支援してきた。

まちのにぎわいづくり一括助成事業の概要

ア 補助対象者

団体の組織が明確であり意思決定が適切に行われ、会計・経理に関する事務を適切に行えるなど、本事業を適切に実施できる体制が整っており、かつ、地域住民等の意思を反映しながら、地区の「まちのにぎわいづくり」を主体的かつ持続的に推進できる団体

イ 補助対象地域

被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域

ウ 補助対象事業

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、＜対象事業項目＞のいずれかにあたる事業

＜対象事業項目＞

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

エ 補助限度額 10,000千円（特認分は最高5,000千円上乗せ）

オ 補助対象期間 交付決定より最長2年間

採択・実施状況

① 平成18年度の取り組み状況

申請件数27件に対し、13件を採択し、全事業が完了（ゴシック表示）している。

<1,000万円補助：6件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会 (神戸市長田区)
- ・大正筋商店街振興組合 (神戸市長田区)
- ・西宮中央商店街振興組合 (西宮市)
- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会 (神戸市中央区)
- ・水道筋商店街協同組合 (神戸市灘区)
- ・六間道商店街振興組合 (神戸市長田区)

<500万円補助：7件>

- ・真野地区まちづくり推進会 (神戸市長田区)
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会 (西宮市)
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・川西能勢口振興開発株式会社 (川西市)
- ・西北活性化連絡協議会 (西宮市)
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合 (伊丹市)
- ・西宮商工会議所 (西宮市)

※西宮商工会議所については230万円を補助

② 平成19年度の取り組み状況

申請件数15件に対し、11件を採択し、そのうち8団体については事業を完了(ゴシック表示)しており、それ以外は現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：6件>

- ・長田神社地域活性化協議会 (神戸市長田区)
- ・くにうみ神話のまちづくり実行委員会 (淡路市)
- ・松本地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・社団法人 有馬温泉観光協会 (神戸市北区)
- ・六甲摩耶観光推進協議会 (神戸市灘区)
- ・西明石南町活性化委員会 (明石市)

※西明石南町活性化委員会については5,164千円を補助

<500万円補助：5件>

- ・六甲アイランド20年記念事業実行委員会 (神戸市東灘区)
- ・花のみち商店会 (宝塚市)
- ・湊川五連合会 (神戸市兵庫区)
- ・三ノ宮南まちづくり協議会 (神戸市中央区)
- ・野田北ふるさとネット (神戸市長田区)

③ 平成20年度の取り組み状況

申請件数12件に対し8件の事業を採択し、1団体については事業を完了(ゴシック表示)しており、それ以外は現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：4件>

- ・伊丹市中心市街地活性化協議会 (伊丹市)
- ・長田神社おみこし再興委員会 (神戸市長田区)
- ・神戸とニューオリンズのジャズ交流実行委員会 (神戸市灘区・中央区・兵庫区・長田区)
- ・神戸鉄人プロジェクト実行委員会 (神戸市長田区)

<500万円補助：4件>

- ・下町レトロに首っ丈の会 (神戸市兵庫区・長田区)
- ・三宮駅南・光のデッキ回廊委員会 (神戸市中央区)
- ・神戸商工会議所 (神戸市全域)
- ・東浦地域活性化実行委員会 (淡路市)

④ 平成21年度の取り組み状況

申請件数9件に対し7件の事業を採択し、現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：2件>	
・岡本商店街振興組合	(神戸市東灘区)
・みなと元町タウン協議会	(神戸市中央区)
<500万円補助：5件>	
・芦屋中央地区にぎわい創生プロジェクト実行委員会	(芦屋市)
・団地博覧会実行委員会	(神戸市垂水区)
・「よさこい甲子園」実行委員会	(西宮市)
・五色町商工会青年部	(洲本市)
・おのころまちづくり実行委員会	(淡路市)

制度の募集要件等の一部見直し

これまでの採択団体の事業実施状況を見ると、イベント中心に事業が進められ、イベント自身が目的となっている事業があったことを踏まえ、平成20年度の新規提案事業の募集から対象事業項目について5つの抽象的な事業項目を設け、より斬新な提案事業が応募されることを期待して応募要件を変更した。

<制度見直し部分>

新規募集における補助対象事業を以下のとおりとした。

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、<対象事業項目>のいずれかにあたる事業

<対象事業項目>

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

あわせて、採択事業の審査のポイントを明確にするとともに、提案事業が何を目的にどのような手段で事業を行い、どのような成果が上がるのかを申請時に明示してもらい、提案事業の目的→手段→成果をトータルで審査できるよう、様式の一部変更を行った。

<制度見直し部分>

新規募集における募集要項において審査のポイントを明示した。

審査のポイント

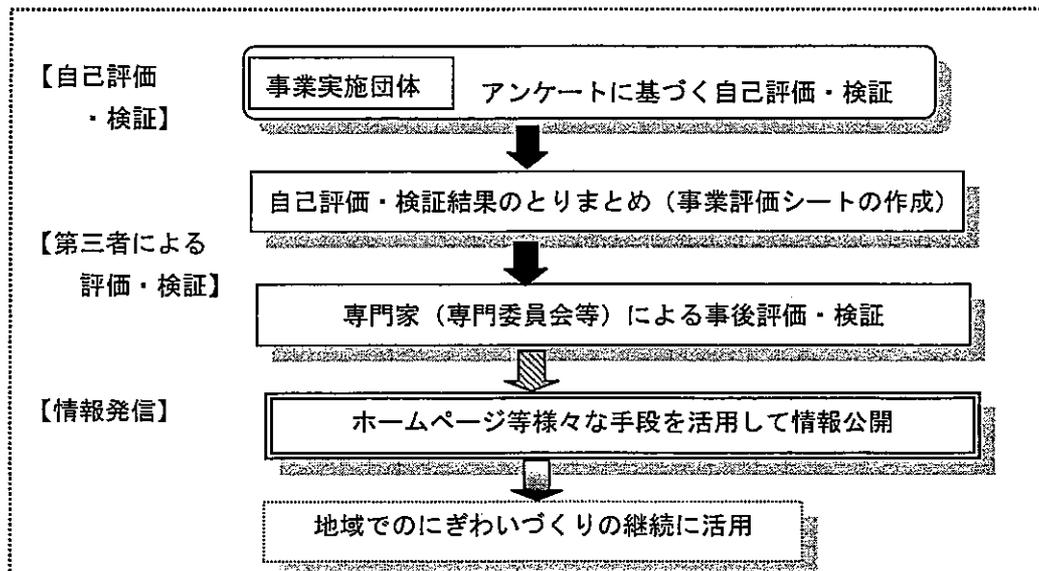
- ① 事業の目的、地域の将来像は明確であるか。
- ② 目的達成のための手法は的確か。
- ③ 事業成果を評価する指標は明確であるか。
- ④ 事業計画は的確かつ具体的か。
- ⑤ 事業効果が継続的に地域で持続するものであるか。

評価・検証手法

各団体が実施した事業について、実施団体自身による自己の評価・検証を行ってもらうため、団体へのアンケート調査を実施するとともに、第三者からの客観的な評価・検証として「まちのにぎわいづくり一括助成事業評価・検証委員会」による総合的な評価・検証を実施することとし、終了した事業から順次、評価・検証を行っている。

その結果については、様々な方法で広く一般にも公開し、事業実施団体だけでなく、今後まちづくり活動を展開する人に参考にしてもらう。

<各事業の評価・検証の流れ>



情報発信及びフォローアップ

- 一括助成事業の採択結果及び各事業の実施状況については兵庫県ホームページにおいて一般に公開し、広く情報発信を行っている。また、事業実施団体においても実施した事業の実施状況等をホームページに公開する等により、事業の透明性の確保に努めている。
- 阪神・淡路大震災復興フォーラム（平成21年12月開催予定）において、一括助成事業採択団体からの事業報告を行う予定であり、一般市民の理解が深まる取り組みを展開していく。
- 事業実施団体同士の横のつながりを構築するため、採択団体交流会を平成19年11月に実施し、採択団体が一堂に会して情報交換を行う場を提供した。今後も採択団体同士が情報交換できる場の提供を検討する等まちづくり活動が継続できるようフォローアップを行う。

(3) 一括助成事業の充実への取り組み

「まちなのにぎわいづくり一括助成事業」に対しての本委員会の提言を踏まえ、事業の充実を図っている。

① 平成18年度の提言要旨と対応状況

<提言1>

☆ 採択事業の実施状況等の公開による「開かれた取組み」の確保

各採択事業の実施状況等に関する情報をホームページにて公開するなどにより、透明性を向上し、「開かれた取組み」を確保。

<提言1への対応状況>

県のホームページに採択状況を評価点数まで公開するとともに、個別事業の実施状況を掲載し、定期的の更新し、情報公開に努めており、事業実施団体においても、ホームページ等で事業の実施状況等を公開するよう指導しており、事業の透明性を高めるよう努めている。

<提言2>

☆ 相談・支援体制の充実

事業の実施過程で採択団体が直面する課題に対応するため、専門家等を含めた相談・支援体制を充実。

<提言2への対応状況>

まちなのにぎわいづくり専門委員会の開催にあわせて、現地調査を実施しているが、その際に団体との意見交換を通じて、助言等を適宜行うとともに、復興支援課においても、事業実施における課題について、個別に相談等に応じた。

<提言3>

☆ 情報を交換する交流の「場」の提供

採択団体同士が、それぞれの事業を実施するうえでの課題や実施状況について報告し、情報を交換する交流の「場」を提供。

<提言3への対応状況>

平成19年11月12日に平成18年度に採択した事業を実施する団体を集め、交流会を実施した。

② 平成19年度の提言要旨と対応状況

<提言1>

☆ 事業評価の実施

- ブロック・グラント型包括支援制度という日本では先導的な取り組みを今後も定着化させていくために、事業評価は不可避である。
- 事業実施によるにぎわい創出効果が、地域経済やコミュニティ再生に対して、どのような影響を与えたかを整理・分析する必要がある。
- 評価の実施主体は、有識者等により構成される外部評価委員会等を組織し、公平・中立的な立場から客観的な判断するような仕組みづくりを検討する必要がある。

<提言1への対応状況>

一括助成事業を終了した事業について、事業実施団体自身において事業実施によるにぎわい創出効果が、地域経済等に対して、どのような影響を与えたかを整理・分析してもらうよう、アンケート調査をし、自己分析を行ってもらうとともに、第三者の専門家による評価・検証の仕組みを確立した。

<提言2>

☆ 情報発信による「開かれた取組み」

- 採択団体相互の「知恵と工夫」を共有するために実施した「採択団体交流会」は各団体にとって一定の成果があったと認められるが、普段まちづくり活動には携わっていない一般市民の理解が深まるよう、より一層開かれた形で議論していくよう検討する必要がある。
- 取組内容を「事例集」としてとりまとめ、事業実施の結果を広く発信していくツールとして利用することを検討すべきである。

<提言2への対応状況>

これまで採択した事業がすべて終了した段階で、事例集として取りまとめる予定にしており、これまでもホームページにおいて採択団体の事業実施状況を公開し、定期的にその情報の更新も行い、情報を必要とする人がその情報を得ることができるよう、情報発信を行っている。

<提言3>

☆ 事業の成果を定着させるための継続的支援の実施

- 事業の成果をしっかりと定着させるために、これまで採択団体に対して実施してきた専門委員会による現地調査や採択団体交流会の開催など、引き続き、継続した支援をしていくことにより、きめこまやかなフォローアップに努める必要がある。
- 事業終了後、各団体の取り組みについて引き続き注視するとともに、にぎわいを継続できるよう後継者の育成や商業の活性化等の新たな支援等を検討すべき。

<提言3への対応状況>

平成20年度の新規募集から、一過性に止まらず継続して実施できるような事業を採択するよう、5つのテーマを設定するとともに、事業の目的・手段・効果を申請者に明確にしてもらう等の一括助成事業の募集のしかたの見直しを行った。

③ 平成20年度の提言要旨と対応状況

<提言1>

☆ まちのにぎわい活動を担う新しい人材の発掘とその人材の育成への支援

- 新たな人材の発掘とその人材の育成については、事業を継続していく上で大きな課題となっているケースが多く、まちのにぎわい活動を担う新しい人材の育成に対して支援を行っていく必要がある。
- 一括助成事業の制度改善にあたっては、事業実施の中で新しい人材育成にもつながるような制度となるよう、制度見直しの検討を進める必要がある。

<提言1への対応状況>

新制度の検討にあたって、事業実施の中で人材発掘や人材育成にもつながるような制度を検討するとともに、個別の事業終了後に実施する評価・検証においても、人材発掘や人材育成の観点からも評価・検証を行った。

<提言2>

☆ ノウハウを共有するための横断的なネットワーク構築への支援

- 採択団体相互の「知恵と工夫」等のノウハウを共有し、団体同士のつながりを構築し、まちのにぎわいづくり活動を継続していくために、「採択団体交流会」を引き続き実施していく必要がある。
- 団体にとって、他の地域でまちのにぎわい活動を行っている団体との連携は、お互いのノウハウを交えるという相乗効果により、考えていた以上の効果が生まれることもあるので、横のつながりを作るためのネットワークの構築が求められる。

<提言2への対応状況>

- 今後これまでに採択した39団体が一堂に会した交流会の実施を検討する。

<提言3>

★ 事業の透明性の確保と情報の有効活用のために情報発信

- 事業の評価・検証の結果を広く情報発信することにより、事業実施結果が多くの人々の目に触れることになるので、事業の透明性を確保することにつながる。
- 事業の評価・検証の結果を今後の実施団体の活動に活かしてもらうとともに、その結果はそれ以外の団体にも有用な情報であるので、インターネットで情報発信するだけでなく、様々な手段を活用して、広く情報発信を行っていく必要がある。
- 取り組み内容を「事例集」としてとりまとめ、その事例を必要とする人がいつでもその情報を得ることができるようにしておく必要がある。

<提言3への対応状況>

評価・検証委員会において順次、評価・検証を進めるとともに、県のホームページに採択結果や個別事業の実施状況を掲載し、情報公開に努めており、事業の透明性の確保を図っている。

また、これまで採択した事業がすべて終了した段階で、事例集として取りまとめる予定であり、また、評価・検証の結果等は出来次第順次ホームページに掲載していく。

(4) まちのにぎわいづくり一括助成事業の成果と課題

【成果】

- 包括支援という仕組みにより、実施団体にとって使い勝手のいい補助制度であるという評価を得るとともに、地域としてやりたい事業を実施することができ、事業実施状況に満足している団体が多かった。
- 事業当初には考えもしなかった波及効果が生まれる等事業終了後には新しい展開を切り開くことができた事業もあった。
- 大型補助を実施することにより、地域を活性化させていく取り組みのきっかけとなり、事業終了後も地域のまちづくりを定期的に議論する場が継続している。
- 地域団体同士や地域の学校との連携等新しいつながりが生まれるとともに、地域資源を掘り起こすことによって地域を活性化していこうという取り組みが各地で生まれ、すぐには目に見える効果は現れていないものの、長い目で見て効果が期待できる事業が進められている。

【問題点・課題】

- 申請団体が年々減少しており、大型補助を適切に使いこなし、実行できるような団体は既に申請している感がある。
- 地域の求める事業が提案されておらず、中心人物やその周辺の人で計画された事業となり、地域をうまく巻き込めない事例が見受けられる。
- イベント中心の一過性の事業の申請が多く、地域を大きく変革させることにつながるケースが少なかった。

- 地域ごとに事情が異なるため、「まちなにぎわいづくり」のはっきりとした定義を示すことができなかった。
- イベントの単なる組み合わせにとどまり、ブロック・グラント方式の事業の相乗効果が発揮されないケースが見られた。
- 申請された提案事業について一部不履行等になるケースが見られた。
- まちなにぎわいづくりという取り組みの性格上、短期間では目に見える成果が上がっていないケースがある。

3 22年度以降のまちなにぎわいづくり施策の取り組み方針についての提言

上記課題を踏まえ、今後以下の取り組みを行うよう提言する。

提言要旨

- 1 民間の資本等が投資されず、未だに地域が活性化していない地域が被災地内には多く存在していることから、引き続きまちを活性化させるためのまちづくり活動に対して、支援を行っていく必要がある。
- 2 特に、社会が大きく変革している状況においては、地域住民のニーズにあった、地域を構造的かつ抜本的に変革する取り組みや仕組みづくりに対して、包括支援制度により、積極的に支援していく必要がある。また、地域のつながりを深める小さな取り組みは、地域にとって重要な役割を果たしていることから、そのような取り組みに対してもあわせて支援が求められる。

提言1 <活性化していない地域への継続支援>

地域を活性化させるためのまちづくり活動に対して引き続き支援が必要

- 被災地内においても、民間による大規模投資が可能であった地域では、にぎわいが生まれ、地域が活性化されているのに比べ、それ以外の地域では、にぎわいを取り戻せておらず、両者の格差はますます広がる傾向にある。
- このような状況においては、引き続き、未だににぎわいを取り戻せていない地域で実施されるまちづくり活動に対して、継続的に支援していく必要がある。

提言2 <地域ニーズに応じたまちづくりへの包括支援制度の再構築>

地域のニーズを反映した「まちづくり」活動に対して、一括助成事業の成果や課題を踏まえ、一括助成事業を抜本的に見直し、ブロック・グラント方式による事業の相乗効果が最大限発揮されるよう、包括支援制度を再構築し支援していくとともに、地域のつながりを深めるための小さな取り組みもあわせて支援していくことが必要

包括支援制度の必要性

- 現在の経済環境や社会情勢を考えれば、包括的に事業に取り組むことにより、効率性を発揮していく必要があり、包括支援制度の継続が求められる。
- 一括助成事業の成果及び課題を踏まえ、次のステップとして一括助成事業を抜本的に見直し、効果的かつ包括的な支援制度を再構築して、まちづくり活動を継続的に支援していく必要がある。

まちづくりの多様化

- ライフスタイルが大きく変化している状況において、「まちなにぎわい」活動として、何を目指していくかを再度見つめ直し、まちづくり活動を地域のニーズにあった取り組みにしていく必要があり、安全・安心・防犯・環境等地域住民が快適に楽しく生活できるようにするための多様な「まちづくり」活動に対して支援していく必要がある。

多様なニーズに対応する支援制度の検討

- 地域のニーズが多様化してきていることから、まちづくり活動への支援制度についても、以下のような活動に対して支援できるよう、併用して実施していくことが求められる。
 - ア 未だに地域の元気が取り戻せていない地域が元気を取り戻すには、地元地域が相当の覚悟をもって、住民、自治体、地域団体が連携し一丸となって、地域のあり方から抜本的に変えていく大規模な取り組みに対して、支援していく制度が必要である。
 - イ 地域のつながりを深めるために実施されるイベント等が地域活性化、地域コミュニティの再生のきっかけになることを改めて認識し、地域の住民、地域団体、NPO 等が協働して事業を実施するような小規模な取り組みに対しても支援していくことが求められる。

まちなのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況

まちなのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、「まちなのにぎわいづくり一括助成事業」採択団体の現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

I 第1回調査

1 調査対象地区

伊丹市中心市街地

＜対象地区の概要＞
 伊丹市は、神戸市から約20km、大阪市から約10kmの圏域にあり、JR福知山線及び阪急伊丹線を利用することにより、神戸、大阪方面へもアクセス性は高く、また、大阪国際空港のあるまちとして、知られている。伊丹市の中心市街地は「伊丹郷町」と称され、江戸時代から「酒造りのまち」として栄えたが、JR伊丹駅前に超大型商業施設ができたこともあり、中心市街地の歩行者数の減少や空き店舗数が増加する等厳しい状況であることから、伊丹独自の地域資源を活用したまちなかの活性化に取り組んでいる。



2 調査の概要

＜調査日時等＞

日 時：平成21年7月31日（金）

出席者：まちなのにぎわいづくり専門委員 9名

県関係者 11名

（防災企画局長、県民生活課長、復興支援課長、復興支援課参事ほか）



現地調査

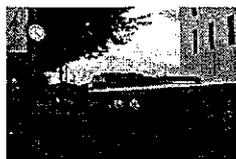
<調査対象団体の取り組み概要>

伊丹市中心市街地活性化協議会

酒文化が溢れるまちなか・伊丹ブランドの再構築

「清酒発祥の地」として酒文化の継承に取り組み、酒ブランドの新たな商品開発・販売、各種イベント事業の開催に加え、酒蔵などが残る街並み景観形成による「場の価値」をコラボレーションさせてまちなかを酒文化溢れるテーマパークとして再生させる。

- 酒関連企業と連携して酒スイーツなどの商品開発を行い、空き店舗での実験販売を実施。
- 「酒（樽）夜市」及び「利き酒オリンピック」の開催
- 西宮・灘・伏見と連携した「酒文化フォーラム」の開催
- 酒蔵コンサートの開催
- まち歩き（散策）の定期開催及び「ウォーキングマップ」の作成
- 中心市街地の飲酒店舗と連携したクーポン券（発行）事業の実施



伊丹酒蔵通



三軒寺前広場



伊丹郷町長屋

<現地調査内容>

- 伊丹の中心市街地が酒文化発祥の地であり、歴史のあるまちなみが残っていることをもっと発信して、取り組んでいるイベント等に会場してもらおうようにしていく必要がある。
- 一括助成事業の実施を通じて、伊丹のキーマン・担い手とのコミュニケーションの向上が図られた。商業者の中で今まで気にはなっていたが話をするきっかけがなかった商業者同士が事業を通じてコミュニケーションの機会が生まれ、まちづくりに積極的にかかわってくれるようになった。
- クーポン券発行事業である「伊丹まちなかバル」においては、積極的に商業者に参加してもらい、商業者の実利も満たしつつ、事業に参加することで伊丹のまちのにぎわいにもつながるといい形になっている。
- 昆陽池や荒牧バラ園などから中心市街地に自転車等のサイクリングコースを設定してはどうか。

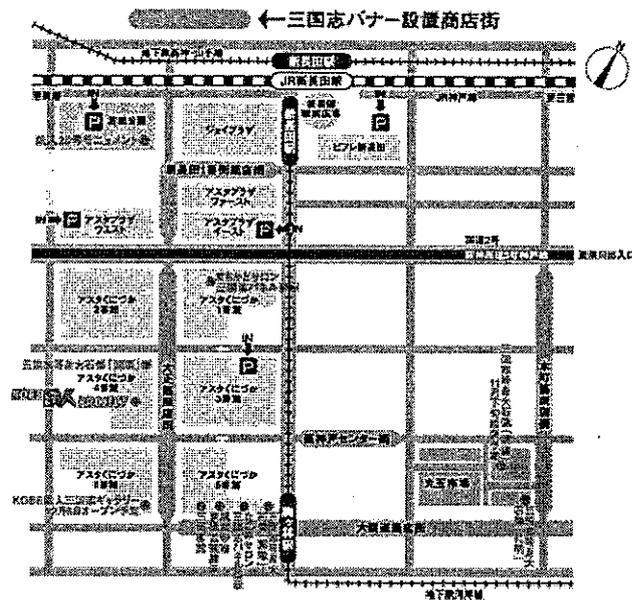
Ⅱ 第2回調査

1 調査対象地区

新長田駅南地区

<対象地区の概要>

新長田南地区は、神戸市が20.1haにわたる大規模な震災復興市街地再開発事業によりハード面での住機能・商業機能の量的回復を図るとともに、神戸ながたTMOや各商店街が中心となり、数多くのイベントが開催され、震災前の活気あるまちを目指してきたが、恒常的なにぎわいにはつながっていなかった。平成20年7月に中心市街地活性化基本計画が国に認定され、恒常的なにぎわいを創出するため、漫画家横山光輝氏の作品である「鉄人28号」や「三国志」のモニュメントを整備し、この地域への観光客を誘引するとともに、地域の回遊性を向上させる取り組みを行っている。



2 調査の概要

<調査日時等>

日時：平成21年10月28日(水)

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 7名

県関係者 15名

(防災企画局長、復興支援課長、復興支援課参事ほか)



現地調査

<調査対象団体の取り組み概要>

神戸鉄人プロジェクト実行委員会

KOBE 鉄人 PROJECT の活用による街の回遊性向上事業

復興のシンボルとして整備する「鉄人28号」の実物大モニュメントの整備により多数の来街者が見込めることから、その来街者を国道2号線以南に誘導し、地域全体へのにぎわいづくりに波及させる仕組みをつくるため、三国志武将のオブジェの整備や関連イベントを実施し、まちのイメージ形成を図る。

- 三国志の人物オブジェを商店街の適所に設置し、回遊性の向上を図る。
- 新しい街のイメージPRするため、三国志アートコンテストを実施。
- インフォメーションカウンター整備及びスタンプラリー等まち歩きの実施



鉄人28号モニュメント



三国志英雄モニュメント



インフォメーションカウンター

<現地調査内容>

- 鉄人28号モニュメントの完成後、40日間で約40万人の来街者数の増加につながっている。地元も盛り上がり、商店主らが「なりきり隊」と称して仮装し、パレードや寸劇を行うなど地域住民も積極的に取り組んでいる。
- 観光客の構成比は50%が神戸市内、5%強が近畿以外からである。旅行会社もルミナリエとのパッケージ商品を販売しているが、観光インフラ（観光バス駐車場等）が少ないことが問題点で、観光バスの滞在時間も非常に短い。
- リピー特需要をどうつくっていくかがポイントで、鉄人のインパクトは大きいですが、次の展開を考えないと行けない。
- 活性化基本計画は観光とものづくりが二本柱だが、ケミカルやマッチ産業が落ち込んでおり、それにかわる産業で新長田を底上げしていく必要がある。
- 新長田は空洞化しつつある街であり、街の構造を根本的に変えなければいけない。この地域の資源は「空き」であり、資源を活用して観光をはじめとして何でも受け入れ、取り組んで行く。
- 商店街にお客が来るようになったこの時期をとらえ、商店街の売上アップにつなげ、地域活性化につながるよう、タウンマネージャー等がフォローしていくことが必要なのではないか。

復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策の総括(案)の概要

1 趣旨

復興 10 年総括検証・提言等を踏まえた震災復興全般にわたる課題を整理し、高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図るため、平成 19 年 2 月に「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策（以下「3 か年推進方策」という。）」を策定し、事業を推進してきた。

震災 15 年となる平成 21 年度は、3 か年推進方策の終期となることから、3 か年推進方策に掲げる 71 課題に対する取り組みや達成状況について、県内部で自己点検を行い、阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会の意見を加えて、これを総括することとした。

2 現状認識

(1) 震災の影響が強く残る分野の存在

被災地全体で見ると、本県の人口や経済は震災前の水準を回復しており、震災後 15 年間の創造的復興への努力の積み重ねの上に、新しい兵庫づくりを目指して歩みを進める段階に達したと考えられる。

しかしながら、災害復興公営住宅における高い高齢化率、面的整備事業が終了していない地域や終了後も空地や空床が目立つ地域の存在など、一部には震災の影響が強く残っているところがある。

(2) 震災を知らない住民の増加

阪神・淡路大震災の被災地において、住民の異動等により神戸市民の 3 分の 1 が震災を知らない住民が占めるようになってきていることなど、震災後 15 年間に構造的な変化が進行し、地域における防災訓練の形骸化等もあいまって、経験と教訓の風化が懸念される。

そのため、「1.17 は忘れない」ための取り組みや、防災教育の実践など、大震災の経験と教訓を伝える継続的な努力が不可欠である。

(3) 次の大震災の危険性の増大

今世紀前半の発生が懸念されている東南海・南海地震、それに前後して発生するとされている内陸直下地震など、大地震の発生危険性はますます高まっているが、住宅や学校等公共施設の耐震化、さらには家具の転倒防止がなかなか進まないなど、次の大震災への備えが十分とは言えない状況にある。

そのため、阪神・淡路大震災の経験と教訓の、これまで以上に積極的な活用と発信が求められている。

3 3 か年推進方策の評価

(1) 被災地固有の個別課題への対応

① 高齢者の自立支援

ア 成果

○ 復興施策と一般施策が連携した見守り体制が定着

L S Aや地域包括支援センター、まちの保健室、民生委員などの一般施策に加え、高齢者自立支援ひろばの設置を推進し、相互補完を図ることにより、地域の多様な主体が連携した見守り体制が実現、定着しつつある。

○ 見守り側の課題解決能力の高まり

高齢者自立支援ひろばでは、S C Sのひろばスタッフへの移行を進めており、巡回型の見守りから地域主体の常駐型の見守りに移行することにより、コミュニティに係る課題等の掘り起こしを進めた。

周辺地域も巻き込んだコミュニティづくり、ネットワークづくりに取り組むことにより、これらの課題への対応能力向上を図っている。

イ 課題

○ 支援を受ける側の活力の低下

高齢者の自立を支援する施策を推進してきたが、対象者の高齢化に伴い、コミュニティの活力の低下が見られる。

ウ 今後の取り組みの方向性

○ 高齢者を見守る重層的な支援と暮らしを支える仕組みの維持

高齢化の進展により、問題の深刻化が懸念されるが、被災地における対策は、復興基金による被災地限定の施策に頼っているのが現状であり、中長期的には財源や担い手も含めた持続可能な支援システムの構築が求められる。

② まちのにぎわいづくり

ア 成果

○ 地域におけるにぎわいづくりに向けた動きの高まり

まちのにぎわいづくり一括助成については、補助事業終了後もそれぞれが様々な形で取り組みが継続されるなど、一定の成果をあげている。

また、これまでに被災地内で多くのまちづくり協議会が設立されたほか、商店街では地域資源の活用や地産地消の取り組み、自治会や婦人会等との連携など地域ぐるみににぎわい創出への取り組みが行われている。

イ 課題

○ 面的整備事業の継続と商店街を取り巻く厳しい環境への対応

復興市街地再開発事業、復興土地区画整理事業はともに現在も事業進行中となっている。面的整備事業が終了した地域においては、厳しい経済状況もあいまって、空床の解消が完全には図られていない。

また、商圏内の人口が震災前の水準に戻っていないこと、消費者購買力の低下や大型店の進出など、商店街は厳しい環境におかれている。

ウ 今後の取り組みの方向性

- 面的整備事業の早期完成と多様な主体が連携した「まちのにぎわい創出」が重要
近年、まちのにぎわいに対する震災の影響を分離・明示することは困難になりつつあるが、被災地では面的整備事業の未完成による商業活性化の遅れなど、震災の被害から回復できていない地域も残っていることから、復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成が求められるとともに、被災地における多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」への支援が引き続き必要である。

(2) 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

ア 成果

- 先導的取り組みが全県施策として定着・発展
まちの保健室の全県展開やこころのケアセンターの活動、県民ボランティア活動、コミュニティビジネスへの支援など震災復興の過程を通じて生まれた先導的取り組みの多くは、全県施策として定着・発展が図られている。

イ 課題

- 先導的取り組みを一層浸透させることが必要
先導的取り組みは、被災地のみならず、全県的な課題の解決に寄与するものであることから、より一層浸透させることが必要である。

ウ 今後の取り組みの方向性

- 先導的取り組みのさらなる定着・発展のため、積極的な施策の展開が重要
これまでの先導的取り組みの成果を、今後の成熟社会を切り開くための全県施策としてさらに定着・発展させていくためには、今後も積極的に施策の展開を図り、新たな災害文化として継続・発展させることが重要である。

(3) 震災の経験と教訓の継承・発信

ア 成果

- 「1月17日は忘れない」ための世代を超えた取り組みの展開
防災力強化県民運動を展開し、住宅の耐震化や家具の転倒防止などの災害への備えを呼びかけるとともに、「ひょうご防災特別推進員」の派遣により地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進しているほか、「1.17 ひょうご安全の日のつどい」など「1月17日は忘れない」ための取り組みが進展している。
人と防災未来センターでは、毎年度 50 万人を越える来場者が訪れ、大人から子どもまで幅広い層に震災の経験と教訓の発信が行われている。
また、震災を知らない子どもが増加していることを背景に、震災のみならず様々な自然災害に対応する「兵庫の防災教育」の取り組みが進展している。

- 国内外へ震災の経験と教訓を発信

人と防災未来センターでは、国内外の災害被災地へ研究員を派遣し、復旧復興に向けた調査や助言を行うなど、震災で得た災害への対応に関する知識を国内外

で生かしている。また、国際防災復興協力機構(IRP)など国際防災・人道支援協議会(DRA)が行うシンポジウムやフォーラムなどの取り組みに対する支援や国際防災研修センターの設立・支援など国際防災協力を積極的に取り組んでいる。

さらに、教職員による組織「震災・学校支援チーム(EARTH)」も、国内外の災害被災地への派遣や各種研修活動で指導助言を行うなど、国内外を問わず震災の経験と教訓が発信されている。

イ 課題

○ 震災の経験と教訓の風化が進展

震災の経験と教訓を将来にわたって持続的に継承・発信していくことが必要である。

ウ 今後の取り組みの方向性

○ 震災の経験と教訓を後世に伝え、定着させることが重要

震災を知らない住民や子ども達が増加していることや、国内外で大規模災害が多発し、どの地域もが被災地となる可能性がある状況の中、震災で得た経験と教訓を世代や地域、国境を越えて継承・発信していくことは、今後起こりうる災害による被害を軽減するために欠かせない取り組みであり、阪神・淡路大震災の被災地である兵庫県の責務でもあることから、今後も継続的な推進を図る必要がある。

4 22年度以降の復興施策の方向性

復興の成果を県政に生かす観点から、既に全県展開されている施策を復興施策の範疇から除き、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの柱に再整理して継続的に推進する。

●復興関連施策の再整理の方向（案）

被災地の現状等

○災害復興公営住宅等の高齢化率は極めて高い。
 ※⑩高齢化率（旧2011.301）
 災害復興公営住宅 47.8%
 災害一般住宅 22.8%

○被災地のまちづくりは、一部面が復興が完了していない地区がある。また、震災前のまちづくりを取り戻していき、地域が活性化している。
 ※復興地区別人口の状況（旧21.4.1）：
 長岡地区 78.3%
 復興地区 91.9%
 巨摩市 98.7%

○震災の風化が懸念され、経緯と教訓を伝える努力が一層求められている。
 ※「震災を知らない神戸市民は、おおよそ3分の1」
 ※今年度、被災地を訪問した子どもが、被災地を訪問し、被災地を学ぶ機会を創出する。
 ※被災地を訪問し、被災地を学ぶ機会を創出する。
 ⑦ 58.1% ⑧ 49.2%

○全体的に見ると被災地の人口や経済は震災前の水準への取り返しが進んでいるが、被災地を訪問し、被災地を学ぶ機会を創出する必要がある。

課題別推進方策（71推進方策）

1 被災地固有の個別課題への対応

【高齢者の自立支援・関連事業】
 ・復興公営住宅等における自治会等の自立支援
 ・復興公営住宅等における自治会等の自立支援
 ・復興公営住宅等における自治会等の自立支援
 ・復興公営住宅等における自治会等の自立支援

【まちのにぎわいづくり・関連事業】
 ・持続可能な住居主体のまちづくり
 ・まちのにぎわいづくり
 ・まちのにぎわいづくり
 ・まちのにぎわいづくり

※その他の個別課題
 ・復興公営住宅等の整備
 ・復興公営住宅等の整備
 ・復興公営住宅等の整備
 ・復興公営住宅等の整備

○高齢者の高齢化対策
 ・高齢者の高齢化対策
 ・高齢者の高齢化対策
 ・高齢者の高齢化対策

2 復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展

【高齢者の自立支援・関連事業】
 ・復興公営住宅等の自立支援
 ・復興公営住宅等の自立支援

○復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展

○復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展
 ・復興の過程で生まれた先進的取り組みの定着・発展

3 震災の経験と教訓の継承・発信

【伝える「備える」関連事業】
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信

○復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信

22年度以降の取り組み

○復興公営住宅等の自立支援
 ・復興公営住宅等の自立支援
 ・復興公営住宅等の自立支援
 ・復興公営住宅等の自立支援

○復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信

○復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信

○復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信
 ・復興の経験と教訓の継承・発信

【国への要望事項】
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

○被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

【国への要望事項】
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

○国への要望を継続
 ・国への要望を継続
 ・国への要望を継続
 ・国への要望を継続

【21年度で終了】の活用
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

○被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

○被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

○被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策
 ・被災地自治体の震災関連地方債の償還対策

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言(案)

—震災の教訓が息づく新しいひょうごづくりをめざして—

平成22年〇月

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

1 趣 旨

21年度は、復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の最終年度であり、来年1月に震災から15年を迎えることから、3か年推進方策を総括し、22年度以降の取り組み方針について提言を行う。

2 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の総括

(1) 現状認識

① 震災の影響が強く残る分野の存在

被災地全体で見ると、本県の人口や経済は震災前の水準を回復しており、震災後15年間の創造的復興への努力の積み重ねの上に、新しい兵庫づくりを目指して歩みを進める段階に達したと考えられる。

しかしながら、災害復興公営住宅における高い高齢化率、面的整備事業が終了していない地域の存在など、一部には震災の影響が強く残っている。

② 震災を知らない住民の増加

住民の異動等により神戸市民の3分の1が震災を知らない住民が占めるようになっておりなど、阪神・淡路大震災の被災地において、震災後15年間に構造的な変化が進行しているなか、「1.17は忘れない」ための取り組みや、防災教育の実践など、大震災の経験と教訓を伝える努力が続けられている。

③ 次の大震災の危険性の増大

今世紀前半の発生が懸念されている東南海・南海地震、それに前後して発生すると言われている内陸直下地震など、大地震の発生危険性はますます高まっており、阪神・淡路大震災の経験と教訓の、これまで以上に積極的な発信と活用が求められている。

(2) 復興施策に対する評価

① 被災地固有の個別課題への対応

ア 高齢者の自立支援

災害復興公営住宅は、高齢化率や単身高齢者の割合が高く、閉じこもりや孤独死、コミュニティの形成・維持の困難など、今後わが国が高齢化社会で直面するであろう課題が一足先に顕在化している。

これに対し、民生委員による見守り、地域包括支援センターなどの一般施策と、SCS、高齢者自立支援ひろばなどの復興施策が連携した見守り体制が構築され、定着しつつある。

しかし、復興施策の財源としている復興基金には限りがあることから、支援体制の継続性が課題となっている。

イ まちのにぎわいづくり

面的整備事業の一部は現在も事業進行中であり、人口や経済活動の面で震災前の状況まで回復していない地域が残っている。

イベント開催支援事業、まちのにぎわいづくり一括助成事業等の施策により、住民主体の持続的な活動が根付こうとしているが、これまで商店街を対象とした施策を中心に対策が展開されており、地域全体への効果の波及や、福祉、環境などの周辺分野との連携が十分とは言えない。

② 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

県民ボランティア活動、新しい働き方への支援などの「復興の過程で生まれた先導的取り組み」は、これからの社会経済に不可欠な仕組みである。

そのため、阪神・淡路大震災震災の被災地に限定した施策にとどめることなく、一般施策の中にビルトインし、今後とも継続的に取り組むことが必要である。

③ 震災の経験と教訓の継承・発信

広島は戦後60年が経過しても世界にその経験を発信し続けている。それは、広島が単に過去の原爆体験を発信しているだけでなく、人類共通の願いである核兵器廃絶運動の先頭に立ち、現在も行動し続けているからである。

兵庫県は、被災地の責務として、震災の経験と教訓を継承し、広く内外に発信する努力を続けているが、教訓を行動に移し、防災・減災対策に積極的に取り組むことが重要である。

3 22年度以降の復興関連施策のあり方

(1) 施策展開の方向

① 復興の成果の継承

復興の過程で生まれた先導的取り組みの数々は、現在、兵庫県において全県的に展開されている。これらの新しい取り組みは、施策や仕組みとして県民の生活にも深く根付くことにより、次なる災害に対応するための基礎体力となるものである。

これらの取り組みは、県政の中で定着を図り、「災害に強いひょうご」づくりを支える施策として長く継続していくべきである。

② 復興の成果の県政への反映

阪神・淡路大震災における復興の課題は、高齢化など将来わが国社会が直面する課題が先行して急激に表出したものである。

また、復興の過程で、未経験の課題を柔軟にとらえて施策化してきたこと、大きな困難に行政と地域住民が手を携え、参画と協働により乗り越えてきたこと、復興に取り組む多くの自発的な人材やグループが生まれ、地域の担い手の多様化が進んだことは、21世紀に地域が直面する様々な課題の解決方策を示唆する貴重な経験であった。

そのため、復興関連施策の一般施策化を進め、これまでの対策やノウハウを全県的に共有し、次の社会の課題解決へ活用を図るべきである。

③ 復興の過程で育った専門人材のノウハウを生かした地域活動支援の充実

ふるさとひょうご創生塾、ひょうごまちづくりセンターの専門家派遣制度、コミュニティ応援隊など、復興施策で多くの専門家が育った。

これら専門人材の蓄積を生かすしくみを構築することにより、成果の全県への拡大を図るべきである。

④ 復興施策の横断的取り組みの促進

まちのにぎわいづくり一括助成事業では、行政の縦割りを排除し、柔軟に資源を活用することにより成果を上げてきた。

今後とも、復興施策だけでなく、一般施策、国の施策なども積極的に活用し、防災、福祉、まちづくりなどの課題に地域で総合的に取り組むことが求められる。

⑤ 復興関連施策の再整理と復興基金での対応

復興関連施策のうち、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」については、まだ課題が残されており、今後も被災地に対して特別な配慮が必要である。また、経験と教訓の発信、減災対策については、阪神・淡路大震災の被災地としての取り組みを強調する必要がある。

そのため、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題については、引き続き積極的な取り組みが望まれる。

復興に大きな役割を果たしてきた復興基金事業についても、これらの課題解決に向けた対応が期待される。

(2) 個別課題への対応

① 高齢者の自立支援

ア 継続的枠組みへの移行

高齢者を長期的・継続的に支援し、高齢化が進む他の地域への展開を図るための仕組みの構築を図るため、コミュニティ支援を安定的に実施できる体制への移行を図る必要がある。

イ 高齢者自立支援ひろばを中心とした施策の総合化

一部の災害復興公営住宅では、高齢化により自治会活動、支え合い活動の維持が困難になるケースが生じている。

そのため、地域に関わるさまざまな施策を、高齢者自立支援ひろば事業を核に連携させ、L S AやS C S、ボランティア等の人材などにより、地域全体で高齢者を見守っていくことができるコミュニティの形成を図る必要がある。

ウ コミュニティの形成・維持のための専門的支援の提供

復興公営住宅には、高齢者だけでなく、さまざまな問題を抱える入居者もいることから、入居者間のコミュニティの形成・維持、自治会活動に支障を来している場合もある。

そのため、専門的支援も導入しながら、地域の困難事例に対応し、高齢者を包み込むコミュニティを形成・維持していくことが重要である。

② まちのにぎわいづくり

ア 「まちのにぎわい」の再定義

震災後15年間に生じた都市の構造変化や、現下の厳しい経済情勢を考えると、震災前の「まちのにぎわい」をそのまま取り戻すことは困難である。

そのため、震災前の水準に戻ったかどうかだけで復興状況を評価するのではなく、生活の質の維持・向上やまちづくりのあり方など、別の評価軸で施策効果を考えることも必要である。

イ 戦略的投資の必要性

被災地や県の総生産は震災前のレベルに戻ったものの、全国平均には達していないため、事業の重点化や、地域内循環の仕組みの重視、外部からの資金導入を図る仕掛けなど、全国平均との差を縮める視点での戦略的な投資も検討すべきである。

ウ 地域活動の担い手の育成支援

まちのにぎわいづくりには、住民が主体性を発揮し、地域の課題に自ら取り組むこと求められるが、自治会が機能しなくなり、地域の総意を集める機能をもった団体が失われつつある。

研修機会の提供による人材育成や、課題解決のための専門家派遣などの支援が必要である。

③ 「伝える・備える」－安全安心をめざす運動の展開

ア 実践と行動による「伝える・備える」活動の実施

震災の経験や教訓が風化するから「伝える」のではなく、「被災地ひょうご」が安全・安心を重視している自治体であることをアピールし、世界に減災の必要性を発信していく、より積極的な意味の「伝える・備える」活動を続けていくことが重要である。

イ 行政内部における経験・教訓の継承

行政内部においても、実際に阪神・淡路大震災の災害対策を経験した職員が減少し続けている。

そのため、兵庫県の災害対応、震災復興の経験を、若手職員へ継承していくしくみを構築するべきである。

ウ 次の大災害に備えて

○ 阪神・淡路大震災で負傷した人の中には、PTSDなどで後遺症が残る人もあることから、次の災害に向けて、阪神・淡路大震災に起因する障害者の発生状況等の把握に努めるべきである。

○ 災害による孤児は自立するまでサポートすることが必要であり、阪神・淡路大震災での取り組みの成果をまとめ、次の災害での対応の参考とするべきである。

○ 阪神・淡路大震災の教訓から生まれた住宅再建共済制度については、平成21年台風第9号災害において初めて共済給付金が支払われ、被災者の生活の基盤である住宅の再建、補修に役立てられた。今後も給付金支払いの迅速化、家財等への対象拡大の検討など、利用者のニーズに応じた制度改善と加入促進に努めるべきである。

4 国に対する提言

(1) 復興基金の恒久化

阪神・淡路大震災の復興においては、復興基金により、早期復興のための取り組みを補完し、被災地のニーズに沿って長期・安定的、機動的に対策を進めることができ、その有効性が証明された。

しかしながら、設置には国との協議が不可欠で、相当の期間を要するため、機動的に対応できるよう、その枠組みを法的に措置しておくべきである。

(2) 住宅再建共済制度の全国制度化

自然災害被災者の住宅の自力再建を促すためには、給付水準や適用要件等の面から

公的支援には限界がある。

そのため、住宅所有者が災害時に備えて、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、本県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設するべきである。

(3) 住宅再建支援制度の総合的な見直し

災害救助法では、住宅応急修理の支援措置の対象が半壊世帯となっているなど、被災者生活再建支援法との整合性が図られておらず、複雑になっていることなどから、住宅再建支援に係る制度について、被災者にとってわかりやすく効果的な支援となるよう、立法論的な検討も含め、総合的に見直すべきである。

(4) 復興財源の仕組み

阪神・淡路大震災からの復興には既存の制度や財政の拡張的運用で対応できたが、今後、阪神・淡路大震災を上回る規模の広域的大災害に対しては、国家的、抜本的な災害復興財源が必要となる。

このため、震災復興を重要な課題と位置付け、国と地方が連携した被災地主体の復興を財政的に保障する枠組みを確立すべきである。

「復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策」の総括（案）

被災地固有の個別課題への対応
1 高齢者自立支援 (推進方策1～9)

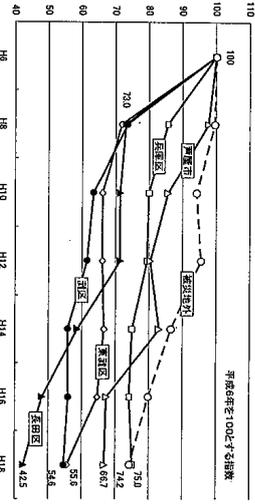
★：基金事業 ●：その他の事業

No	現 状	対 応 状 況	評価と課題	リキガ・専門委員会意見	備 考	
1	<p>復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 ＜高齢者を包み込むコミュニティづくり＞</p> <p>○ 災害復興公営住宅等の高齢化率、単身高齢世帯率は極めて高い状態にある。 ※①高齢化率 (H20.11.30) : 災害復興公営住宅 47.8% 県営一般住宅 22.8%</p> <p>図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率</p>	<p>○ SCS (高齢世帯生活援助員) の巡回を中心とした支援から、常駐型の「高齢者自立支援ひろば」への移行を進めている。</p>	<p>○ 「高齢者自立支援ひろば」への移行により、高齢者への細やかなサポーターの提供、問題の早期発見や住民同士のつながりがより強くなり、自治会のサポーターなどで成果をあげているが、一部で次のような課題もある。</p> <p>1 高齢者個人への支援 適切な専門家とのネットワーク に課題がある。</p> <p>(1) 精神疾患、認知症などは、専門家の関与が必要であるが、専門家のネットワークが不十分。</p> <p>(2) 本来、介護保険制度などで対応すべき事業まで、ひろばスタッフが抱え込んでしまう。</p> <p>2 コミュニティへの支援 (1) 住民のひろばへの依存が強まっている。</p> <p>(2) ひろばスタッフが個別支援に忙殺されており、コミュニティづくりを進める余力がない。</p>	<p>○ 災害復興公営住宅の高齢化の課題に対応するため、引き続き高齢者自立支援ひろば事業及び関連事業は継続・拡充し、これらまでのひろばの成果の定着・発展を図る必要がある。</p> <p>○ ひろば事業の抱える課題に対応するため、次のことを検討することが必要である。</p> <p>① 高齢者が身近に介護環境づくり 様々な分野の専門家が復興公営住宅ににぎわいづくりしていきけるプログラムづくり</p> <p>② 市社会福祉協議会と共有のための体制づくり</p>	<p>★ 超高齢住宅コミュニティ広域支援促進事業補助 (基金3,535千円) (災害復興公営住宅等における社会福祉協議会等が行うふれあい交流事業を支援)</p> <p>★ ふれあい交流事業支援補助 (基金6,964千円) (NPO、ボランティアグループ等が災害復興公営住宅で行うふれあい交流事業を支援) 20年度実績：4件</p> <p>● いきいき県住推進員 (46,332千円)</p> <p>● 民生委員・児童委員による支援 ● 地域包括支援センターによる支援 等</p>	
2	<p>○ 災害復興公営住宅等の高齢化率、単身高齢世帯率は極めて高い状態にある。 ※②高齢化率 (H20.11.30) : 災害復興公営住宅 47.8% 県営一般住宅 22.8%</p>	<p>○ 「高齢者自立支援ひろば」への移行を進めている。</p>	<p>○ ひろば事業の抱える課題に対応するため、次のことを検討することが必要である。</p> <p>① 高齢者が身近に介護環境づくり 様々な分野の専門家が復興公営住宅ににぎわいづくりしていきけるプログラムづくり</p> <p>② 市社会福祉協議会と共有のための体制づくり</p>	<p>★ (関連施策) 高齢世帯生活援助員設置事業 (基金76,979千円) (災害復興公営住宅等の被災高齢者等を対象にSCSによる見守り、相談等(巡回)を実施。常駐型の高齢者自立支援ひろばに移行中。)</p> <p>★ 高齢者自立支援ひろば設置事業 (基金234,616千円) (常駐スタッフによる災害復興公営住宅における見守り・交流事業) ・カフによる訪問、相談支援見守り対象世帯：1,754世帯 ・健康づくり事業の実施回数：237事業 ・コミュニティ支援事業の実施回数：393事業 ・ボランティアの場としての活用：1,429日</p> <p>★ 「まちの保健室」設置事業 (基金18,500千円) 被災高齢者の健康上の相談設置場所：復興公営住宅20か所 家庭訪問数：8件 キヤラハン隊：30日、194か所</p>		

No	現 状	対 応 状 況	評価と課題	リキガ・専門委員会意見	備 考
3	<p><単身高齢者対策></p> <p>○ 復興公営住宅の単身高齢者の割合が特に高くなっている。 [公営住宅世帯に占める単身高齢世帯率] 一般公営住宅 19.1% 災害復興公営住宅 42.3%</p>	<p>○ 支援が必要な高齢者は各市で「見守り対象世帯」として高齢者自立支援ひるばスタツプやSSCSが見守りを続けている。</p> <p>[関連施策] ★ ガスマーター等を活用した高齢者見守りシステムの普及促進事業 (基金21,800千円) ・設置：1,394個</p> <p>★ 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業 (基金22,176千円) (711-ダイヤル)による相談窓口設置) 神戸市域2か所、阪神地域1か所 東播磨・淡路地域 1か所</p>	<p>○ 今後の加齢により問題の深刻化が懸念されることから、継続的な取り組みが必要である。</p>		
4	<p><公営住宅の高齢化対策></p> <p>○ 災害復興公営住宅を除く高齢化率：22.8% (20年度)</p>	<p>● 新婚世帯・子育て世帯に対する優先入居 等</p>	<p>○ 優先入居枠を設定し、一定の効果をあげている。</p>		
5	<p><県営住宅のバリアフリー化></p> <p>○ 27年度末までにバリアフリー化率40%をめざしている。</p>	<p>● バリアフリー化の推進(4,773,998千円)</p>	<p>○ バリアフリー化率は20年度末で38%で、順調に進捗している。</p>		
6	<p><住宅や生活に関わる悪質業者対策></p> <p>○ 消費生活相談 13,262件 (20年度)</p>	<p>● ぐらしの安全・安心サポート体制の強化 (23,842千円) 等</p>	<p>○ 一般の消費者対策の中で進められている。</p>		
7	<p><公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり></p> <p>○ 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき推進中。</p>	<p>● 歩道の段差解消 (1,030,000千円) 等</p>	<p>○ 全体的に推進が図られている。</p>	<p>○ 高齢者だけでなく、外国人や障害者なども活用できるよう、一般施策として展開するべきである。</p>	
8	<p><高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援></p>	<p>★ いきいき仕事塾 (基金12,514千円) (被災高齢者向けの講座を開設し、講座修了生の自主的活動を支援)</p> <p>● 基金以外の財源による施策 ・いなみ野学園の運営 (43,250千円) ・いなみ野学園大学院の運営 (3,361千円) ・阪神シニアカレッジの運営 (53,290千円) ・シニア人材むかえ事業 (18,726千円) ・老人クラブ活動強化推進事業 (195,488千円) 等</p>	<p>○ 一般施策として県内各地で高齢者大学の講座が設けられている。</p>	<p>○ 様々な研修事業と地域活動との融合を図り、研修の成果が生かせる仕組みづくりを進めるべきである。</p>	
9	<p><高齢者の知識やノウハウの社会での活用></p>			<p>○ 地域(自治会等)の仕事、学習した人たちに委託できるプログラムづくりやコミュニケーションビジネス、リベンジの枠組みとの連携を検討すべき。</p>	

No	現 状	対 応 状 況	評 価 と 課 題	レキガ・専門委員会意見	備 考																						
10	<p><持続可能な住民主体のにぎわいづくり></p> <p>1 被災地の総生産(実質)の推移 被災地の総生産は、既に震災前の水準を回復しているが、全国平均には達していない。</p> <p>被災地の総生産の推移</p> <p>2 事業所・企業の開業率の推移 被災地における事業所・企業の開業率は、全国平均を越えて高水準を維持している。 事業所・企業の開業率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">兵 庫 県</th> <th rowspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>被災地域</th> <th>全県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年→11年</td> <td>5.5</td> <td>4.6</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>平成11年→13年</td> <td>4.9</td> <td>4.1</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>平成13年→16年</td> <td>5.7</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>平成16年→18年</td> <td>5.8</td> <td>5.3</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 商店街等の状況 商店街を見ると、震災直後に大きく減少し、現在も震災前の水準を回復していないが、被災地外の商店街でも商店数の減少が緩み、被災地と被災地外の商店数の減少率は大幅に縮小しつつある。</p> <p>商店数の推移</p>	区分	兵 庫 県		全国	被災地域	全県	平成8年→11年	5.5	4.6	4.1	平成11年→13年	4.9	4.1	3.8	平成13年→16年	5.7	5.1	4.2	平成16年→18年	5.8	5.3	5.0	<p>○ まちの主体的な発意による街のにぎわい創出の促進を図っている。</p> <p>★【関連施策】 まちのにぎわいづくり一括助成事業 (基金62,492千円) ・継続可能な特色あるにぎわいづくり事業の助成を行う。 ・補助率: 10/10 ・補助限度額: 10,000千円/事業 ・補助対象者: まちづくり協議会、商店街振興組合、事業: TMO等 対象事業: まちのにぎわいにつながるソフト及びハード事業</p> <p>● まちなか商業活性化事業 (15,500千円) (大型店出店対策、商入塾の乗施)</p> <p>★ 復興まちづくり支援補助 (基金40,594千円)の支援 ・アドバイザー派遣、コンサルタ ・申請数実績: ◎80件 ◎62件 ◎52件</p>	<p>○ まちそのものを震災前に戻すことは困難となっており、「まちのにぎわいづくり」の施策目標が不明確になっている。 ○ 対策が対症療法的で効果が見えにくいとの意見がある。</p> <p>① 「まちのにぎわい」の定義が不明確であり、達成目標が曖昧であった。また、商店街の活性化に偏重する傾向が見受けられた。 ② 応募内容等に質の低下が著しく、企画力、実行力のある団体が残っていない可能性がある。 ③ 地域の課題とニーズを十分検証しないうままの提案が多かった。 ④ 地域や関係機関と十分な調整を行わず、実施段階で変更、中止するものが多かった。 ⑤ 一過性のイベント中心の事業が多く、継続性が担保できない。 ⑥ 1,000万円の補助金額では、地域を変革するまでには至らない。</p>	<p>○ 民間による大規模投資がなされ、にぎわいを取り戻した地域がある反面、未だににぎわいの格差が取り戻せないうちで、支援の継続が必要である。</p> <p>○ 支援方法についての継続が求められており、「まちのにぎわいづくり」の成果と課題を踏まえ、抜本的な見直しを制度の再構築が必要である。</p> <p>○ ライフスタイル「まちのにぎわい」を見直し、地域のニーズにあった取り組みが求められ、防犯、環境、安全、安心、住みやすさ、まちの活性化を支援する必要がある。</p> <p>○ 地域ニーズの多様化に、対应的な変革が必要と認め、本能的に大規模な取り組みに地域コミュニティを併用していかねばならない。</p>	<p>○ 復興まちづくり支援事業は発災で生まれ、復興の支援のために多くの活動のため、事業の継続が望まれる。</p>
区分	兵 庫 県		全国																								
	被災地域	全県																									
平成8年→11年	5.5	4.6	4.1																								
平成11年→13年	4.9	4.1	3.8																								
平成13年→16年	5.7	5.1	4.2																								
平成16年→18年	5.8	5.3	5.0																								
11	<p>○ まちづくりに協議会を核としたまちづくりに復興まちづくりに支援事業で支援している。</p>	<p>★ 復興まちづくり支援補助 (基金40,594千円)の支援 ・アドバイザー派遣、コンサルタ ・申請数実績: ◎80件 ◎62件 ◎52件</p>	<p>○ 復興まちづくりが継続されている地区が残っている。</p>	<p>○ 復興まちづくり支援事業は発災で生まれ、復興の支援のために多くの活動のため、事業の継続が望まれる。</p>																							

No	現 状	対 応 状 況	評 価 と 課 題	リサーチ・専門委員会意見	備 考
12	＜地域団体・NPO等によるまちのぎわい創出＞	● 地域づくり活動応援事業等 (56,611千円)	○ 全県展開されている。		
13	＜大学・学生との連携によるまちづくり＞	○ まちのぎわいづくり一括助成事業、明舞団地等で連携事業が実施されている。	○ まちのぎわいづくり一括助成事業や、明舞団地などで大学との連携が進められ、まちの元気づくりに効果があった。	○ 大学の単位の認定とリンクさせるなど、より積極的な大学への働きかけが望まれる。	
14	＜被災商店街のにぎわい回復＞ ○ 商店街・小売市場を個別に見ると、市区によって被害状況が大幅に異なる。被害が大きかった市区について、震災後の商店数の推移を見ると、東灘区、灘区、長田区は被災地外の平均商店街の減少率を大幅に越えて減少している。 特に長田区は現在も大幅な減少が続いている。	○ まちのにぎわいづくり一括助成事業、イベント開催支援等により交流人口の増加等を図っている。 [関連施策] ★ 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助(基金116,000千円) (被災地の商店街・小売市場等が開催するイベントに助成する。) ・補助率2/3、上限2,000千円 等 ・助成実績：◎77件 ◎84件 ◎78件 ★ 小規模事業者事業再開支援事業補助(基金1,000千円) (被害を受けた小規模事業者が事業再開する際の賃借経費等の一部に対する助成) ★ 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業(基金60,000千円) (被災商店街等の共同施設整備に対する助成) ・補助率：1/3以内 ・補助限度額：8,000千円 ・実績：◎19件 ◎20件 ◎26件	○ 震災、不況等により被災地の商店街は厳しい状況に置かれている。		
15	＜特色ある商店街づくり＞ ○ 先導的活性化事業等により特色ある商店街づくりを進めている。	● まちなか商業再活性化事業(15,500千円) (大型店出店対策事業) ● 先導的活性化事業(22,812千円) (まちづくりの観点から実施する先導的な取り組みを支援し、商店街のにぎわい創出、魅力づくり、地域コミュニティ機能向上を一体的に推進) ・補助率1/2、限度額3,000千円/年(3年間) ● 空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化(31,170千円) (店舗賃貸料、内装工事費等助成等) ・補助率1/3、限度額1,500千円(1年目)、500千円(2年目) 等	○ 全県展開されている。		



No	現 状	対 応 状 況	評 価 と 課 題	ウ・ヤグ・専門委員会意見	備 考
16	<残存空地の活用> <地域景観の形成> <市街地整備事業の早期完成> <復興市街地における住宅再建や商業機能の再生>	★ 被災空地緑化推進助成事業 (基金:3,000千円) (被災空地の緑化に対する助成) ・補助率:10/10、上限1,000千円 ・実績:㊸7件 ㊹5件 ㊺3件 ● 景観形成支援事業(32,720千円)等	○ 申請件数が年々減少しており、被災地内の緑化を要する空地が減少しているものと考えられる。 ○ 全県施策として展開されている。		
17	<地域景観の形成> <市街地整備事業の早期完成> <復興市街地における住宅再建や商業機能の再生>	● 景観形成支援事業(32,720千円)等	○ 全県施策として展開されている。		
18	<市街地整備事業の早期完成> <復興市街地における住宅再建や商業機能の再生>	○ 土地区画整理事業を推進するとともに、事業地域内の土地利用を促進するため、建築及び清算金等のための利子補給を行っている。 (関連施策) ★ 被災者住宅再建支援事業補助(被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業) (基金139,488千円) (被災市街地復興土地区画整理事業地区内の建築に対する利子補給) ・実績:㊸94件 ㊹133件 ㊺206件 ★ 復興土地区画整理事業等融資利子補給(基金19,692千円) (復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業における清算金等のための融資に対する利子補給) ・実績:㊸456件 ㊹456件 ㊺489件	○ 復興土地区画整理事業の遅れにより、一部対象地区内の空地が依然残っている。		
19	1 土地区画整理事業の状況 茨路市富島地区が21年11月に工事完了予定であり、新長田駅北地区が22年度までかかる見込みである。 都市名 地区名 計画面積 仮接地点定率 最終工事完了年 神戸市 森部 167 100% H17 神戸市 六甲通駅西 197 100% H18 松本 松本 89 100% H16 御香 101 100% H17 新長田・鷹取 878 97% H23 湊山町1・2丁目 15 100% H14 袴前町2丁目 05 100% H12 芦屋市 芦屋西四部 21 100% H17 芦屋市 芦屋中央 134 100% H14 西宮市 森島 105 100% H13 西宮市 西宮北口駅北東 312 100% H20 巨峰町 聖地 137 100% H19 茨路市 富島 209 100% H21 茨路市 富島全体 2859 99%	○ 事業継続中の新長田駅南地区及び周辺商店街に対し、入居促進のための助成を行っている。 (関連施策) ★ 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業(基金113,434千円) (復興市街地再開発事業による保留床への利子補給、家賃補助等) ・実績:㊸23件 ㊹32件 ㊺30件 ★ 復興市街地再開発地域事業所開設支援事業(基金226,349千円) (新長田駅周辺地域への出店助成) ・実績:㊸4件	○ 新長田駅南地区では、整備された商業施設の空き床への入居が順調に進んでいるとは言えず、周辺商店街の空き店舗も非常に多い。		
2	復興市街地再開発事業の状況 新長田駅南地区を残すのみとなり、平成25年度までかかる見込みである。 市街地再開発事業進捗状況 都市名 地区名 計画面積 事業計画決定率 管理区分 最終建築工事完了年 神戸市 六甲通駅南 59 100% 100% H16 神戸市 新長田駅南 201 99% 81% H16 西宮市 西宮北口駅北 33 100% 100% H13 宝塚市 宝塚駅前第2工区 09 100% 100% H12 宝塚市 宝塚駅前第1工区 16 100% 100% H11 (二)川原前 16 100% 100% H15 至休(G地区) 334 96% 88%	○ 事業継続中の新長田駅南地区及び周辺商店街に対し、入居促進のための助成を行っている。 (関連施策) ★ 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業(基金113,434千円) (復興市街地再開発事業による保留床への利子補給、家賃補助等) ・実績:㊸23件 ㊹32件 ㊺30件 ★ 復興市街地再開発地域事業所開設支援事業(基金226,349千円) (新長田駅周辺地域への出店助成) ・実績:㊸4件	○ 新長田駅南地区では、整備された商業施設の空き床への入居が順調に進んでいるとは言えず、周辺商店街の空き店舗も非常に多い。		

No	現 状	対 応 状 況	評価と課題	リ・キガ・専門委員会意見	備 考	
20	<p>3 被災地の人口の状況</p> <p>被災地の人口は、全体としては震災前のレベルを回復したが、市区別に見ると、長田区、須磨区、兵庫区は被災直後に激減し、現在も被災地外の県内市町の平均人口増加率に達していない。</p> <p>【被災地の人口推移（全体）】</p> <p>被災地（兵庫区、長田区、須磨区）、被災地外の人口推移</p> <p>平成7年7月1日の推計人口を100とする</p> <p>被災地 被災地以外の人口推移 平成7年7月1日の推計人口を100とする</p>	<p>○ 人口の回復については、面的整備のほか、被災者の住宅再建のための各種助成事業を行っている。</p> <p>〔関連施策〕</p> <p>★ 被災者住宅購入支援事業補助 (基金14,972千円) (住宅購入に対する利子補給) ・利子補給：0.5～2.5%、5010年 ・実績：◎21件</p> <p>★ 被災者住宅再建支援事業補助 (基金9,500千円) (住宅再建に対する利子補給) ・利子補給：0.5～2.5%、5010年 ・実績：◎17件 ◎0件 ◎1件</p> <p>★ 住宅債務償還特別対策 (基金46,114千円) (ダブルローン対応助成) ・補助期間：5年間 ・実績：◎0件 ◎2件 ◎0件</p> <p>★ 高齢者住宅再建支援事業補助 (基金9,040千円) (自己資金で自宅を建設・購入・補修した高齢被災者に対する助成) ・補助額：建設等費用100万円につき5万円 ・実績：◎34件 ◎15件 ◎7件</p> <p>★ 被災マンション建替支援利子補給 (基金61,983千円) (被災マンション建替に対する利子補給)</p>	<p>○ 震災後15年が経過し、被災者の住宅再建ニーズは非常に小さくなっている。</p> <p>○ 大きな被害を受けた東灘区、灘区、中央区、西宮市、芦屋市は、被災前より人口が増加している。</p>	<p>○ 法に基づき全県的に取り組みが進められている。</p>		
	<p>20 <中心市街地の活性化></p> <p>中央区 長田区 兵庫区</p> <p>平成7年7月1日の推計人口を100とする</p>	<p>○ 神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、丹波市が中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受けている。</p>				

3 その他の個別課題 (推進方策 21～28)

番号	項目	現 状	対応状況	評価と課題	リベンジ・専門委員会意見	備 考
21	<県外居住者の帰県支援>	<ul style="list-style-type: none"> ひょうごカムパントリー&メンバー事業登録者は99人。 県外居住被災者の県営住宅応募状況 19年度：募集戸数106戸、応募数1,726世帯、うち県外被災者応募数17世帯 (県外被災者応募者数のうち当選者数4世帯) 20年度：募集戸数95戸、応募数1,064世帯、うち県外被災者応募数12世帯 (県外被災者応募者数のうち当選者数6世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ひょうごカムパントリー事業 (基金2,818千円) (電話訪問相談員等) 県営住宅の優先入居の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 電話訪問の結果、住宅の問題以外にも ① 本人が帰県を希望していても、高齢者の場合は避難先の親族や知人が帰県に反対 ② 家族の疾病により速やかな引越しが困難。 <p>などの理由があげられている。</p>	-	-
22	<災害援護資金の償還対策>	<ul style="list-style-type: none"> 貸付実績：5.6万件・1,309億円 うち県関係分：2.5万件・532億円 神戸市分：3.2万件・777億円 償還実績：4.0万件・1,057億円・83.0% (償還免除を除く) うち県関係分：1.8万件・444億円・84.7% 神戸市分：2.2万件・613億円・81.8% <p>○ 国は平成 18 年 1 月に施行令を改正し、5 年間の償還期限の延長が認められた。 (県→国：平成 19 年度→24 年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害援護資金償還指導事業 (11,790 千円) 各市に償還指導員を配置 (47 人 (県・神戸市計)) し、滞納者に対する償還指導等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未償還金 232 億円・1.5 万件 ○ 償還期限：県→国 平成 24 年度 	-	-
23	<生活福祉資金の償還対策>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付実績：5.9 万件・103 億円 ○ 償還実績：3.0 万件・59 億円 ○ 償 還 率：57.0% <p>※上記数値は、左記の制度①②③の合計値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉資金貸付金償還指導員設置事業 (9,340 千円) (県社協に償還指導員を配置 (8 人)) し、滞納者に対する償還指導等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未償還金 2.9 万件・44 億円 ※上記数値は、左記の制度①②③の合計値 	-	-
24	<中小企業緊急災害復旧資金の償還対策>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付実績：2.3 万件・3,040 億円 ○ 償還実績：2.2 万件・2,948 億円 ○ 償 還 率：97.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未償還企業に対して、融資条件の変更、借換貸付の活用等の相談を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未償還金 1,249 件・92 億円 ○ 償還期限 平成 24 年 6 月 	-	-
25	<生活復興資金の償還対策>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付実績：2.8 万件・518 億円 ○ 償 還 率：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年 3 月をもって償還終了 	-	-	-

番号	項目	現状	対応状況	評価と課題	ワザガ・専門委員会意見	備考																																																
26	<p><災害復興公営住宅の家賃対策></p> <p>【特別減免制度の概要】</p> <p>①前期特別減免 ・恒久住宅への移行のための総合プログラム(旧8.7策)に基づき、入居者が無理なく負担できるよう家賃を低減。 ・実施期間：5年間</p> <p>②後期特別減免 ・入居者に高齢者や低所得者が多い現状を踏まえ、5年前の前期特別減免後、一般減免への移行措置として実施。</p>	<p>○ 「特別減免から一般減免への移行の扱いについて(H18.6)」の方針により、一般の低所得者対策として、段階的に一般減免への円滑な移行を進めている。</p> <p>○ 特別減免制度(後期特別減免)が終了する平成22年度末までに移行を完了する。</p>	<p>○ 被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行</p>	<p>○ 特別減免制度対象者は、指定管理者より減免終了前に通知し、一般減免制度への速やかな移行を進めている。</p>																																																		
27	<p><震災特別住宅税制の優遇措置による支援></p> <p>復興土地区画整理事業地区等ににおける震災特別住宅税制の優遇措置(固定資産税、都市計画税、不動産取得税)を活用した住宅建設や住宅購入への支援。</p>	<p>○ 震災による被災者の負担を軽減するため、住宅税制の特例措置が講じられてきたが、平成17年3月の地方税法の改正により、総務大臣が定めた特定地区(復興土地区画整理事業6地区、復興市街地再開発事業地区6地区)は5年間(～H21)②特定地区以外は2年間(～H19)の特例措置の適用期限が延長されている。</p> <p>【総務大臣が定めた特定地区】</p> <p>①復興土地区画整理事業(6地区) 六甲道駅北地区、新長田駅北地区、鷹取東第二地区、尼崎市築地地区、西宮北口駅北東地区、淡路市富島地区</p> <p>②復興市街地再開発事業(6地区) 新長田駅北地区(第1地区、第2-B地区、第2-C地区、第3地区、第3地区(大橋3)、第3地区(大橋4))</p>	<p>○ 被災市街地における震災特別住宅税制の運用</p>	<p>○ 特定地区における特例措置の適用期限が21年度末で満了する。</p>																																																		
28	<p><被災自治体の震災関連地方債の償還対策></p> <p>平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望。</p>	<p>○ 地方債(市町)残高(20年度) 被災市計 ……22,290億円 その他市町計… 8,854億円</p> <p>地方債残高の推移(市町)</p> <table border="1"> <caption>地方債残高の推移(市町) (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被災市面市</th> <th>その他市面市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H6</td><td>24,324</td><td>24,982</td></tr> <tr><td>H7</td><td>29,132</td><td>24,044</td></tr> <tr><td>H8</td><td>30,841</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H9</td><td>32,212</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H10</td><td>31,923</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H11</td><td>32,212</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H12</td><td>31,403</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H13</td><td>30,914</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H14</td><td>30,450</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H15</td><td>29,886</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H16</td><td>28,866</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H17</td><td>28,866</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H18</td><td>28,866</td><td>23,187</td></tr> <tr><td>H19</td><td>28,866</td><td>22,290</td></tr> <tr><td>H20</td><td>28,866</td><td>23,187</td></tr> </tbody> </table>	年度	被災市面市	その他市面市	H6	24,324	24,982	H7	29,132	24,044	H8	30,841	23,187	H9	32,212	22,290	H10	31,923	23,187	H11	32,212	22,290	H12	31,403	23,187	H13	30,914	22,290	H14	30,450	23,187	H15	29,886	22,290	H16	28,866	23,187	H17	28,866	22,290	H18	28,866	23,187	H19	28,866	22,290	H20	28,866	23,187	<p>○ 既発債の償還延長等の国への要望</p>	<p>○ 被災自治体の公債費負担の標準化等による財政負担の軽減のため、平成18年5月、新発債について、償還期間の延長(15～20年→30年等)や、充当率100%間での引き上げ・措置がなされたが、既発債については延長されていない。</p> <p>○ 被災市の行財政改革への努力や財政支援にもかかわらず、昨今の経済情勢等を踏まえると、被災市の財政状況は依然として厳しい状況が続くものと考えられる。</p>		
年度	被災市面市	その他市面市																																																				
H6	24,324	24,982																																																				
H7	29,132	24,044																																																				
H8	30,841	23,187																																																				
H9	32,212	22,290																																																				
H10	31,923	23,187																																																				
H11	32,212	22,290																																																				
H12	31,403	23,187																																																				
H13	30,914	22,290																																																				
H14	30,450	23,187																																																				
H15	29,886	22,290																																																				
H16	28,866	23,187																																																				
H17	28,866	22,290																																																				
H18	28,866	23,187																																																				
H19	28,866	22,290																																																				
H20	28,866	23,187																																																				

※H17以降のデータに含まれる三木市のデータについては、市町合併前(H16)の旧三木市(被災市町)及び旧吉川町(その他市町)のデータをを用いて扱われ、被災市町とその他市町の数値を計上している。

推進方策	現状・対応状況		評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考	
	20年度実績	内容				
34 文化を活かした個性ある地域づくり	<input type="checkbox"/> 芸術文化センターにおける公演の実施 <input type="checkbox"/> 県立美術館「芸術の館」の整備・充実 <input type="checkbox"/> 庁舎1等を活用した街かどイベントの広 <input type="checkbox"/> 援 <input type="checkbox"/> び「アーツ・アクト」(歴史文化遺産活用推進員)の養成	553事業854公演(累計) 特別展等5本開催 ミュージアム1等開催 学校団体入館者4,2万人 子どもイベントや様々な融合事業を開催: 100回 67件(累計) 30人	<input type="checkbox"/> 県立芸術文化センターでは、地域団体や大学生との連携によるイベントの、動員人数30,000人以上となるなど、地域の向上となるなど、地域との連携強化を図る。県立美術館では、特別展の企画・運営の充実、常設展のレベルの強化とともに、学校教育及び地域との連携強化が必要である。			
35 青少年の体験・交流の機会づくりの推進	<input type="checkbox"/> 「子ども冒険ひろば事業」の展開 <input type="checkbox"/> 「若者ゆうゆう広場事業」の展開	488か所(累計) 24市(累計)	<input type="checkbox"/> 「子ども冒険ひろば事業」については、利用者数は20年度実績で約95,000人である。 <input type="checkbox"/> 「若者ゆうゆう広場事業」については、利用者数は20年度実績で約147,000人である。	<input type="checkbox"/> 「子ども冒険ひろば」については、すでに計画値を大幅に上回るなど全県施策として推進されている。 <input type="checkbox"/> 「子ども冒険ひろば事業」は、若者ゆうゆう広場事業とも連携から5か年が補助期間で、その後は自主開設へと発展することが期待されているため、自主開設・自主運営の促進が必要である。	<input type="checkbox"/> 運営主体とボランティアの育成に力を入れ、全県施策として継続するべきである。	
36 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	<input type="checkbox"/> 地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を配置 <input type="checkbox"/> 男女共同参画ウィークの運営 <input type="checkbox"/> 「ひょうご家庭応援プログラム推進委員会」による家族の絆を深める取り組みの推進 <input type="checkbox"/> 男女共同参画の職場づくりに取り組みする事業所との協定締結	1,687人 プログラム活動支援、情報収集・提供、研修会・講演会の開催 相談等: 9,290件 「ひょうご家庭応援県民大会」参加者: 約3390名 「家族の日」写真コンクール応募: 371点 392事業所(累計)	<input type="checkbox"/> 男女共同参画推進員は、順調に設置人数が増加し、計画値を上回る数値となっている。 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センターの運営については、相談件数が増加傾向にある。 <input type="checkbox"/> 家庭応援プログラムについては、ひょうご家庭応援県民大会の開催、ひょうご活動支援ネットワーク等の推進などにより、地域との関係強化が図られている。	<input type="checkbox"/> 男女共同参画の職場づくりに取り組みする事業所との協定締結が計画値を大幅に上回っており、男女共同参画センターでの講座・研修の開催回数が増えるなど全県施策として推進されている。 <input type="checkbox"/> 男女共同参画推進員の企業推進員については、順調に推移しているが、地域推進員については、担い手が減少しており、今後、市町や県民局との連携を一層深め、地域での更なる人材の発掘を進める必要がある。	<input type="checkbox"/> 男女共同参画推進員の役割と課題を明確化し、全県施策として継続するべきである。	
37 コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	<input type="checkbox"/> 高齢者の就業支援 <input type="checkbox"/> コミュニティ・ビジネスの起業支援 <input type="checkbox"/> コミュニティ・ビジネスへの助成や労使によるワーキングシェアの推進等による雇用創出	15,530件(累計) 18団体 6,478人(累計)	<input type="checkbox"/> 高齢者の就業支援や雇用創出数などは計画を上回り、高齢者の就業機会確保や地域密着型事業の創設・普及が進んでいる。	<input type="checkbox"/> 概ね目標を達成している。 <input type="checkbox"/> コミュニティ・ビジネス離職支援事業の補助終了後も内閣府事業運営に関する助言などの支援が必要である。 <input type="checkbox"/> 地域住民に知し、コミュニティ・ビジネスやNPOについて認知と理解をさらに高めていく必要がある。	<input type="checkbox"/> コミュニティ・ビジネスやワーキングシェアの普及に向けた取り組みはなお萌芽的段階にあるため、地域づくりと連携したコミュニティ・ビジネスの起業支援は全県施策として今後も継続する必要がある。	

38 ひょうご・しごと情報広場 地域労働相談・しごと情報広場の運営

<ul style="list-style-type: none"> ○ ひょうご・しごと情報広場相談者数 ○ 青少年・若者のしごと体験を推進 	<p>5,983人</p> <p>33,675人(累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひょうご・しごと情報ひろば」を通じ、きめ細かな支援をワンストップで行っている。 ○ しごと情報広場の相談件数は高い水準にある。 ○ 青少年、若年層のしごと体験等は若年者をフリースクールや無業化を防止し安定した就労に移行させることについて効果あがり、しごと情報広場等の就職支援機関を通じた就業の促進にも貢献している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口では個人のレベルに応じた相談・情報提供を行うなど、きめ細かな対応を行っている。 ○ 相談件数は年々増加傾向にあるが、就職状況は厳しい状況にある。利用者きめ細かな情報提供・相談援助を継続する必要がある。 ○ ものづくりの技術、技能の体験を通じて、青少年・若者のものづくりへの理解と関心を高めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者自立支援ひろばやNPO、自主防災組織などと連携し、様々な研修・事業と地域活動との融合により、研修の成果を生かせる仕組みをつくり、高齢者の能力向上とその活用を図る必要がある。
---	----------------------------------	--	--	---

39 シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援

<ul style="list-style-type: none"> ○ 50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策 ○ シルバー人材センターを通じて高齢者の就業支援 	<p>相談件数 647人</p> <p>43,719人(累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シニアしごと倶楽部では、就職相談や情報提供、面接相談会などを実施し、最近3カ年で59人(就職率：10.1%)が就職している。 ○ シルバー人材センターの会員登録者は順調に増加しており、会員の78～79%が就業している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シニアしごと倶楽部の相談件数は年度計画を上回り、シルバー人材センターの会員登録数は着実に増加している。 ○ 若年者の雇用情勢が非常に厳しい中で、中高年者の就職へのマッチングはさらに厳しい状況となっている。 ○ シルバー人材センターの会員登録については、65歳までの継続雇用確保措置等により、伸び率が鈍化している。
---	-------------------------------------	--	--

40 震災ツーリズム等地域の特徴を生かしたツーリズムの振興

<ul style="list-style-type: none"> ○ ツーリズム人口 	<p>1億3,456万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客入込数について、震災前の平成6年度を100とした指数を見ると、兵庫県全体では、$\textcircled{19}$ / $\textcircled{100}$ = 121% となっており、すでに震災前を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、ツーリズム人口は、対前年横ばいであるが、被災地への観光客入込数は震災前後と比較すると増大している。 ○ 21年度のツーリズム人口の目標実現に向け、時代や環境の展開を図る必要がある。
---	------------------	---	--

41 湖芦屋の整備推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ エビ・カサガヒを基本とした安全・安心なまちづくり、カサガヒを活かした魅力あるまちづくりの推進 	<p>住宅分譲戸数 503戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅分譲戸数について、28年度の計画(1,245戸)達成に向けて着実に分譲戸数を伸ばしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターゾーンII期について、現在、平成21年9月着工、平成22年春季施設オープンを目指し、事業者と調整を進めている。
--	--------------------	---	---

42 「尼崎21世紀の森」の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ 尼崎21世紀の森づくりサポーター数 ○ 尼崎の森中央緑地整備推進サポーター ○ 尼崎の森中央緑地年間利用者 ○ 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営 	<p>280人</p> <p>47%</p> <p>43万人</p> <p>北京利ビタの事前台宿地として使用</p> <p>100万人記念大感謝祭開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「尼崎の森中央緑地」では、平成18年度に第1工区のスポーツ健康増進施設が開園し、運営等に関して民間の資金、経営能力、技術を活用するPFI事業として適切な維持管理運営が行われている。 ○ 今後は、第2工区(都市緑地)の早期事業着手が求められる。
--	---	--

43 明舞団地等オールドニュータウンの再生

<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討 	<p>移住・住み替え支援機構や兵庫県住宅供給公社と協働を行い、連携を行った方を検討した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受け皿となる公社管轄住宅等を整備中。ミニナリ・相談会の実施、簡易査定、フアイン・マンションの作成、住み替え先のシミュレーションやアンケートなどを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者世帯がバリアフリー化した住宅へ円滑に住み替え、その持ち家へ子育て世帯が転入居することによるミックスからモデル事業を実施している。 ○ 住宅の借り上げを行う移住・住み替え支援機構や団地内に事務所を持つ兵庫県住宅供給公社等と連携した住み替えシステムの充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、ハットドグワンとして役割から、「働く場」を始めた新たな機能の導入など、新たなまちの再編・再生を検討するべきである。
--	--	---	--	--

III 震災の経験と教訓の継承・発信

推進方策	現状・対応状況		評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考
	20年度実績	内容			
44 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	20年度実績	現状・対応状況	評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考
○ 震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	「1.17ひょうご安全の日のごとく」の実施(6,000人参加) 「ひょうご安全の日推進事業」の実施(事業数164件)	「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施(918件)	○ 「ひょうご安全の日」を定める条例を制定し、関連施策を持続する制度的な枠組みが用意されている。 ○ 震災の経験と教訓を発信・定着させ、次の災害への備えとするための取り組みが進んでいる。	○ 17団体・個人で構成する「ひょうご安全の日推進県民会議」を組織して、その趣旨にふさわしい取り組みを積極的に推進している。 ○ 被災地の責務として震災の経験や教訓を国内外に特約的に発信し続けるしくみが不可欠である。 ○ 震災を経験していない住民が増加するなか、被災地においても経験と教訓を語り継ぎ、地域防災に貢献できる人材の育成が必要である。	○ 「高齢者の自立支援」、「まちのにぎわいづくり」と並ぶ3番目の柱として「伝える」を位置づけ、教訓の発信に関わる多様な組織の連携により、安全を旨とする全国・世界に向けた運動として展開を図るべきである。
45 被災者生活再建支援制度(支援法)の充実	被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	制度の総合的な見直しについて国に提案	○ 目標としていた制度改正を實現。 ○ 平成19年12月に定額貸しきり方式導入による手続きの簡素化、住宅本体の建築費等への充当が可能になるなど、本県の主張がほぼ実現した。 ○ 災害救助法では、住宅応急修理の支援措置を半壊世帯を対象としている一方、被災者生活再建支援法では半壊は、やむを得ず解体した場合に限って支援の対象とするなど、法律間の整合性が図られていない。		
46 住宅再建共済制度の推進	○ フェニックス共済加入率 ○ 全国制度化に向けた検討	7.3% 近畿4府県、全国 近畿4府県、全国 要望、全国 要望	○ 19年には、マンション共同部分を対象に管理組合でも加入できる制度を設け、加入促進を図っている。 ○ 平成21年度台風第9号等災害において初めて給付金を支給した。 ○ 加入率が目標に届いていないため、さらに加入促進を図る必要がある。	○ 市町の意識や意欲を高めることが大切である。 ○ 地域ぐるみ特別を作り、町内会単位の取り組みの活性化を図るなど、民間組織との連携を一層強め、加入率アップの努力をする必要がある。	
47 地震保険制度の改善	○ 附属要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	附属要件の撤廃等国へ要望	○ 附属要件の撤廃等、制度の改善を国に提案している。		
48 住宅の耐震化	○ 地震に対し危険な住宅を半減 ○ 新耐震基準適合率 ○ 耐震改修済み戸数 ○ 簡易耐震診断実施戸数	21年度中に把握 21年度中に把握 21年度中に把握 52,978戸(累計)	○ 耐震化率等の現状は、「平成20年住宅土地統計調査(総務省統計局)」の結果が公表されるまで不明であるため、現時点での評価は困難である。 ○ 簡易耐震診断実施戸数は、目標戸数を達成できなかつたものの、着実に増加している。 ○ 耐震化に対する県民の意識醸成を図るとともに、共同住宅における合意形成が必要である。	○ 耐震化が進まない老朽住宅や、高齢者住宅にターゲットを絞った対策が必要である。	
49 公共施設等の耐震化	○ 県有施設の耐震化推進 ○ 県立学校耐震化10か年作戦 ○ 県営住宅耐震改修	33施設(累計) 26校(累計) 2,570戸(累計)	○ 計画を下回っているものの、年々耐震化が進められている。 ○ 耐震化率は、約6割にとどまっております(全国62.1%、兵庫県62.5%、H19消防庁調べ)、さらなる耐震化の推進が求められている。	○ 建築物の耐震化は、行政が模範となる必要がある。県有建築物の耐震化は、速やかに100%やり切る姿勢が欠かせない。	
50 防災対策の計画的推進	○ 震災の経験を踏まえた防災対策の計画的推進	「ひょうご地震防災を戦略プログラム」を作成、公表	○ 地域防災計画に基づく減災対策の計画的な推進を図っている。 ○ 概ね計画通りに進捗している。 ○ 中央防災会議が中部圏・近畿圏直下地震の被害想定を発表し、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱を作成するなど、新たな動きがあるため、これらに対応した対策を講じる必要がある。	○ 「ひょうご地震防災戦略プログラム」の具体的な実行が求められる。 ○ 行政内部においても所管・添削が減少していることから、県庁内での経験した職員が減少していることから、県庁内での経験の体系化・共有化を図り、地域防災計画に反映することが必要である。 ○ 行政と地域、住民とボランティアが連携して、「わがまち減災計画」や「わがまち避難誘導計画」など地区・集落定支援・活動支援の制度を作り、日常的にその進捗管理を行うことが必要である。	

推進方策	現状・対応状況		評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考
	20年度実績	内容			
51 災害時における情報発信の充実	○ 災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの検討	ひょうご防災ネットワーク 27市町参画 消防防災ハコブタ利用 電送ががらの運用開始	○ 携帯電話のメールを活用した「ひょうご防災ネットワーク」の運用を行い、現在、27市町が参画している。	○ 概ね計画通りに進捗している。7市7町が未加入となっているため、積極的な参加の呼びかけを継続する必要がある。	○ 情報収集・発信に関するハードだけでなく、訓練や体制などのソフトの充実をあわせて図ることが重要である。
52 家屋被害認定士の養成	○ 家屋被害認定士の養成の推進	家屋被害認定制度について半日程度の講習を開催	○ 平成21年9月14日現在、618人(県、市町)が認定士として、認定業務に参画している。市町が認定士として参画しているのは、認定士の養成に必要である。	○ 家屋被害認定士の再研修も含め、持続的な取り組みが必要である。○ 認定士の活用を図ることができる限り民間の認定士の活用を図ることが必要である。○ 家屋被害認定士を全国にPRする取り組みや、全国的な制度化へ向けた提案が引き続き必要である。	
53 被災建築物応急危険度判定制度の推進	○ 被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	1,884人	○ 登録判定士については、新潟県中越沖地震で県・市の判定士を派遣するなど、制度の適切な運用が図られている。○ 近年、登録判定士の高齢化が進んでおり、体力的な問題等から更新しない判定士が増加するなど(19年度更新率68%)、登録判定士は20年度1,884人に減少している(19年度1,892人)。	○ 応急危険度判定士の再研修も含め、持続的な取り組みが必要である。○ できる限り民間の判定士の活用を図ることが必要である。	
54 自主防災組織の活性化	○ 自主防災組織の育成・活性化への支援	自主防災組織組織率95.7% 自主防災活性化事業により活動活性化を支援 活動率72.0%	○ 自主防災組織の組織率は95.7%で全国第4位(19年度)となっている。○ 年1回以上訓練を実施している自主防災組織が、平成20年4月現在で、全組織の72.0%に留まることや、活動内容が形式的になっている場合が見られる。	○ 自主防災組織の組織率に加えて、活動内容の充実が必要である。○ 「わがまち防災計画」や「わがまち避難誘導計画」など地区・集落ごとの地域密着型の減災計画の策定や、日常的にその進捗管理を行うことが必要である。	
55 災害ボランティアへの活動支援	○ 災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	災害救援ボランティア支援センター 16市町	○ 災害ボランティア受け入れの体制の整備が進んだ。○ 平成21年台風第9号等災害において、被災地にボランティアを6か所設置し、延べ約19,000名のボランティアを受け入れた。	○ 行政と地域、住民とボランティアが連携して、「わがまち防災計画」や「わがまち避難誘導計画」など地区・集落ごとの地域密着型の減災計画の策定や、日常的にその進捗管理を行うことが必要である。	
56 災害時要援護者への支援	○ 災害時の緊急情報発信システムの登録者拡大 ○ 災害時の緊急情報の14言語での提供	登録者数 394人(累計) 登録者数 1,112人(累計)	○ 市町の災害時要援護者名簿の作成、避難支援やニューラルの整備はまだ十分とは言えない。○ 聴覚障害者向け情報発信については、県内聴覚障害者の数が約17,000人に対して登録者数が少なく、外国人についても登録目標を大きく下回っている。	○ 災害時要援護者の避難支援やニューラルを全市町で作成するとともに、自治会や自主防災組織や小学校区単位でも登録者数を作成するべきである。○ 行政と地域、住民とボランティアが連携して、「わがまち防災計画」や「わがまち避難誘導計画」など地区・集落ごとの地域密着型の減災計画の策定や、日常的にその進捗管理を行うことが必要である。○ 災害時要援護者の避難支援計画に含めるべきである。	
57 災害時の広域避難者への支援	○ 全国自治体と連携した広域避難者の所在地把握の仕組みの構築	「ひょうご防災ネットワーク」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討	○ 全国知事会、近畿2府7県のはが、岡山県、鳥取県、新潟県と災害時の相互応援協定を締結している。	○ 避難先の都道府県、市町村の協力が不可欠であり、実態を把握し、情報を提供するルール作りを検討する必要がある。○ 国民保護を目的に安否情報システムが全国整備されており、これの自然災害での活用も考えられる。	○ 次の大災害に向け、あるべきシステムの方向づけが必要である。

推進方策	現状・対応状況	評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考
58 災害救助法に基づく救助の見直し等	20年度実績			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直し ○ 防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国への要望を実施救助内容は斬新的に改善されてきている。 ○ 県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助については、震災時の多くは問題となった問題の多くは解決されている。 ○ 防災に係る基本事項の標準化・共通化については、一部で進展しているものも、対策組織の構造や名称等の統一までには至っていない。 ○ 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方については、特別基準の設定等の弾力的運用により、柔軟な取り扱いはなされている。 ○ 防災体制や資機材の規格等の標準化について、具体化を図るため、引き続き検討が必要。 		
59 災害時における警察活動の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害センターを335人に委嘱し、1,894件の通報に対して、通行規制等現場対応を実施 ○ 災害時警察活動協力員を559人に委嘱し、8回訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害センターは、気象警報発表時に、危険箇所の情報を提供するなど具体的な成果を上げています。 ○ 災害時警察活動協力員は、訓練等により危機意識の醸成を図っています。 ○ 災害復興公営住宅では、3か所に都市型駐在所を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復興公営住宅に都市型駐在所を設置し、住民の安心感の醸成に努めており、住民とのふれあい活動の実施や防犯指導等の活動を行ったことに對し、地域住民から謝意表明がなされている。 ○ 年々、都市型駐在所管内の被災者の高齢化が進んでおり、高齢者に対する立ち寄り等の支援活動の重要性が増している。 	
60 災害救急医療の取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県災害医療センターを核として災害救急医療の取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県災害救急医療センター運営協議会の開催 ○ DMATの体制整備のための研修の実施(12病院、21ヶ所が受講済み) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救急医療センターにより、災害救急医療の取り組みが進められ、平成19年度の新潟県中越沖地震では兵庫県災害医療センターが被災地への医療チームの派遣を実施している。 ○ DMATについては、県内災害拠点病院12病院に計21チームが編成されるなど取り組みが進んでいる。 ○ 災害直後に他県や他府県での活動に対応可能な災害拠点病院が所在する圏域に幅りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ対策を含めた見直しを行うことも必要で、市民力を高め、活用することが必要である。 	
61 「兵庫の防災教育」の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育推進連絡会議(全体会議1回、地区別会議各1回開催) ○ 防災教育研修会(2回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における防災体制の整備、防災教育副読本や地域教材等を活用した研修を防災教育担当教員を対象に年2回程度開催している。 ○ 平成20年3月には、神戸学院大学と県立舞子高等学校が防災教育に関する「教育提携協定」を締結し、高大連携でより充実した防災教育に取り組むなど、「兵庫の防災教育」が進展している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」と並ぶ3番目の柱として「伝える」を位置づけ、教訓の発信に関わる多様な組織の連携により、安全の展開を図るべきである。 ○ 県外の学校に兵庫県の取り組みを拡げていく活動が求められる。 	
62 震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進				
<ul style="list-style-type: none"> ○ EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外へ講師派遣1名 ○ 県外へ講師派遣8名 ○ EARTH訓練・研修2回 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度には、新潟県中越沖地震被災地への派遣(2名)、20年度は中国、四川大地震被災地への派遣(1名)など国内外を問わず活躍している。 ○ 155名(21年度)の隊員が、被災地の学校の教育復興、被災児童・生徒の心のケアなどの支援に加え、地域の防災訓練や講演会にも多数派遣されている。 ○ EARTH員の専門的知識と実践的対応力を高める訓練・研修の実施 ○ 新任のEARTH員の育成・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」と並ぶ3番目の柱として「伝える」を位置づけ、EARTHの積極的な活用と教訓の発信に目指す多様な組織の連携により、安全の展開を図るべきである。 	
63 人と防災未来センターの積極的な活用				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者数(年): 513,092人 ○ 専門家派遣 中国・四川 8名 ○ 岩手・宮城 6名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成14年4月開設以降、来館者数は50万人超で推移している。 ○ 人と防災未来センターは、文字どおり阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、発信する中核的な施設となっている。 ○ 展示内容の充実 ○ 情報発信機能の強化 ○ 来館者数の増 		

推進方策	現状・対応状況		評価と課題	ワーキング・専門委員会意見	備考
	20年度実績	内容			
64 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	国際防災協力機構（IRP-H17.5設置）の運営に対する支援を実施（調査研究、セミナーの開催）	被災国の災害経験やそこから得た教訓等について、情報共有や知見の交換を行う国際復興フォーラムを、県との共同事業として開催した。	○ 毎年開催する国際シンポジウムに国連高官や各国政府関係者等が参加するなど、IRPの認知度は向上している。 ○ 世界における認知度がまだ乏しい。		
65 国際防災・人道支援協議会に対する支援	国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進	国際カンパラの開催、DRM-カンパラの開催等への支援	○ フォーラム等の連携事業等への支援を実施した。 ○ 当初の目標は、国際防災・人道支援協議会により達成された。 ○ 今後は、国際防災・人道支援協議会に対する支援を行う。		
66 国際的な防災研修専門機関の整備	国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	セミナーの開催支援、国際多岐な防災人材育成の効果的実施のための調査研究	○ 研修実績は、毎年40カ国以上、受け入れ研修員100名以上と増えており、震災の経験と教訓の海外への発信に大きな効果を上げている。 ○ 国際防災研修センターの円滑な運営に対する支援が必要。		
67 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	三木総合防災公園の整備推進（進捗率：99%） （進捗率：99%） 地域防災公園の整備推進（指定箇所167箇所、整備済160箇所、進捗率95.8%）	○ 県内5箇所の広域防災（フロッツ）拠点の整備を完了した。 ○ 三木総合防災公園については、平成21年度末全面開園予定である。 ○ 地域防災公園については、20年度末で95.8%まで整備が進んでいる。 ○ 広域防災拠点については、平成21年台風第9号災害において、広域防災拠点の備蓄物資が活用されるなど、期待どおりの機能を果たしている。 ○ 災害時の広域避難地、一次避難地となる都市公園の早期整備が必要。		
68 大阪湾岸道路西伸部の推進	大阪湾岸道路西伸部（六甲アイトランド〜名谷JCT）の早期事業化に向けた取り組みの推進	全線都市計画決定完了 直轄事業と阪神高速有料道路事業の合併施行で12年度事業化	○ 平成21年3月までに全線の都市計画を決定し、環境影響評価手続きを完了した。 ○ 全線の都市計画決定が完了したことにより、緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成に向けて大きく前進した。 ○ 21年度事業化、事業化後の早期供用開始に向けた事業推進が必要。	○ 大阪湾岸道路西伸部は、既成市街地における被災による移動困難などに対し、緊急時輸送インフラとして重要なインフラである。 ○ 近い将来に予想されている大型災害への準備、地域経済活性化の加速など、早期建設は喫緊の課題である。	
69 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積）	977ha（累計）	○ 「六甲山麓フェニックスの森づくり」により、住民主体の管理も行われており、整備区域の有効活用が図られている。 ○ 事業は順調に進捗している。立入禁止区域での現地調査の結果に基づき、フェニックス等の現地で対策が必要。 ○ 県民に対する六甲山系グリーンベルト整備事業の認知度が重要。		
70 阪神疎水構想の推進	河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの整備	国の予算編成等に伴う提案・要望等を継続実施	○ 「淀川水系水資源開発基本本方針（H21.4）」、「淀川河川整備計画（H21.9）」にも位置づけられず、国として具体的な動きがない。	○ 国の予算編成に対する提案において、阪神疎水構想の推進に係る提案を継続しているが、①水源の確保②地域の合意形成③事業評価・環境への影響の把握が課題となっている。	
71 災害時における食料の安定供給等	農地等の保全、警戒ため池の整備 ○ 災害に強い農村づくり、海岸保全施設の整備	103カ所（累計） 1地区（合計9地区）	○ 漏水等のある警戒ため池の改修を進めるとともに、未改修の警戒ため池についても、バトロールの実施や水防体制の確立を進めている。 ○ 漁港については、着実に海岸保全施設の整備が進められている。 ○ 災害時の農地・農村への被害減少、農業用水の安定供給確保につながる取り組みが実施されている。 ○ 農家の減少や高齢化などの影響で、農家が工事を負担できず、改修困難となっているため池が増えている。		

ワーキングチーム・専門委員会の活動状況及び今後の予定

月 日	活 動 内 容
7月 2日 (木)	第 1 回ワーキングチーム
7月23日 (木)	第 1 回高齢者自立支援専門委員会及び現地調査 現地調査先：西宮市甲子園口6丁目住宅及び岡田山住宅
7月31日 (金)	第 1 回まちなのにぎわいづくり専門委員会及び現地調査 現地調査先：伊丹市中心市街地活性化協議会
8月17日 (月)	第 2 回ワーキングチーム
10月 7日 (水)	第 3 回ワーキングチーム
10月23日 (木)	第 2 回高齢者自立支援専門委員会
10月28日 (水)	第 2 回まちなのにぎわいづくり専門委員会及び現地調査 現地調査先：新長田神戸鉄人プロジェクト
12月 1日 (火)	第 1 回復興フォローアップ委員会
12月21日 (月)	第 1 回復興フォローアップフォーラム
2月	第 3 回高齢者自立支援専門委員会
2月	第 3 回まちなのにぎわいづくり専門委員会
3月	第 2 回復興フォローアップ委員会
3月	第 2 回復興フォローアップフォーラム

平成 21 年度復興フォローアップ委員会委員

フォローアップ委員会（本委員会） [◎：座長、○：副座長]

氏 名	所 属 ・ 職
磯辺 康子	株式会社神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本日出夫	神戸市副市長
○加藤 恵正	兵庫県立大学大学院経済学研究科教授
角野 幸博	関西学院大学総合政策学部教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
地主 敏樹	神戸大学大学院経済学研究科教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事兼事務局長
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
○松原 一郎	関西大学社会学部教授
◎室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員

※ _____ は、ワーキングチームメンバー、ワーキングチームは室崎座長が招集。

高齢者自立支援専門委員会 [◎：委員長、○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・Wa 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
○佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
豊田 俊	兵庫県医師会常任理事
◎松原 一郎	関西大学社会学部教授
室崎 千重	兵庫県立福祉のまちづくり研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

○ まちのにぎわいづくり専門委員会 [◎：委員長、○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	株式会社神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所理事・事務局長
◎加藤 恵正	兵庫県立大学大学院経済学研究科教授
○角野 幸博	関西学院大学総合政策学部教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	ラジオ関西株式会社・元代表取締役
森崎 清登	近畿タクシー株式会社代表取締役社長

顧問

氏 名	所 属 ・ 職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念 21 世紀研究機構顧問
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長

復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策（復興フォローアップ 3 か年推進方策）

I. 3 か年推進方策の策定趣旨

○策定趣旨

- ・被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう 3 か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示す。

○期 間：平成19年度～21年度

II. 被災地・被災者を取り巻く現状

○被災地における着実な復興の進展

- ・人口、総生産の回復、有効求人倍率の上昇、面的整備事業の着実な進捗

○被災者の生活復興意識の変化

- ・地域経済については、「震災の影響を脱していない」という意識が一部見られるものの、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行。

○被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

- ・被災地の課題解決には、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取組みが不可欠。

○震災復興における先導的取組みの全国・全県的な拡がり

- ・国の単身高齢者の孤立死防止推進事業のH19予算案への盛り込み
- ・中心市街地活性化に向けたまちづくり三法の改正
- ・震災や台風23号災害の教訓を踏まえた県地域防災計画の修正
- ・国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインの作成 等

III. 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

○創造的復興の取組みの継承・発信

- ・単に旧に復するだけでなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、ボランティア活動支援や高齢者の見守りなどの施策を重点的に実施。これらの施策の多くは、震災復興対策と同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取組みでもあることから、今後はこの成果を被災地外に広げていく。
- ・残された課題の解決についても、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題として取り組む。

○**震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開**

- ・そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年を目途に、被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施とともに、復興の成果を高齢社会・成熟社会対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させ、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図り、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進。

○**復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の推進**

- ・震災復興全般にわたる課題（71項目）について、3か年の推進方策（課題毎のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画）を策定。
- ・この3か年推進方策に基づき、
 - ①被災地固有の個別課題への対応
 - ②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
 - ③震災の経験と教訓の継承・発信 を推進。

IV. 課題別推進方策

1. 被災地固有の個別課題への対応（28項目）

- 高齢者自立支援、まちなにぎわいづくりなど震災に起因する被災地固有の課題の重点的対応
- 県外居住被災者への支援、未償還の貸付金等対策などの個別課題の解決

①高齢者の自立支援

（★：H19新規・拡充施策）

- ★高齢者自立支援ひろばの拡充（H21：40か所）・機能充実（スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等）、ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化、ひろば機能の全県施策化等の検討
- ★見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、ひろばスタッフ、行政との意見交換会の実施（自治会活動の対応困難事例等）等

②まちなにぎわいづくり

- ★まちなにぎわいづくり一括助成事業の実施（H21：累計40団体）採択団体の事業実施のバックアップ（意見交換・交流の場の提供、内外への情報発信等）
- ★地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 等

③その他の個別課題への対応

- 兵庫県に戻りたい県外居住被災者の帰県支援（H21末までに希望者全員を帰県）
- 災害援護資金の未償還金の償還の促進 等

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目）
～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

○震災復興の過程を通じて広がってきた先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展。

①まちの保健室の定着・発展

○まちの保健室の全県展開（H19：520か所）・事業内容の拡充（市町との連携事業や交番と連携した取り組み）
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の検討 等

②シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進

★県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施
民間事業への支援の検討 等

③こころのケアの推進

○こころのケアセンターの成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進
○心のケア担当教員（～H21）、スクールカウンセラーの全公立中学校等への配置等

④ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

★団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出
ボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）
○芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進
○子どもの冒険ひろば（H19：360か所）、若者ゆうゆう広場の展開（H20：60か所）等

⑤新しい働き方や雇用就業への支援

★生きがいしごとサポートセンターの再編による団塊世代への支援機能の拡充、
コミュニティ・ビジネスへの支援
○ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業への支援（相談者数H21：5,680人）等

⑥ツーリズム振興と新しい都市づくり

○人と防災未来センター等を活用した震災ツーリズムの推進
★潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本としたまちづくり、21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」の推進
★明舞団地をモデルとした若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進 等

3. 震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

- 阪神・淡路大震災は、「災害文化」の機運が生まれる契機となり、震災の経験と教訓を継承・発信していくことが被災地としての本県の責務。
- 震災の経験と教訓を次世代に継承・発信し、近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興対策を着実に推進。

①「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進

★防災力強化県民運動の展開

- 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練 等

②自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

○被災者生活再建支援法の見直しに向けた取り組み

- 住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進（郵政公社との連携等） 等

③住宅や公共施設等の耐震化の推進

★住宅の耐震化の推進（新耐震基準適合率をH21に91%など）

- 県立学校、県営住宅等の県有施設の耐震化（H21に43施設など） 等

④総合的な減災対策の推進

★「ひょうご防災戦略プログラム」の策定

○フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実

- 家屋被害認定士（H19:累計360人）、被災建築物応急危険度判定士（H21:累計2,500人）の養成

★災害ボランティア活動支援体制の整備、災害ボランティアネットワークの強化

○他府県との相互応援協定の締結の働きかけ

- 災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築 等

⑤「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

○防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施、震災・学校支援チーム（EARTH）による災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言

- ★人と防災未来センターの展示更新の検討・実施 等

⑥国際防災協力の推進

○国際防災復興協力機構（IRP）による国内外の災害被災地への支援

○国際防災・人道支援協議会に対する支援

- ★国際防災研修センターの設立（H19.5）、運営への支援 等

⑦災害に強い基盤整備等の推進

★三木総合防災公園、地域防災公園等の整備推進

○大阪湾岸道路西伸部の都市計画決定・環境影響評価手続・事業化

- 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 等

阪神・淡路大震災

○ “復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

○

平成19年2月

兵 庫 県

目 次

第Ⅰ章	3か年推進方策の策定趣旨	1
第Ⅱ章	被災地・被災者を取り巻く現状	4
第Ⅲ章	今後の復興フォローアップの基本的な考え方	12
第Ⅳ章	課題別推進方策	14
1.	被災地固有の個別課題への対応	
(1)	高齢者の自立支援	15
①	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	15
②	高齢者を包み込むコミュニティづくり	16
ア	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策	16
イ	単身高齢者対策	17
ウ	公営住宅の高齢化対策	18
③	高齢者に優しい環境づくり	18
ア	県営住宅のバリアフリー化	18
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策	19
ウ	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり	20
④	高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援	21
ア	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援	21
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	21
(2)	まちのにぎわいづくり	22
①	多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援	22
ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	22
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり	23
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出	24
エ	大学・学生との協働によるまちづくり	24
②	商店街によるまちのにぎわい創出	25
ア	被災商店街のにぎわい回復	25
イ	特色ある商店街づくり	25
③	地域の景観の保全・創造や空き地等の活用	26
ア	残存空地の活用	26
イ	地域景観の形成	26
④	復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生	27
ア	復興市街地整備事業等の早期完成	27
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	28
ウ	中心市街地の活性化	29
(3)	その他の個別課題への対応	29
①	県外居住被災者の帰県支援	29
②	未償還の貸付金等対策	30
ア	災害援護資金の償還対策	30

イ	生活福祉資金の償還対策	30
ウ	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	31
エ	生活復興資金の償還対策	31
③	災害復興公営住宅の家賃対策	32
④	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	32
⑤	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	33
2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展		
(1)	まちの保健室の定着・発展	34
(2)	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	35
(3)	こころのケアの推進	35
①	こころのケア対策の推進	35
②	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	36
(4)	ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援	36
①	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	36
②	文化を活かした個性ある地域づくり	37
③	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	38
④	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	38
(5)	新しい働き方や雇用就業への支援	39
①	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	39
②	ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進	40
ア	ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営	40
イ	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	41
(6)	ツーリズム振興と新しい都市づくり	41
①	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興	41
②	被災地における新都市づくり	42
ア	潮芦屋の整備推進	42
イ	「尼崎21世紀の森」の推進	43
ウ	明舞団地等オールドニュータウンの再生	43
3. 震災の経験と教訓の継承・発信		
(1)	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	45
(2)	自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援	46
①	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実	46
②	住宅再建共済制度の推進	46
③	地震保険制度の改善	47
(3)	住宅や公共施設等の耐震化の推進	48
①	住宅の耐震化	48
②	公共施設等の耐震化	48
(4)	総合的な減災対策の推進	49
①	防災対策の計画的推進	49
②	災害時における情報発信の充実	50
③	防災に係る専門人材の養成	50
ア	家屋被害認定士の養成	50
イ	被災建築物応急危険度判定制度の推進	51
④	自主防災組織の活性化	51

⑤災害ボランティアへの活動支援	51
⑥災害時要援護者への支援	52
⑦災害時の広域避難者への支援	53
⑧災害救助法に基づく救助の見直し等	53
⑨災害時における警察活動の推進	54
⑩災害救急医療の取り組み	54
(5)「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用	55
①新たな防災教育と学校防災体制の充実	55
ア 「兵庫の防災教育」の推進	55
イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進	55
②人と防災未来センターの積極的な活用	56
(6) 国際防災協力の推進	56
①国際防災・人道支援拠点の形成の推進	56
ア 国際防災復興協力機構 (IRP) への運営支援	56
イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援	57
②国際的な防災研修専門機関の整備	57
(7) 災害に強い基盤整備等の推進	58
①三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	58
②大阪湾岸道路西伸部の推進	58
③六甲山「水と緑の回廊」構想の推進	59
ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	59
イ 阪神疏水構想の推進	59
④災害時における食料の安定供給等	60

第 I 章 3 か年推進方策の策定趣旨

(経 緯)

本県においては、これまで10年間にわたる復興計画の継続的なフォローや震災5年目の国際総合検証、復興10年総括検証などのフォローアップを実施してきた。

また、ポスト震災復興10年における取り組みとして、昨年2月に策定した「高齢者自立支援プログラム」及び「まちのにぎわいづくり推進プログラム」に基づき、高齢者の見守り対策など残された課題の解決に向けた重点的な取り組みを推進している。

さらに、本年度については、改めて、復興10年総括検証・提言等を踏まえた震災復興全般にわたる課題を整理し、震災復興関連施策に係る総合的なフォローアップを実施した。

(現 状)

震災から12年が経過した今、被災地の復興は、人口の震災前水準への回復をはじめ、総生産や有効求人倍率など経済雇用情勢の回復、復興市街地整備事業の着実な進捗など個別課題は残しつつも、全体としては概ね順調に進んでいる。

また、被災者においては、未だ厳しい状況に置かれている方々もいるものの、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地は平時に戻った」という意識が進行しているとともに、残された課題への対応については、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化、地域経済成長の全国との乖離等、社会全体の課題としての取り組みが重要になるなど、被災地・被災者を取り巻く諸情勢が変化してきている。

(目 的)

今回策定した「復興の成果を県政に生かす」3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～(復興フォローアップ3か年推進方策)は、こうした被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう3か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示したものである。

なお、策定にあたっては、学識者や団体・NPO代表等で構成する復興フォローアップ委員会における被災地の現状分析、現地調査、今後の推進方向の提言などを踏まえながら、阪神・淡路大震災復興推進会議において全庁的な検討や協議を行った。

(今後に向けて)

今後は、この3か年推進方策に基づき、被災地固有の課題解決に向けて重点的に取り組むとともに、復興の過程で生まれた先導的な取り組みを定着・発展させ、震災の経験と教訓を継承・発信するなど、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

また、向こう3か年においては、復興事業の進捗状況や被災地を取り巻く情勢の変化などに応じて的確な対応を図っていくことが必要であり、引き続き、きめ細かなフォローアップを通じて、施策・事業の評価・見直しなどを行いながら、被災市町をはじめとする市町との緊密な連携を図りつつ、県民、団体・NPO、企業等との参画と協働による「元気なひょうご」への飛躍に向けた取り組みを進める。

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の構成

<p>第Ⅰ章 3か年推進方策の策定趣旨</p>	<p>○“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の策定の経緯や現状、目的などを述べた。</p>
<p>第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状</p>	<p>○人口や総生産、有効求人倍率、復興市街地整備の進捗状況等の統計データをもとに、被災地の復興状況を示した。 ○被災者の意識調査や震災復興に関連する施策の状況をもとに、被災地や被災者を取り巻く状況を示した。</p>
<p>第Ⅲ章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方</p>	<p>○第Ⅱ章で示した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示した。</p>
<p>第Ⅳ章 課題別推進方策</p>	<p>○平成19～21年度の3か年における個別課題毎のフォローアップ方針、施策目標、年度別計画について ①被災地固有の個別課題への対応、②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、③震災の経験と教訓の継承・発信に区分して示した。</p>

第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状

本章では、統計指標や各種調査結果等のデータ、被災者の意識調査等をもとに、被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化について示した。

第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状

1. 被災地における復興の進展

(1) 人口の回復

兵庫県及び被災12市（以下、被災地という）の人口回復状況（平成7年1月1日時点の推計人口を100とした値）を示したものが下図である。

県全体の人口は、平成11年に震災前（平成7年1月1日）人口に回復し、平成18年12月1日時点で、震災前比101.3ポイントとなっている。

被災地全体の人口は、平成13年に震災前人口に回復し、平成18年12月1日時点で、同101.7ポイントとなっている。

神戸市の人口は、平成16年11月1日時点で震災前人口を回復し、平成18年12月1日時点で、同100.6ポイントとなっている。

なお、平成18年12月1日時点で、震災前人口を下回っている市区は、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、洲本市、南あわじ市、淡路市である。

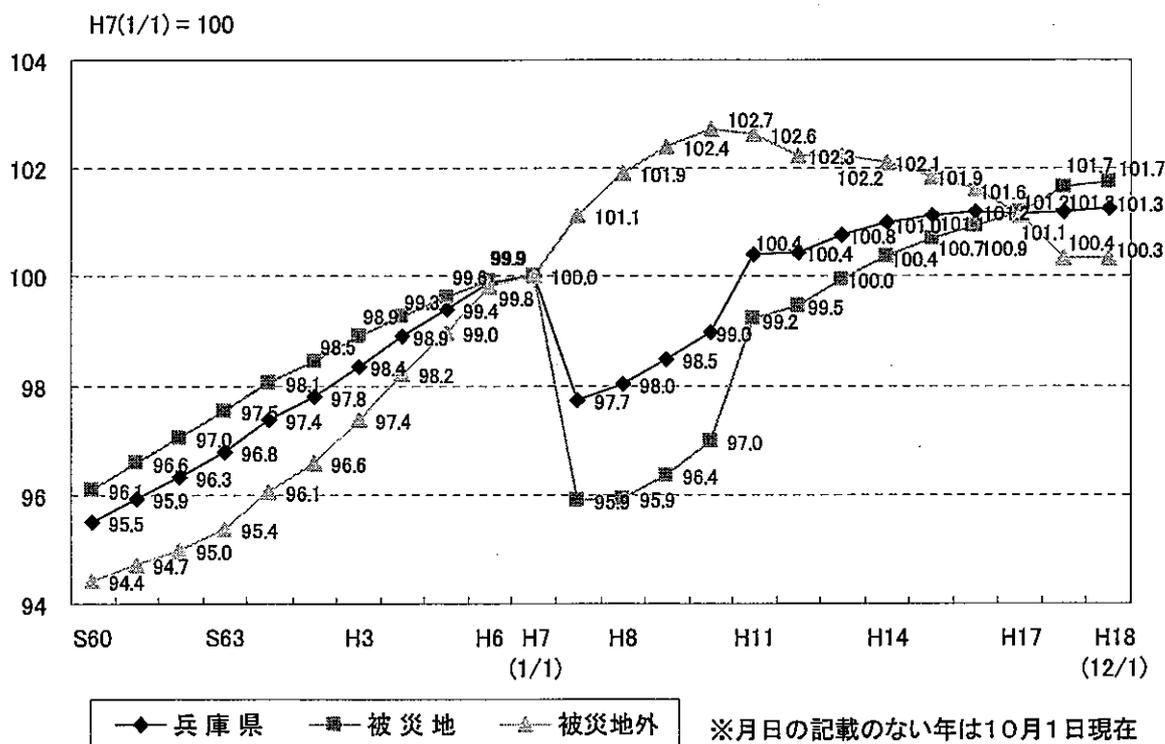


図1：兵庫県及び被災地における人口の回復状況（出典：兵庫県統計課調べ）

	S60.10.1	H2.10.1	昭和60年 国勢調査 以降の 人口増加数	H7.1.1	H7.10.1	震災後の 人口増加数	H12.10.1	震災後の 人口増加数	H17.10.1	震災後の 人口増加数	H18.12.1		震災後の 人口増加数
	国勢調査 結果	国勢調査 結果		震災前 推計人口 (a)	国勢調査 結果		国勢調査 結果		推計人口 (b)		回復率 (b/a)		
兵庫県	5,278,050	5,405,040	126,990	5,526,689	5,401,877	▲ 124,812	5,550,574	23,885	5,590,601	63,912	5,595,878	101.3	69,189
被災地	3,448,657	3,533,532	84,875	3,589,126	3,442,310	▲ 146,816	3,569,392	▲ 19,734	3,631,252	42,126	3,651,785	101.7	62,659
被災地外	1,829,393	1,871,508	42,115	1,937,563	1,959,567	22,004	1,981,182	43,619	1,959,349	21,786	1,944,093	100.3	6,530
神戸市	1,410,834	1,477,410	66,576	1,520,365	1,423,792	▲ 96,573	1,493,398	▲ 26,967	1,525,393	5,028	1,529,693	100.6	9,328
東灘区	184,734	190,354	5,620	191,716	157,599	▲ 34,117	191,309	▲ 407	206,037	14,321	207,493	108.2	15,777
灘区	133,745	129,578	▲ 4,167	124,538	97,473	▲ 27,065	120,518	▲ 4,020	128,050	3,512	128,707	103.3	4,169
中央区	119,163	116,279	▲ 2,884	111,195	103,711	▲ 7,484	107,982	▲ 3,213	116,591	5,396	119,165	107.2	7,970
兵庫区	130,429	123,919	▲ 6,510	117,558	98,856	▲ 18,702	106,897	▲ 10,661	106,985	▲ 10,573	107,224	91.2	▲ 10,334
北区	177,221	198,443	21,222	217,166	230,473	13,307	225,184	8,018	225,945	8,779	226,471	104.3	9,305
長田区	148,590	136,884	▲ 11,706	129,978	96,807	▲ 33,171	105,464	▲ 24,514	103,791	▲ 26,187	103,160	79.4	▲ 26,818
須磨区	181,966	188,119	6,153	188,949	176,507	▲ 12,442	174,056	▲ 14,893	171,628	▲ 17,321	169,885	88.9	▲ 19,064
垂水区	224,212	235,254	11,042	237,735	240,203	2,468	226,230	▲ 11,505	222,729	▲ 15,006	221,036	93.0	▲ 16,699
西区	110,774	158,580	47,806	201,530	222,163	20,633	235,758	34,228	243,637	42,107	246,552	122.3	45,022
尼崎市	509,115	498,999	▲ 10,116	492,793	488,586	▲ 4,207	466,187	▲ 26,606	462,647	▲ 30,146	462,033	93.8	▲ 30,760
明石市	263,363	270,722	7,359	283,668	287,606	3,938	293,117	9,449	291,027	7,359	291,265	102.7	7,597
西宮市	421,267	426,909	5,642	424,101	390,389	▲ 33,712	438,105	14,004	465,337	41,236	472,659	111.4	48,558
洲本市	55,048	54,049	▲ 999	53,049	52,839	▲ 210	52,248	▲ 801	50,030	▲ 3,019	49,353	93.0	▲ 3,696
芦屋市	87,127	87,524	397	86,862	75,032	▲ 11,830	83,834	▲ 3,028	90,590	3,728	91,898	105.8	5,036
伊丹市	182,731	186,134	3,403	189,767	188,431	▲ 1,336	192,159	2,392	192,250	2,483	192,831	101.6	3,064
宝塚市	194,273	201,862	7,589	206,641	202,544	▲ 4,097	213,037	6,396	219,862	13,221	220,644	106.8	14,003
三木市	74,527	76,501	1,974	77,801	78,653	852	76,682	▲ 1,119	75,087	▲ 2,714	83,939	107.9	6,138
川西市	136,376	141,253	4,877	143,588	144,539	951	153,762	10,174	157,668	14,080	157,471	109.7	13,883
南あわじ市	57,690	57,526	▲ 164	56,845	56,664	▲ 181	54,979	▲ 1,866	52,283	▲ 4,562	51,613	90.8	▲ 5,232
淡路市	56,306	54,643	▲ 1,663	53,646	53,235	▲ 411	51,884	▲ 1,762	49,078	▲ 4,568	48,386	90.2	▲ 5,260

表1：被災地における市区別人口の推移（出典：兵庫県統計課調べ）

(2) 総生産の回復

実質総生産の推移をみると(H6=100)、県全体では平成17年度に震災前比104.5ポイントに達し、平成6年度の水準を上回るなど、震災前の状況に回復している。
被災地においても、平成17年度に同103.0ポイントとなっている。
なお、全国では平成17年度で同114.8ポイントである。

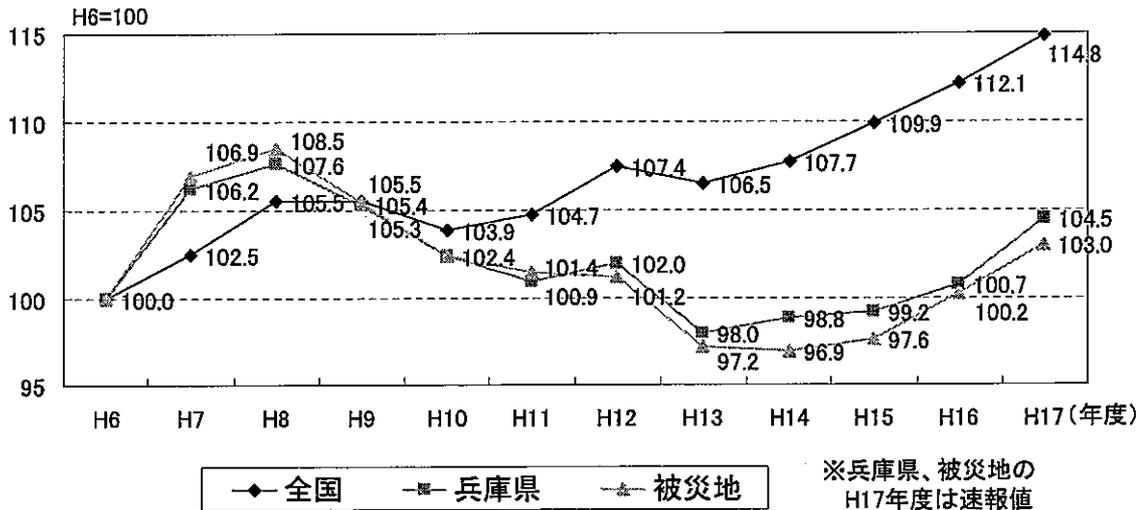


図2：被災地における総生産の推移
(出典：国民経済計算、県民経済計算、市町民経済計算)

(3) 有効求人倍率の上昇

被災地における有効求人倍率は、平成18年11月では0.89倍であり、震災前の水準を大きく上回っている。

	6年度	H7.1	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H18.11
全国	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06
兵庫県	0.46	0.45	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.96
被災地	0.36	0.35	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.89

表2：被災地における有効求人倍率の推移 (出典：厚生労働省兵庫県労働局調べ)

(4) 面的整備事業の着実な進捗

震災復興にかかる面的整備事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業ともに、着実に進捗している。

区分	全体面積	進捗率
復興土地区画整理事業 (20事業地区)	255.9ha	98% (仮換地指定率)
復興市街地再開発事業 (15事業地区)	33.4ha	84% (管理処分計画決定率)

表3：面的整備事業の進捗 (H18.12.1現在：兵庫県市街地整備課調べ)

2. 被災者の生活復興意識の変化

被災者の生活復興の実態を調査した「平成17年度生活復興調査」をみると、地域経済については、震災の影響を脱していないという意識が一部見られるが、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行していることがうかがえる。

(1) まちの復興意識

「まちの復興が進んでいる」と感じている人の割合は、平成13年(2001年)2月に80.6%、平成15年(2003年)1月に82.0%、平成17年(2005年)1月に83.9%と着実に増加している。また、平成17年1月に「まちの復興が進んでいない」と感じている人の割合は、13.7%である。

(2) 被災者意識

「自分が被災者だと意識しなくなった」と感じている人の割合は、平成8年(1996年)に過半数を超え、平成17年(2005年)1月時点では75.5%に達している。また、平成17年1月時点で「自分は被災者だ」と意識している人の割合は24.5%である。

(3) 震災による家計への影響

「家計への震災の影響がなくなった」と感じている人の割合が50%を超えたのは、平成8年(1996年、59.2%)で、平成17年(2005年)1月時点では76.9%に達している。また、平成17年1月時点で「家計への震災の影響がある」と感じている人の割合は23.1%である。

(4) 震災による地域経済への影響

「地域経済が震災の影響を脱した」と感じている人の割合は、平成17年(2005年)1月時点で52.6%であり、「震災の影響を脱していない」と感じている人の割合は47.4%である。

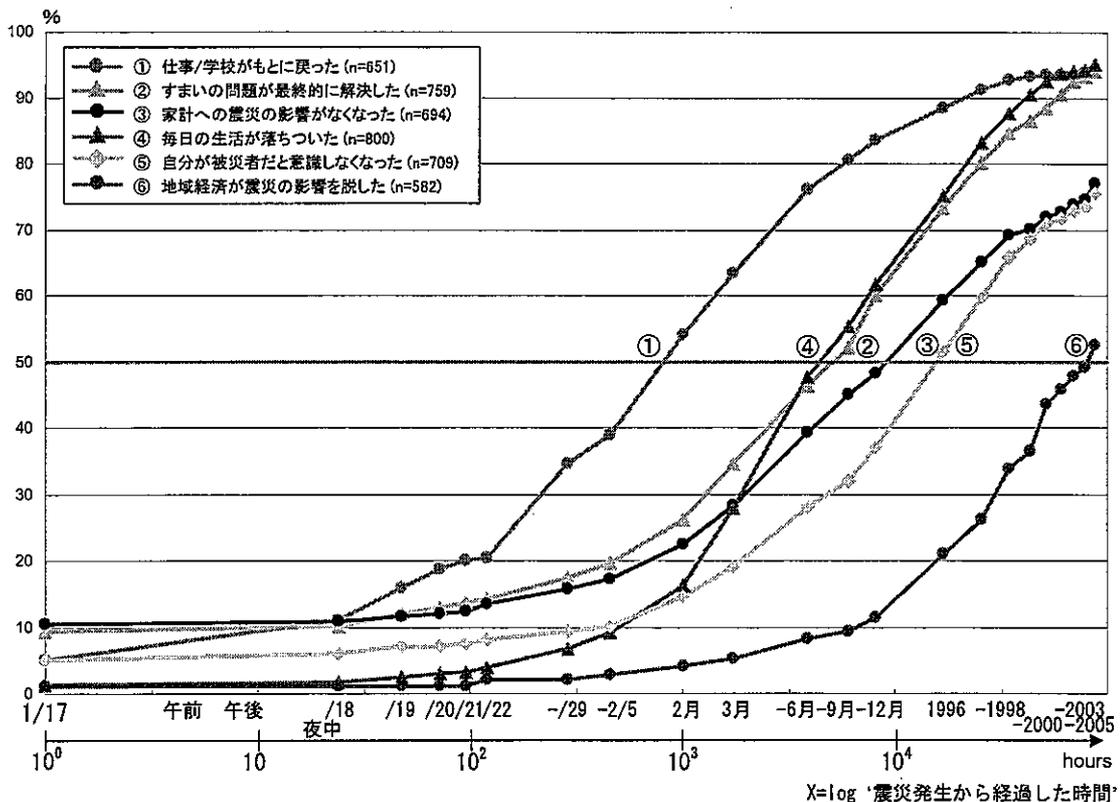


図3: 被災者の意識 (出典: 平成17年度生活復興調査)

[調査対象: 被災地の成年男女3,300名・有効回答: 1,028名 (31.2%)]

3. 被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

被災地で活動している団体・NPO等を対象に調査した「復興モニター調査2006(速報値)」における分野毎の地域の復興状況の調査によると、「復興が進んでいる」と感じている団体は33.9%、「どちらともいえない」は39.4%、「復興が進んでいない」は11.7%となっている。

このうち、「復興が進んでいない」の要因をみると、「震災による要因」が10.8% (全体の1.3%)、「不況等による要因」が24.8% (全体の2.9%)、「社会構造的な要因」が39.7% (全体の4.6%)、「その他の要因」が18.0% (全体の2.1%)となっている。

被災地で活動している団体は、総体としては「復興が進んでいる」と感じているが、復興が進んでいない要因については、震災による要因よりも、不況等による要因や、高齢化、都市構造の変化などの構造的な要因の方が大きいと感じている。

被災地の課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取り組みが不可欠であることがうかがえる。

《「復興が進んでいない」要因分析》

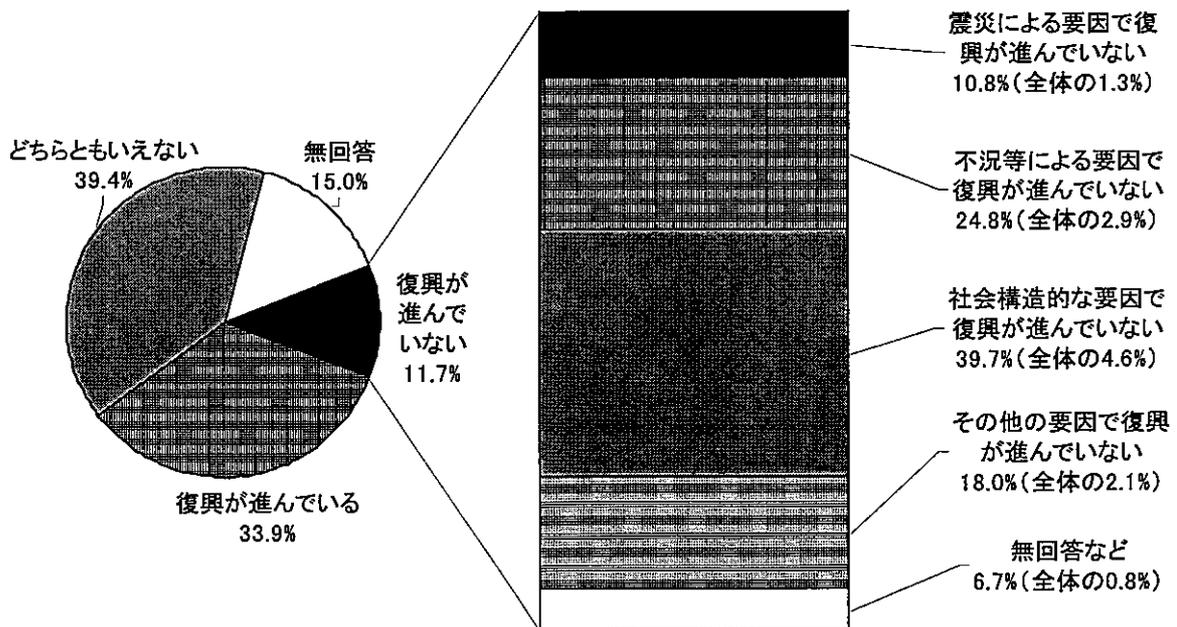


図4：「復興が進んでいない」要因分析図 (出典：復興モニター調査2006(速報値 H18.9))

* 「地域の見守り体制」「地域活動・ボランティア活動」「既存産業の活性化」「安全・安心のまちづくり」「区画整理・市街地再開発」など26分野について、復興が「進んでいる」「進んでいない」「どちらともいえない」を回答してもらい、「進んでいない」とした団体にその要因を回答してもらった結果を全体として集計した。
 [調査対象：被災地の団体・NPO等400団体・有効回答：188団体(47.0%)]

4. 震災復興における先導的取り組みの全国・全県的な拡がり

本県は、震災復興の過程で、高齢者支援やまちづくり、減災対策など先導的な取り組みを展開してきたが、こうした取り組みに呼応する以下のような全国・全県的な制度・施策が動き出している。

(1) 高齢者の見守り

本県においては、震災以降、SCS（高齢世帯生活援助員）やLSA（生活援助員）の配置、コミュニティプラザの設置など、高齢者の見守り活動やコミュニティづくりの充実に向けた先導的な施策を展開してきた。

また、今年度から復興基金事業としてスタートした「高齢者自立支援ひろば」事業では、神戸市における地域包括支援センターと連携した「あんしんすこやかルーム」の開設など、復興施策と一般の福祉施策が連携した取り組みも始まっている。

さらに、国（厚生労働省）においても、南芦屋浜災害復興公営住宅における24時間365日対応の取り組みを参考に、東京の高島平や多摩ニュータウンなど全国の高齢化が進展している団地等における単身高齢者等の孤立死を防止するため、平成19年度予算案に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の創設を盛り込んでいる。

※ 孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の概要

- 関係省庁、知事、学識経験者等で構成された推進会議で、アクションプラン（行動計画）を策定。
- 都道府県・政令市の中から選定されたモデル自治体が、設定したモデル地域において、地域包括支援センター等を活用し、以下の取組を実施。
 - ・連絡相談窓口の設置、緊急情報体制の整備
 - ・広報活動、シンポジウムの開催
 - ・孤立死の事例収集・要因分析
 - ・地域支援ネットワークの整備

(2) まちのにぎわい回復

本県においては、商店街活性化事業や復興まちづくり支援事業などによって、まちのにぎわい創出に向けた取り組みを支援してきた。

国では、近年、中心市街地等のにぎわい創出が全国的な課題となっている状況を踏まえ、今年度、都市計画法等「まちづくり三法」の改正を行い、中心市街地等のにぎわい回復に向けた法整備を行った。

※ 「まちづくり三法」の改正の概要

- 「まちづくり三法」
 - ・都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3法
- 主な改正点
 - ・都市計画法の改正による大規模集客施設の立地規制の見直し
 - ・国による総合的・一体的な支援制度の創設 等

(3) 減災対策

本県においては、フェニックス防災システムの運用や災害対策センターの設置・運営等、将来起こりうる災害に対する減災の取り組みを進めてきた。

また、今年度においては、阪神・淡路大震災や平成16年の台風第23号災害などの検証等を踏まえた「兵庫県地域防災計画」の修正（兵庫県防災会議、平成18年6月）を行った。

国（内閣府）においては、市町村等が避難支援体制の整備に取り組む指針として、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。

※ 「兵庫県地域防災計画」の修正概要

○修正の視点

- ・復興10年総括検証・提言事業の成果や、台風第23号災害・JR福知山線列車事故の検証等を踏まえた修正

○主要な修正項目

- ・迅速、的確な情報収集・提供
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・治山・治水対策の総合的推進 等

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の概要

○策定主体

- ・内閣府（災害時要援護者の避難対策に関する検討会）

○位置づけ

- ・国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関等が、避難支援体制の整備に向けた取組を進めるためのガイドライン

○主な内容

- ・情報伝達体制の整備
- ・災害時要援護者情報の共有
- ・災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ・避難所における支援
- ・関係機関等との連携

第Ⅲ章 今後の復興フォローアップの 基本的な考え方

本章では、第Ⅱ章で整理した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえたポスト震災復興10年における復興フォローアップの基本的な考え方を示した。

第三章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

阪神・淡路大震災からの復興については、単に旧に復するのではなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、これまでボランティア活動やまちづくり活動への支援、高齢者の見守り、防災対策の充実、災害に強い都市基盤づくりなどの施策を重点的に実施してきた。

これらの施策の多くは、例えば、高齢化率が4割を超えるなど急速な高齢化が進行している災害復興公営住宅における高齢者の自立支援のように、震災復興対策としての取り組みが、同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取り組みでもあったことから、今後は、復興過程での経験も踏まえながら、これらの取り組みの成果を被災地外に広げていくことが重要である。

また、震災後12年が経過した被災地の復興は、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など概ね順調に進展しており、被災者の生活復興意識も平時の状態へと変化している。さらに、残された課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題としての取り組みが不可欠となっており、それに呼応した全国・全県的な制度・施策の創設等の動きも出てきている。

今後の復興フォローアップの推進にあたっては、これまでの創造的復興の成果や被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、戦略的かつ機動的な施策展開を図っていかねばならない。

1. 震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開

そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年間を目途に、高齢者の自立支援など震災に起因する被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施を図るとともに、全国・全県的な制度・施策との連携や整合等を重視しつつ、復興の成果を、高齢社会・成熟社会対策や産業雇用対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させることにより、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

2. “復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の推進

また、そのような取り組みを円滑かつ効果的に推進するため、震災復興全般にわたって71課題を整理し、その課題毎に、平成19～21年度の3か年における復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画等を示した「復興の成果を県政に生かす」3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～（復興フォローアップ3か年推進方策）を策定した。

今後は、この3か年推進方策に基づき、

○被災地固有の個別課題への対応（28項目）

○復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目）

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

○震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～を進める。

また、推進方策の実施にあたっては、毎年度、その進捗状況を見極めつつ、全県施策としての定着状況を評価しながら、取り組みを進める。

なお、今後の復興フォローアップについては、引き続き、現地調査等による復興の現状把握や課題の抽出、それらを踏まえた今後の取組方向の検討などを通じて、総合的なフォローアップを継続する。

第Ⅳ章 課題別推進方策

本章では、第Ⅲ章で示した今後の復興フォローアップの基本的な考え方を踏まえ、3か年における71課題毎の復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画を示した。

復興フォローアップ方針	<p>○平成19～21年度の3か年における復興フォローアップの推進方針 (方針の分類)</p> <p>【★被災地固有の課題解決を加速】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地固有の残された課題については、その解決を加速させるため、当該施策の一層の推進を図る。 <p>【☆復興の成果の全県施策への継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで主に復興施策として推進してきた取り組みのうち、今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、その着実な継承を図る。 ・既に復興の成果を踏まえた全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、一層の充実、推進を図る。 <p>【☆中長期的課題として対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点の状況では平成21年度末までに課題解決の急速な進展が見込めないものについては、中長期的課題として取り組む。
平成18年度の現状	○平成18年度における関連施策の取組状況
施策目標	○施策推進上の課題と平成21年度末までの取組目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方策に準拠、最終目標も併記)
年度別計画	<p>○平成19～21年度の各年度別の推進方策・目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方策に準拠)</p> <p>○【★被災地固有の課題解決を加速】に係る項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末までに課題を解決するための年度別推進方策・目標 (具体の取り組みや年度毎の数値目標等は、枠囲みや矢印で表示) ・平成21年度末までに課題を解決した結果としての平成22年度以降の推進方向(一般施策で対応、工事完了、措置決定等)を網掛けで表示 <p>○【☆復興の成果の全県施策への継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、平成21年度末までに復興の成果を全県施策に継承していくための年度別推進方策・数値目標を記載(全県施策に継承後の対応方針を網掛けで表示) ・既に全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、「復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進」と網掛けで表示し、全県施策として一層の推進を図るための年度別推進方策・数値目標を記載 <p>○【☆中長期的課題として対応】に係る項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中長期的課題として対応」と網掛けで表示

第IV章 課題別推進方策

3か年の復興フォローアップの推進にあたっては、高齢者の自立支援やまちなのにぎわいづくりをはじめとする被災地固有の個別課題について、喫緊の課題として、その解決に向けた重点的な取り組みを進める。

また、震災の教訓と復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図っていくため、まちの保健室やコレクティブハウジングなど復興の過程で生まれた先導的取り組みを、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展させるとともに、震災の経験と教訓を継承・発信し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

1. 被災地固有の個別課題への対応

被災地の復興は、全体としては着実に進展してきているものの、災害復興公営住宅においては、入居者の高齢化が年々上昇しており、また、既成市街地では、空き地や空き店舗が増加するなど、震災によって失われたまちなのにぎわいが回復していない地域がある。

こうした震災に起因する被災地固有の個別課題に対応するため、高齢者の自立支援、まちなのにぎわいづくりに重点的に取り組むとともに、県外居住被災者への支援などに引き続き取り組む。

あわせて、高齢者自立支援をはじめとする復興施策の成果を生かしながら、それらを今後の超高齢社会や成熟社会に対応するための仕組みとして全県施策に継承する。

(1) 高齢者の自立支援

① 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 **推進方策1**

災害復興公営住宅等における高齢者の見守り体制の充実を図るため、高齢者自立支援ひろばの拡充（平成21年度に40か所を目標）や機能充実を進めるとともに、生活援助員（LSA）や地域包括支援センター等の一般施策による高齢者支援を進めるなど、高齢者の見守り体制の構築を推進する。

また、被災地における高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策との連携強化を進めるとともに、その成果を踏まえながら、被災地を含めた全県での高齢者自立支援ひろば機能の展開方策等を検討するなど、超高齢社会に対応した高齢者自立支援の仕組みづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

- 高齢者自立支援ひろばの開設（復興基金）：11か所（予定）
- 高齢世帯生活援助員（SCS）の配置：102人
- 生活援助員（LSA）の配置：123人
- 地域包括支援センターの設置：316か所

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標 ()は庁内復興推進会議の所管部会	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○高齢者自立支援ひろばの拡充	高齢者自立支援ひろばの順次開設・機能充実		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設 (H21に40か所を目標) ・SCSによる支援 (順次、高齢者自立支援ひろばに移行) ○LSA等一般施策による高齢者支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・LSAをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置 ・総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備 (H20に321か所を目標) 	20か所(累計) ・スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等	30か所(累計)	40か所(累計)
	75人(累計)	55人(累計)	28人(累計) (H22以降は完全移行)
	140人(累計)	150人(累計)	160人(累計)
	317か所(累計) ・地域包括支援センターサポート体制の構築	321か所(累計)	
	<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化(神戸市におけるひろばと地域包括支援センターの連携等)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化等について検討 ・国への提案 等</p> </div>

② 高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 推進方策2

災害復興公営住宅等における自治会活動等の対応困難事例への支援など、自治会や見守り活動グループの取り組みを支援するため、いきいき県住推進員の配置や高齢者自立支援ひろばによる意見交換会の実施、コミュニティサポート支援事業を活用した仲間づくりなど、災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

○いきいき県住推進員の配置：30人

○コミュニティサポート支援事業(復興基金)：見守りグループ育成(H17末累計309団)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会）			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援 ・自治会活動等の対応困難事例への支援等	いきいき県住推進員の配置（30人）		
	見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、高齢者自立支援ひろばスタッフ、行政等との意見交換会の実施等（自治会活動の対応困難事例、高齢者自立支援ひろばによるコミュニティづくり等）		
	コミュニティポート支援事業の実施（順次、高齢者自立支援ひろばに移行）		
			H22以降は、一般施策として展開(①と一体)

イ 単身高齢者対策 **推進方策3**

災害復興公営住宅における単身高齢者等の閉じこもり対策を進めるため、災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業を活用し、高齢者の元気づくりのためのふれあい交流事業等への支援の取り組みを推進する。

また、単身高齢者等の生活支援を図るため、LSA等による単身高齢者への支援やボランティア活動、コミュニティ・ビジネスへの助成などの取り組みを推進するとともに、個々の状況に応じて、リバースモーゲージを活用した生活資金や生活保護の適用等による支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業(復興基金)の実施
- 高齢者自立支援ひろばの開設(復興基金)
- LSAの配置、地域包括支援センターの設置
- 「まちの保健室」看護ボランティアによる訪問(復興基金等)
- 県民ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施
- 個々の状況に応じたリバースモーゲージを活用した生活福祉資金の貸付(長期生活支援資金)、生活保護の適用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単身高齢者対策（県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○単身高齢者等の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設 ・L S Aの配置、地域包括支援センターの設置 ・まちの保健室看護ボランティアによる訪問 ・ボランティア活動助成、コミュニティビジネス支援事業の実施 ・個々の状況に応じたリバースモーゲージを活用した生活資金支援（長期生活支援資金、要保護者世帯向け長期生活支援資金等）等や生活保護の適用 		
			H22からは一般施策で対応 (①と一体)

ウ 公営住宅の高齢化対策 **推進方策4**

公営住宅における高齢化対策を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大（平成21年度に80戸を目標）などを図る。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）
- 新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅の高齢化対策	（まちづくり復興担当部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進 ・新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大 （H21に80戸、H22に100戸を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	新婚世帯・子育て世帯の優先入居等の推進		
	40戸(累計)	60戸(累計)	80戸(累計)

③ 高齢者に優しい環境づくり

ア 県営住宅のバリアフリー化 **推進方策5**

県営住宅におけるバリアフリー化を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、県営住宅の高齢者向け改修等のバリアフリー化（平成21年度までに6,350戸を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県営住宅のバリアフリー化	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進 ・県営住宅のバリアフリー化の推進 (H21に6,350戸、H22に7,900戸のバリアフリー化を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県営住宅のバリアフリー化の推進		
	3,250戸(累計)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)

イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策6**

住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策を進めるため、消費生活条例等の法令に基づき、生活科学センター等での消費生活相談等や地域での声かけ運動を実施するとともに、住宅改修業者登録制度の運用や住宅リフォーム相談などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 生活科学センター等での消費生活相談の実施
- 住宅改修業者登録制度の運用 (H18.7受付開始)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅や生活に関わる悪質業者対策	(県民政策部会、まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進 ・消費者施策の推進 ・住宅リフォーム対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導		
	地域での声かけ運動実施団体を平成22年度までに1,000団体に拡大		
	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等		

ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり **推進方策7**

公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりを進めるため、福祉のまちづくり条例や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、実践モデル地区の整備推進、利用者の多い鉄道駅舎におけるエレベーターの設置（平成21年度に99%を目標）、歩道の段差解消（平成19年度に約32,500か所を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化
- 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」(H17.4策定)に基づく取り組みの実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり (健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会)				
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承] ○公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置（H20に200団体を目標） ・ 事業所等の率先する率先行動の促進（H20に200事業所の計画策定支援を目標） ・ 利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦（H21に95%、H22に99%を目標） ・ 福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消（H19に約32,500か所を目標） ・ 診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進（H19に100施設を目標） 	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議の設置、運営			
		150団体(累計)	200団体(累計)	→
		150事業所(累計)	200事業所(累計)	→
		88%(累計154駅)	92%(累計160駅)	95%(累計166駅) →
		32,500か所(累計)	→	→
	100施設(累計)	→	→	

④ 高齢者の生きがいくりのための能力向上、社会参加の支援

ア 高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援 **推進方策8**

高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメント（能力向上）を支援するため、兵庫県高齢者生きがい創造協会によるいなみ野学園を運営する（平成21年度に大学院修了者300人を目標）とともに、生涯学習推進体制の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

- 県内7地域での高齢者大学の開設
- いなみ野学園大学院の開設（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援（県民政策部会、まちづくり復興担当部会） [☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメントの支援 ・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設 （H21に修了者300人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	いなみ野学園等高齢者大学の運営と生涯学習推進体制の充実		
	100人(累計)	200人(累計)	300人(累計)

イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策9**

高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用を進めるため、老人クラブの青年部会の設置（平成21年度に41か所を目標）や、健康づくり事業の拡大（平成21年度に16,000人を目標）など、高齢者の社会参加を支援する。

[平成18年度の現状]

- 老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者の知識やノウハウの社会での活用（健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会） [☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	老人クラブの社会活動や健康づくり活動支援		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会（若手会員の活躍の場）の設置 （H21に41か所を目標）	21か所（累計）	31か所（累計）	41か所（累計）
・老人クラブ健康づくり事業の拡充（H21に16,000人、H22に17,000人を目標）	14,000人（累計）	16,000人（累計）	16,000人（累計）

(2) まちのにぎわいづくり

① 多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり **推進方策10**

被災地における地域の主体的な発意による、まちのにぎわい創出を進めるため、まちのにぎわいづくり一括助成事業を実施（平成21年度に累計40団体への助成を目標）する。また、実施にあたっては、事業実施状況の公開や内外への情報発信など採択団体の事業実施をバックアップするとともに、助成終了後の活動の継続や被災地外への波及等に向けたフォローアップを実施するなど、持続可能な住民主体のにぎわいづくりを推進する。

さらに、中心市街地等まちなかのにぎわいの維持・向上に向けた共同プロジェクトを展開するなど、地域商業の活性化とまちづくりとが緊密に連携した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○まちのにぎわいづくり一括助成事業（復興基金）の創設（13団体助成）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
持続可能な住民主体のにぎわいづくり (まちづくり復興担当部会、産業労働部会)			
<p>[★被災地固有の課題解決を加速]</p> <p>○まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出 (H21に助成団体40団体を目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括助成事業の実施 採択団体の事業実施のバックアップ 助成終了後のフォローアップ等 		
	23団体（累計） ・「開かれた取り組み」の確保（事業実施状況の公開等） ・相談・支援体制の充実 ・意見交換・交流の場の提供 ・内外への情報発信の充実（事例集の作成、ポータルサイトの開設等）	33団体（累計）	40団体（累計）
			H22以降は一般施策で対応

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 (まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業 ・商人塾実施事業 ・駐車場整備計画ガイドプランの作成 等)		

イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策11**

まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、復興まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、一般施策においても、まちづくり協議会等に対する専門家派遣（平成21年度に40市町を目標）やまちづくり情報バンクの構築・運営などを行い、地域における住民主体のまちづくり活動を支援する。

[平成18年度の現状]

- 復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施
- まちづくり支援事業（一般施策）の実施
 （アドバイザー・コンサルタントの派遣、情報バンクの構築・運営等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちづくり協議会を核としたまちづくり (まちづくり復興担当部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進	まちづくり支援事業（一般施策）の実施 (・アドバイザー、コンサルタントの派遣 ・情報バンクの構築・運営 等)		
・まちづくり支援事業の実施 (H21に40市町、H22に全41市町を目標)	38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)

ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策12**

自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出を図るため、「(改定版)地域づくり活動支援指針」に基づき、地域づくり活動応援事業の実施(平成21年度に3,390団体を目標)や県民ボランティア活動への助成など、地域団体・NPO等による取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

- 地域づくり活動応援事業等の実施
(1,901団体[累計])

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 (県民政策部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出 ・地域づくり活動応援事業の実施(H21に3,390団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	地域づくり活動応援事業等の実施		
	2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)

エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策13**

子どもたちや学生など若者の元気による、まちのにぎわい創出を図るため、神戸大学等の大学との「まちづくり協定」の締結やそれに基づく共同事業等の実施、学生による商店街の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 神戸大学との「まちづくり協定」(H17.12締結)に基づく共同事業等の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学・学生との協働によるまちづくり (まちづくり復興担当部会、神戸県民局)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	大学と連携したまちづくりの推進等		

② 商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策14**

震災で被災した商店街のにぎわいや活気の回復を図るため、商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等を活用し、商店街の復興イベントの開催や共同施設の整備等への助成などの支援を実施する。

[平成18年度の現状]

- 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等（復興基金）の実施
- 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災商店街のにぎわい回復	(産業労働部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○被災商店街のにぎわいや活気の回復 ・商店街・小売市場復興イベント開催支援 ・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等 (復興基金)の実施 ・支援内容の拡充 (補助率等の引き上げ)		
	90件/年	90件/年	80件/年
	25件/年	20件/年	20件/年
			H22以降は一般施策で対応

イ 特色ある商店街づくり **推進方策15**

被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、先導的活性化事業や空き店舗活用支援事業等を通じて、商店街がその活性化をめざして実施する先導的な取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

- 先導的活性化事業の特色枠の創設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特色ある商店街づくり	(産業労働部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○先導的な取り組みによる被災商店街の活性化	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	先導的活性化事業、空き店舗活用支援事業、 地域連携イベント事業 等		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・元気アップ事業の展開 (H21に1,200件、H22に1,400件を目標)	700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)

③ 地域の景観の保全・創造や空き地等の活用

ア 残存空地の活用 **推進方策16**

被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりを推進するため、被災地空地の緑化推進助成事業（平成21年度に80件を目標）を通じて、市街地における残存空地の活用を促進する。

[平成18年度の現状]

○被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進 ・被災地空地の緑化推進助成事業の実施 (H21に80件を目標)	被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施		
	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)
			H22以降については、一般施策で対応

イ 地域景観の形成 **推進方策17**

住民の参画による景観まちづくりを進めるため、「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区の指定（平成21年度に41市町を目標）や、道路や街路、河川、都市公園等における緑化、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施など、魅力ある地域景観の形成を推進する。

[平成18年度の現状]

○「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域景観の形成	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○住民の参画による景観まちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・景観形成等基本方針改定	景観条例による魅力ある景観の創造・保全		
・景観形成地区等の指定 (H21に全41市町を目標)	32市町(累計)	38市町(累計)	41市町(累計)
・都市地域の緑化率30% (H21に24%、H27に30%を目標)	21%	22%	24%
	道路緑化推進事業、街路事業、河川事業、都市公園整備事業等における緑化の推進		
	県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施		
・都市部のまちなみ植樹数 (H21に80万本、H22に100万本を目標)	40万本(累計)	60万本(累計)	80万本(累計)
・全県花いっぱい運動の展開	人材・組織の育成による全県花いっぱい運動の展開		
・県下の花・緑活動団体数 (H21に2,300団体を目標)	2,100団体(累計)	2,200団体(累計)	2,300団体(累計)

④ 復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生

ア 復興市街地整備事業等の早期完成 **推進方策18**

復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成に向け、西宮北口駅北東地区等の換地計画の決定(平成19年度目標)や、新長田駅南地区の工事完了(平成21年度目標)など、未完了の復興市街地整備事業の完成を目指した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進
- 西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地整備事業等の早期完成 〔★被災地固有の課題解決を加速〕 ○復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進 ○復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	(まちづくり復興担当部会)		
	新長田駅南地区（市街地再開発）の事業推進		
	・西宮北口駅北東 ・富島地区等 （土地区画整理） の事業推進		H21末で工事完了（目標）
	換地処分若しくは換地計画決定（目標）		

イ 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 **推進方策19**

復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進を図るため、復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等を活用した住宅再建や商業機能の再生への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 〔★被災地固有の課題解決を加速〕 ○復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	(まちづくり復興担当部会)		
	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等（復興基金）の実施		
			H22以降については、復興市街地整備事業の完成に伴い事業終了

ウ 中心市街地の活性化 **推進方策20**

まちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法）の改正等を踏まえた被災市街地の活性化を進めるため、広域土地利用プログラムの策定を進めるとともに、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画や商業施設等の土地利用ゾーニングの策定、大規模集客施設の立地調整など、中心市街地活性化の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「まちづくり三法」の改正（H18.5）
- 「広域土地利用プログラム」（阪神間、東播臨海部、中播臨海部）の策定（H18.9）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中心市街地の活性化	（まちづくり復興担当部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進 ・広域土地利用プログラムの策定 ・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数（H21に18箇所を目標） ・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数（H21に11市町、H22に14市町を目標） ・立地調整条例に基づく届出件数（毎年度30件）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	・広域土地利用プログラム（東播内陸部、中播内陸部）策定		
	改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定		
	6箇所（累計）	12箇所（累計）	18箇所（累計）
	商業施設等の土地利用ゾーニングの策定		
5市（累計）	8市（累計）	11市（累計）	
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行（毎年度30件の届出）			

(3) その他の個別課題への対応

① 県外居住被災者の帰県支援 **推進方策21**

県外居住被災者の帰県を支援するため、県外居住被災者向けの県営住宅優先入居枠の確保や、電話訪問相談員による情報提供・相談等（平成21年度までに兵庫県に戻りたい県外居住被災者全員の帰県を目標）を実施する。

[平成18年度の現状]

- 県営住宅優先入居枠の確保
- 県外居住被災者への情報提供等（帰県意向の確認等）[H18.12 178世帯]

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県外居住被災者の帰県支援 [★被災地固有の課題解決を加速] ○県外居住被災者の帰県の支援	(まちづくり復興担当部会)		
	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等		H21末までに兵庫県に 戻りたい県外居住被災者 全員を帰県(目標)

② 未償還の貸付金等対策

ア 災害援護資金の償還対策 **推進方策22**

災害援護資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、市町における未償還金の償還を引き続き促進するとともに、国に対する免除要件の拡大等の要望、償還期限の再延長など5年経過後を見据えた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 市町における未償還金の償還事務の促進
- 国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害援護資金の償還対策 [★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還促進 ○償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	(健康生活部生活企画局等部会)		
	・市町における未償還金の償還事務の促進 ・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討		・償還期限の再延長等の国との協議 5年経過後の措置決定(H22)

イ 生活福祉資金の償還対策 **推進方策23**

生活福祉資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、兵庫県社会福祉協議会における未償還金の償還を引き続き促進する。

[平成18年度の現状]

- 県と県社協との今後の償還事務等の方針決定 (H18)
- 未償還金の償還の促進等

[施策目標と施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活福祉資金の償還対策	(健康生活部生活企画局等部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

ウ 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 **推進方策24**

中小企業緊急災害復旧資金に係る未償還金については、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

- 緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針(H16.12)に基づく未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	(産業労働部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

エ 生活復興資金の償還対策 **推進方策25**

生活復興資金の償還については、概ね順調に推移している (H18.12現在、償還率99.9%) が、引き続き、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

- 未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活復興資金の償還対策	(まちづくり復興担当部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

③ 災害復興公営住宅の家賃対策 **推進方策26**

災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど、災害復興公営住宅における適切かつ公平な家賃対策を推進する。

[平成18年度の現状]

- 特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定 (H18.6)
(一般の低所得者対策として対応)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅の家賃対策	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用		

④ 震災特例住宅税制の優遇措置による支援 **推進方策27**

被災市街地における住宅建設等を進めるため、復興土地区画整理事業地区等における震災特例住宅税制の優遇措置を活用した住宅建設や住宅購入への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災特例住宅税制の優遇措置による支援	(まちづくり復興担当部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	震災特例税制による住宅建設支援		
	H22以降については、被災市街地復興土地区画整理事業等の状況により延長要望を検討し対応方針を決定		

⑤ 被災自治体の震災関連地方債の償還対策 **推進方策28**

被災市町における震災関連地方債の円滑な償還を進めるため、被災市町の実情を踏まえつつ、平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望等を継続する。

[平成18年度の現状]

○既発債の償還延長等の支援を国に要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災自治体の震災関連地方債の償還対策	(企画管理部会)		
[★被災地固有の課題解決への取り組みを継続] ○被災市町の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	償還延長等の支援を国に要望		
			H22以降はH21末の状況により対応を検討

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災復興の過程を通じて、まちの保健室やコレクティブハウジングなどの新たな取り組みが生まれ、育ち、広がってきた。

このような先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための一般の施策として一層定着・発展させていくため、まちの保健室の取り組みの拡充、多世代型コレクティブハウジングの推進、児童・生徒も含めた総合的なこころのケア対策、ボランティア活動や芸術文化活動等への支援の充実、コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方や雇用就業への支援、震災ツーリズムなどツーリズム振興と被災地における新都市づくりなどを着実に推進する。

(1) まちの保健室の定着・発展 推進方策29

復興の過程で広がった「まちの保健室」の取り組みのさらなる定着・発展を図るため、事業の全県展開を進める（平成19年度に520か所を目標）とともに、市町町健康づくり施策や交番と連携した取り組みなどを推進する。

また、復興基金事業が終了する平成22年度以降を見据え、事業の展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討など、全県施策への継承に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- まちの保健室の開設：395か所（基金20か所、一般375か所）
（被災地は復興基金事業、被災地以外は一般施策で展開）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちの保健室の定着・発展	(健康生活部生活企画局等部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちの保健室の全県展開の推進 ・まちの保健室の開設 (H19に520か所を目標) ○H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定	まちの保健室の全県展開・充実		
	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所) ・事業内容の拡充 (市町との連携事業や交番と連携した取り組み)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)
	H22以降の事業展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討		・H22以降の支援内容等の決定 →復興基金事業はH21末で終了 H22以降は一般施策で対応予定

(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 **推進方策30**

震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりを一層進めるため、多世代協同居住のコレクティブハウジングのモデル的实施とその検証を実施するとともに、民間事業への支援の検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等
- 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 (まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施等	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施・検証、民間事業への支援の検討等	
		モデル的实施・検証を踏まえ、H22以降の対応方針を決定	

(3) こころのケアの推進

① こころのケア対策の推進 **推進方策31**

震災後のこころのケアの取り組みを踏まえたこころのケア対策を進めるため、兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かし、精神保健センター、健康福祉事務所が連携した、被災者を含めた県民の総合的なこころのケア対策を推進する。

[平成18年度の現状]

- 兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
こころのケア対策の推進 (健康生活部生活企画局等部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進		

② 心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 **推進方策32**

心のケアを必要とする児童生徒に対する教育相談体制の充実を図るため、学校現場における心のケア担当教員、スクールカウンセラー（全中学校等への配置等）など専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実、教職員のカウンセリング・マインド研修の実施などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 震災にかかる心のケア担当教員の配置(16名)
- 全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置
- 教職員のカウンセリング・マインド研修の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 (教育委員会事務局部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実・心のケア担当教員の配置 ・スクールカウンセラーの配置 ・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	心のケア担当教員の配置の継続（～H21）		
	スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等		
	カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施		

(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

① 震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 **推進方策33**

震災を契機として被災地に広がった県民ボランティア活動の一層の推進を図るため、「ボランティア活動元気アッププログラム」に基づき、ひょうごボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）など、ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動への支援を実施する。

[平成18年度の現状]

- ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施
- 「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 (県民政策部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進 ・ボランティア基金による活動助成 (毎年度3,300件) ・NPOと行政の協働会議の設置 ・NPO貸付制度による支援 ○地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ボランティア基金による活動助成		
	3,300件/年	3,300件/年	3,300件/年
	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施		
	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援		
団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			

② 文化を活かした個性ある地域づくり **推進方策34**

震災復興のシンボルでもある県立芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりを推進するため、「芸術文化振興ビジョン」に基づき、芸術文化センターにおける魅力ある公演（平成21年度に160事業260公演を目標）等の各種文化事業の実施などの取り組みを推進する。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを促進するため、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成を進める。

[平成18年度の現状]

- 「芸術文化振興ビジョン」(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施
- ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進 ・芸術文化センターにおける公演の実施 (H21に160事業260公演、H22に200事業320公演を目標) ・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進		
	80事業140公演 (累計)	120事業200公演 (累計)	160事業260公演 (累計)
	特別展等魅力ある展覧会の開催		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援 (H21に75件を目標) ○ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成 ・毎年度45人養成 (H17:177人→H22:概ね400人を目標) 	27件(累計)	51件(累計)	75件(累計)
	ヘリテージマネージャーの養成 (毎年度45人養成)		

③ 青少年の体験・交流の機会づくりの推進 **推進方策35**

今後の被災地の担い手となる青少年の生きる力を育む体験・交流の機会づくりを一層進めるため、子どもの冒険ひろば(平成19年度に全中学校区360か所を目標)や若者ゆうゆう広場(平成20年度に60か所を目標)などの取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○子どもの冒険ひろば(280か所)、若者ゆうゆう広場(40か所)の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年の体験・交流の機会づくりの推進	(県民政策部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進 ・「子どもの冒険ひろば事業」の展開(H19に全中学校区360か所を目標) ・「若者ゆうゆう広場事業」の展開(H20に60か所を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の展開		
	360か所(累計)		
	50か所(累計)	60か所(累計)	

④ 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 **推進方策36**

震災によって再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりを進めるため、「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づく様々な取り組みや、県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運醸成の取り組み等を推進する。

[平成18年度の現状]

○H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進

○「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 (県民政策部会)			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置 (H21に1,485人、H22に2,000人を目標) ・県立男女共同参画センターの運営 ・「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開 ・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結 (H21に175事業所、H22に200事業所を目標) 	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうご男女共同参画プラン21の推進		
	965人(累計)	1,485人(累計)	1,485人(累計)
	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施		
	125事業所(累計)	150事業所(累計)	175事業所(累計)

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

① コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及を図るため、生きがいしごとサポートセンターによる支援の展開や団塊世代への支援機能の拡充、コミュニティ・ビジネスへの助成など、新しい働き方への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

○シニア生きがいしごとサポートセンター (H17.6設置) による支援 (相談件数2,000件)

○コミュニティ・ビジネス助成事業の実施 (雇用創出2,400人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 (産業労働部会)			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援</p>	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	コミュニティ・ビジネスへの支援の展開		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就業支援 (H21に相談件数5,000件、H22に6,000件を目標) ・コミュニティ・ビジネスの起業支援 ・コミュニティビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出 (H21に6,100人、H22に7,200人を目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいしごとサポートセンターの拡充 (5か所→6か所、団塊世代への支援機能の拡充) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生きがいしごとサポートセンターによる支援 </div>	
	3,000件(累計)	4,000件(累計)	5,000件(累計)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援 (毎年度20団体) </div>		
	3,800人(累計)	5,000人(累計)	6,100人(累計)

② ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**
 ひょうご・しごと情報広場や地域労働相談・しごと情報広場による効果的な雇用就業対策を進めるため、ひょうご・しごと情報広場によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供 (平成21年度に相談者数5,680人を目標)、青少年・若者のしごと体験 (平成21年度に38,000人) などを実施する。

[平成18年度の現状]

○ひょうご・しごと情報広場等の運営 (相談者数: 5,510人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 (産業労働部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進 </div>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご・しごと情報広場相談者数 (H21に5,680人、H22に5,740人を目標) ・地域しごと情報広場利用者数 (H20(ピーク)に4,410人/年を目標) 	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年
	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・青少年・若者のしごと体験を推進（H21に38,000人、H22に46,000人を目標）	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**

震災や不況等により厳しい状況に置かれている中高年の就業機会の創出を図るため、シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援（相談者数600人／年を目標）、シルバー人材センターによる生きがい就業への支援（平成21年度に50,000人を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- シニアしごと倶楽部による支援：相談者数400人
- シルバー人材センターによる就業支援：45,000人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	（産業労働部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出 ・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策 ・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援（H21に50,000人、H22に51,000人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	「シニアしごと倶楽部」の運営（相談者数600人/年）		
	47,000人(累計)	49,000人(累計)	50,000人(累計)

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

① 震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**

被災地における震災ツーリズムなど地域の特色や個性を生かしたツーリズムの振興を進めるため、「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」に基づき、人と防災未来センターなどを活用した各種の観光・集客の取り組み（平成21年度にツーリズム人口1億5,000万人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」（H18.3策定）に基づくツーリズム施策の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 (産業労働部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進 ・ツーリズム人口 (H21に1億5000万人を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうごツーリズムビジョンの推進		
	1億3700万人/年	1億4300万人/年	1億5000万人/年
	地域資源の活用や近隣府県との連携など 地域独自の取組みの強化		

② 被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

潮芦屋における安全・安心な魅力あるまちづくりを推進するため、「南芦屋浜土地利用基本計画」に基づき、マリーナ周辺ゾーンの整備や水質向上、県産木材を活用した住宅の導入など、ユニバーサルデザインを基本として、ウォーターフロントを活かしたまちづくり（平成21年度に住宅分譲戸数650戸を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

○「南芦屋浜地区土地利用基本計画」（H8.1策定）に基づく事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
潮芦屋の整備推進 (企業庁部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	潮芦屋におけるまちづくりの推進		
	・マリーナ周辺ゾーンの整備 ・マリーナの水質向上 ・県産木材を活用した住宅の導入 ・まちびらき10周年記念イベントの実施		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・潮芦屋における住宅分譲戸数 (H21に650戸、H22に750戸を目標)	500戸(累計)	550戸(累計)	650戸(累計)

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりを推進するため、「尼崎21世紀の森構想」に基づき、サポーターづくり（平成21年度に290人を目標）やスポーツ健康増進施設の運営を図るとともに、中央緑地の整備（平成21年度に進捗率54%を目標）を進める。

[平成18年度の現状]

- 「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進
- 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「尼崎21世紀の森」の推進 (県土整備部会、まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	森づくり協議会の運営		
・尼崎21世紀の森づくりサポーター数 (H21に290人、H22に300人を目標)	270人(累計)	280人(累計)	290人(累計)
・尼崎の森中央緑地整備進捗率 (H21に54%、H27に100%を目標)	42%	48%	54%
・尼崎の森中央緑地年間利用者 (H21に20万人、H27に83万人を目標)	20万人/年	20万人/年	20万人/年
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営 (H18～)	PFI手法による施設の運営		

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生を進めるため、明舞団地における若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進
- 明舞団地再生コンペの実施 (H18.8)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>明舞団地等オールドニュータウンの再生 (まちづくり復興担当部会)</p>			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生 ・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討</p>	<p>若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進</p>		
	<p>・住み替えシステムの検討</p>	<p>モデル事業の実施</p>	
<p style="text-align: right;">復興の成果を継承した全県施策として展開</p>			

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

阪神・淡路大震災は、平素から減災を考え、社会全体で災害に備え、災害に挑んでいこうとする「災害文化」の機運が生まれる契機となった。こうした震災の経験と教訓を継承し、広く内外に発信していくことが、被災地としての本県の責務である。

そのため、被災地における各種団体やNPO/NGO、企業、行政など様々な主体によるこれまでの取り組みを踏まえ、「ひょうご安全の日に関する条例」に基づき、「1月17日は忘れない」ための取り組みを引き続き推進する。

また、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを着実に推進していくため、総合的な減災対策の推進、自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援、住宅や公共施設の耐震化、「兵庫の防災教育」の推進と災害被災地への支援、国際防災協力の推進、災害に強い基盤整備などを推進する。

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 **推進方策44**

震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みを一層進めるため、「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定やそれに基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練等の実施など、「1月17日は忘れない」をテーマにひょうご安全の日の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定 (H18.12)

○1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「1月17日は忘れない」ための取り組み（ひょうご安全の日）の推進 (企画管理部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災力強化県民運動の展開ーひょうご防災アクションー		
	・運動内容について の理解の促進	・実践活動の展開	・活動のフォロー の実施
	・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（毎年度） ・1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」 選奨事業、防災訓練など関連事業の実施		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

① 被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 **推進方策45**

被災者生活再建支援法の一層の充実のため、全国知事会等と連携しながら、居住安定支援制度の改善など同法の見直しに向けて、国への提案を行う取り組み(平成20年度に改正支援法施行)を推進する。

また、法改正により「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県と市町が共同して補完する事業を実施する。

[平成18年度の現状]

- 被災者生活再建支援法の円滑な運用
- 支援法の見直しに向けた国への提案
- 居住安定支援制度補完事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 [☆復興の成果の全県施策への継承] ○被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	(まちづくり復興担当部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会との協議、国への提案 ・居住安定支援制度の改善 ・法適用基準の見直し ・年収・年齢要件の見直し ・住宅再建支援の総合的な見直し ・国における被災者生活再建支援法の見直し 	H20に改正支援法施行	
		改正支援法の運用	
	居住安定支援制度補完事業の実施 (法改正により改善されるまで)		

② 住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

震災の教訓を反映した兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のさらなる推進を図るため、一層の加入促進を進める（10年間で世帯加入率50%を目標）とともに、全国知事会等と連携しながら、全国制度化に向けた検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 兵庫県住宅再建共済制度（H17.9創設）の加入促進
- 複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入
- 郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携
- 全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅再建共済制度の推進	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進 ・フェニックス共済加入率 (10年間で世帯加入率50%を目標) ○全国制度化に向けた検討	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス共済の加入促進		
	15% (H19.8)	20% (H20.8)	25% (H21.8)
	全国制度化の検討（全国知事会、国との協議等）		

③ 地震保険制度の改善 **推進方策47**

地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけなどを推進する。

[平成18年度の現状]

- 地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ）
- 附帯要件の撤廃等の国要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地震保険制度の改善	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	附帯要件の撤廃等の国要望		

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

① 住宅の耐震化 **推進方策48**

震災の教訓を踏まえた住宅の耐震化の計画的な推進を図るため、「ひょうご住宅マスタープラン」や「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修への支援（平成20年度に耐震改修戸数10,000戸を目標）を進めるとともに、耐震偽装防止のための構造計算適合性判定機関の設立などを推進する。

[平成18年度の現状]

- H18.4「ひょうご住宅マスタープラン」改訂
- 「兵庫県耐震改修促進計画」の策定（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
住宅の耐震化	(まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進 ・地震に対し危険な住宅を半減 (H21に17.8万戸を目標) ・新耐震基準適合率 (H21に91%、H27に97%を目標) ・耐震改修済み戸数 (H20に10,000戸を目標) ・簡易耐震診断実施戸数 (H21に30,000戸を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	耐震診断や耐震改修支援の推進			
	・構造計算適合性判定機関の設立等			
	→	24.4万戸(累計)	20万戸(累計)	17.8万戸(累計)
	→	88%	90%	91%
	→	6,800戸(累計)	10,000戸(累計)	11,000戸(累計)
→	16,700戸(累計)	23,300戸(累計)	30,000戸(累計)	

② 公共施設等の耐震化 **推進方策49**

震災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化を進めるため、「県有施設耐震化計画」に基づき、地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護・避難所として重要な機能を担う県有施設（平成21年度に43施設を目標）や県立学校（平成21年度に27校を目標）、県営住宅（平成21年度に94棟を目標）等の公共施設の計画的な耐震化を推進する。

[平成18年度の現状]

- 県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共施設等の耐震化 (企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会)			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の耐震化推進 (第1期 H21に43施設、H24に52施設を目標) ・県立学校耐震化10か年作戦 (H21に27校、H25に92校を目標) ・県営住宅耐震改修 (H21に94棟、H22に116棟を目標) 	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県有施設耐震化の計画的推進		
	37施設(累計) (71%)	40施設(累計) (77%)	43施設(累計) (83%)
	27校(累計) (29%)	27校(累計) (29%) (19校着手:H22完了)	27校(累計) (29%)
54棟(累計) (47%)	74棟(累計) (64%)	94棟(累計) (81%)	

(4) 総合的な減災対策の推進

① 防災対策の計画的推進 **推進方策50**

震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進を図るため、地域防災計画に基づく防災対策の推進や、「ひょうご防災戦略プログラム」など減災に向けた計画的、戦略的な推進方策の検討・策定などを推進する。

[平成18年度の現状]

○「兵庫県地域防災計画」の修正 (H18)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
防災対策の計画的推進 (企画管理部会)			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進</p>	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進		
・「ひょうご防災戦略プログラム」策定	・「ひょうご震災復興計画(トライ)」策定		

② 災害時における情報発信の充実 **推進方策51**

災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みを構築するため、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネットの運用による災害時における情報収集・発信機能の充実などを推進する。

[平成18年度の現状]

- フェニックス防災システム(H16.4新システム運用開始)の運用
- ひょうご防災ネット(H17.4構築)の運用
- 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築(H18)
- 兵庫衛星通信ネットワーク(H6.11全面運用開始)の運用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における情報発信の充実	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実		

③ 防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 **推進方策52**

家屋被害認定士制度の一層の推進を図るため、家屋被害認定士の着実な養成(平成19年度に累計360人を目標)や制度の円滑な運用などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 家屋被害認定士の養成：累計174人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家屋被害認定士の養成	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○家屋被害認定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	・家屋被害認定士の養成目標達成 360人(累計)	家屋被害認定制度の円滑な運用	

イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 **推進方策53**

被災建築物応急危険度判定士制度の一層の推進を図るため、被災建築物応急危険度判定士の着実な養成（平成21年度に2,500人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

○被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,041人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災建築物応急危険度判定制度の推進	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）		

④ 自主防災組織の活性化 **推進方策54**

震災後、組織率が飛躍的に伸びた自主防災組織の一層の活性化を図るため、自主防災組織の着実な育成や自主防災活動の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

○自主防災組織の育成支援等（組織率95.1%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主防災組織の活性化	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○自主防災組織の育成・活性化への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	自主防災組織の育成・活性化への支援		

⑤ 災害ボランティアへの活動支援 **推進方策55**

災害時におけるボランティア活動への支援の一層の充実を図るため、「災害ボランティア活動支援指針」に基づき、災害ボランティア活動の支援体制の整備や平常時からのネットワーク強化などを推進する。

[平成18年度の現状]

○「災害ボランティア活動支援指針」の改訂（H19.3予定）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害ボランティアへの活動支援	(企画管理部会、県民政策部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア活動の支援体制の整備 ・平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化 ・ひょうごボランティアプラザによる市町社協VCの機能強化支援 ・災害救援専門ボランティア制度の見直し 	災害ボランティアへの活動支援の充実	

⑥ 災害時要援護者への支援 **推進方策56**

高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実を図るため、「災害時要援護者支援指針」に基づき、災害時の緊急情報発信システムの構築（平成21年度に1,470人の登録を目標）や、災害時の緊急情報の多言語での提供（平成20年度に外国人6,000人の登録を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「災害弱者支援指針」の改訂（H19.3予定）
- 携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(エマージェンシー)ネット」の構築・運用(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時要援護者への支援	(企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	市町における災害時要援護者支援の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急情報発信システムの構築 (H21に1,470人、H22に1,760人の登録を目標) ・災害時の緊急情報の14言語での提供 (H20に外国人6,000人の登録を目標) 	880人(累計)	1,170人(累計)	1,470人(累計)
	3,600人(累計)	6,000人(累計)	

⑦ 災害時の広域避難者への支援 **推進方策57**

災害時における広域避難者への支援の仕組みづくりを進めるため、他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築を推進する。

[平成18年度の現状]

○他府県との相互応援協定の締結の働きかけ等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時の広域避難者への支援	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討		災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築(目標)

⑧ 災害救助法に基づく救助の見直し等 **推進方策58**

災害救助法に基づく救助の見直し等を進めるため、同法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直しについて国に要望していく。

また、県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討などに取り組む。

[平成18年度の現状]

○災害救助法に係る国への要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救助法に基づく救助の見直し等	(企画管理部会)		
[☆中長期的課題として対応] ○災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直し ○防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	中長期的課題として対応	災害救助法に係る国への要望等	県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討

⑨ 災害時における警察活動の推進 **推進方策59**

災害時における円滑な警察活動の推進を図るため、都市型駐在所や災害モニターの設置、災害時等警察活動協力員制度の運用などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 都市型駐在所の運用 (HAT神戸等3箇所)
- 災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における警察活動の推進	(警察部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等		

⑩ 災害救急医療の取り組み **推進方策60**

震災の教訓を踏まえ、兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みを推進するため、災害救急医療システムを充実するとともに、兵庫県版DMAT (災害救急医療チーム) を運用する。

[平成18年度の現状]

- 災害救急医療システム (H15.4構築) による災害救急医療の取り組みの実施
- 兵庫県版DMATの体制整備 (H18)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救急医療の取り組み	(健康生活部生活企画局等部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの充実		

(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

① 新たな防災教育と学校防災体制の充実

ア 「兵庫の防災教育」の推進 **推進方策61**

震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の一層の推進を図るため、防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施、県立舞子高校環境防災科の取り組み等の学校等における防災教育の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

- 防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等
- 県立舞子高校環境防災科の取り組み

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「兵庫の防災教育」の推進	(教育委員会事務局部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実		

イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 **推進方策62**

震災の教訓を踏まえた震災・学校支援チームの取り組みを一層進めるため、災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 震災・学校支援チーム (H12.4設置) の運営 (但馬等への専門家派遣)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進	(教育委員会事務局部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	EARTHの運営 (災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)		

② 人と防災未来センターの積極的な活用 **推進方策63**

震災の経験と教訓を継承・発信するため、人と防災未来センターによる国内外の災害被災地への専門家派遣等の支援を実施するとともに、情報発信・展示、調査研究、研修、語り継ぎなどの取り組みを展開する。また、同センターの展示内容のリニューアルを検討、実施するなど情報発信機能の充実を図る。

[平成18年度の現状]

- 人と防災未来センターの運営（平成17年度来館者数：531,485人）
- 災害被災地への専門家派遣（新潟中越地震、スマトラ島沖地震津波被害等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人と防災未来センターの積極的な活用	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣		
	人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施		

(6) 国際防災協力の推進

① 国際防災・人道支援拠点の形成の推進

ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援 **推進方策64**

国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）における兵庫行動枠組みなどの成果を踏まえ、国際防災復興協力機構（IRP）による国際防災協力活動を一層進めるため、国内外の災害被災地への支援活動を展開する同機構の運営支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 国際防災復興協力機構（IRP（H17.5設置））の運営（パキスタン等への専門家派遣）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	IRPによる国内外の災害被災地への支援		

イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 **推進方策65**

神戸東部新都心を中心とした国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みを進めるため、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所神戸事務所等の関係機関で構成する国際防災・人道支援協議会によるフォーラム等の連携事業等への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

○関係機関による連携事業（H19.1 フォーラム開催等）への支援

【国際防災・人道支援関係機関】

- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター ・アジア防災センター ・国際エムックスセンター
- ・国際協力機構兵庫国際センター（国際防災研修センター(予定)）
- ・国際防災復興協力機構 ・国際連合人道問題調整事務所神戸
- ・国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所
- ・世界保健機関健康開発総合研究センター ・地球環境戦略研究機関関西研究センター
- ・日本赤十字社兵庫県支部 ・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
- ・兵庫県こころのケアセンター ・兵庫県災害医療センター
- ・防災科学研究所地震防災フロンティア研究センター
- ・防災科学研究所兵庫耐震工学研究センター（E-ディフェンス）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災・人道支援協議会に対する支援	（企画管理部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進		

② 国際的な防災研修専門機関の整備 **推進方策66**

神戸東部新都心における防災関連機関の集積を生かし、国際的な防災専門研修の拠点づくりを進めるため、県と国際協力機構（JICA）の間で進めている国際防災専門研修機関の設立を支援するとともに、同機関を活用した国際的な防災専門研修の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○国際防災専門研修機関の設立支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際的な防災研修専門機関の整備 (企画管理部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・国際防災研修センターの設立 (H19.5予定)	国際防災研修センターの運営		

(7) 災害に強い基盤整備等の推進

① 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 **推進方策67**

東南海・南海地震等大地震や台風等風水害等に対する防災機能を高めるため、「兵庫県地域防災計画」や「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」等に基づき、広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」(H18.3策定)に基づく防災公園等の整備
- 淡路広域防災拠点の整備 (H19.2)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 (企画管理部会、まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備		

② 大阪湾岸道路西伸部の推進 **推進方策68**

緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図るため、大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～駒ヶ林南)の環境影響評価及び都市計画決定手続を進めるなど、早期事業化に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大阪湾岸道路西伸部の推進 (県土整備部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）の早期事業化に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化		

③ 六甲山「水と緑の回廊」構想の推進

ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 **推進方策69**

表六甲山麓を土砂災害から守るグリーンベルトの整備を進めるため、「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」に基づき、六甲山系グリーンベルト整備事業による防災樹林帯の整備（平成21年度に公有地化面積968haを目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」（H8.3策定）に基づく事業推進（進捗率：約58%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 (県土整備部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 ・六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積） （H21に968ha、H22に993haを目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進		
	918ha(累計)	943ha(累計)	968ha(累計)

イ 阪神疏水構想の推進 **推進方策70**

河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの形成をめざした「阪神疏水構想」については、水源確保についての国の動向等を把握しながら、今後の中長期的な課題として取り組む。

[平成18年度の現状]

○水源確保の見通しが不確定な状況

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
阪神疏水構想の推進	(県土整備部会)		
[☆中長期的課題として対応] ○河川、公園、緑地等が連携する 水と緑のネットワークの整備	中長期的課題として対応		

④ 災害時における食料の安定供給等 **推進方策71**

災害時における食料の安定供給等を図るため、「ひょうご農林水産ビジョン2015」に基づき、食料の安定供給体制の整備や、警戒ため池の解消（平成21年度に63か所を目標）、海岸保全施設の整備（平成21年度に6地区完了を目標）による災害に強い漁港づくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

○「ひょうご農林水産ビジョン2015」（H18.3策定）に基づく取り組みの推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における食料の安定供給等	(農林水産部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害時における食料の安定供給 やため池の管理、災害に強い漁 港づくりなどの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害時における食料の安定供給体制の整備等		
・農地等の保全 警戒ため池の解消 (警戒ため池の箇所数： H21に63箇所、H22に30箇 所を目標)	133箇所(累計)	93箇所(累計)	63箇所(累計)
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了 (H21に6地区、H22に7地区 を目標)	4地区(累計)	5地区(累計)	6地区(累計)



阪神・淡路大震災
“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

平成19年2月発行

兵庫県県土整備部復興局復興推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (代表) 内線5855・5860

URL : http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33_000000158.html

E-MAIL : fukkousuishinka@pref.hyogo.jp